

# 史跡水口岡山城跡保存活用計画



令和8年（2026年）

甲賀市教育委員会



# 序 文

史跡水口岡山城跡は、天正13年（1585年）、独立丘陵「古城山」において豊臣秀吉の命により家臣・中村一氏が築いた城であります。東海道を眼下に収め、鈴鹿峠を望む立地は、東国制覇の拠点として重視され、秀吉の天下統一後も豊臣政権の要衝として機能しました。関ヶ原の戦い後に廃城となりましたが、良好に残る石垣や堀が高く評価され、平成29年（2017年）に国史跡に指定されました。

本計画は、総合調査によって明らかとなった学術的・歴史的価値を踏まえ、水口岡山城跡を適切に保存・活用し、次世代へ確実に継承することを目的として策定したものです。これにより、史跡の文化財としての価値を損なうことなく、地域のまちづくり資源として活かし、市民に広く親しまれる史跡として未来へ伝えていくことを目指します。

本計画の策定にあたり、甲賀市史跡水口岡山城跡保存活用計画検討委員会の委員各位をはじめ、文化庁、滋賀県文化スポーツ部文化財保護課、ならびに関係機関の皆様から多大なるご指導とご協力を賜りましたことに、心より感謝申し上げます。

甲賀市教育委員会

教育長 立岡 秀寿

## 例 言

1. 本書は、滋賀県甲賀市水口町水口に所在する史跡水口岡山城跡の保存活用計画である。
2. 本事業は、令和6～7年(2024～2025年)度までの2箇年で実施し、令和6・7年(2024・2025年)度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付を受けた。
3. 計画の策定にあたっては、甲賀市史跡水口岡山城跡保存活用計画検討委員会の指導を受けた。また、文化庁、滋賀県文化スポーツ部文化財保護課の指導・助言を得た。
4. 本書の執筆・編集は甲賀市教育委員会事務局歴史文化財課が実施した。なお、図面の作成等の業務の一部を株式会社アクセスに委託した。
5. 本書に掲載した図は、国土交通省国土地理院が管理する航空レーザ測量データを利用したものである。

# 目 次

## 第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革・目的 .....	1
第2節 計画の目的 .....	2
第3節 委員会の設置・経緯 .....	2
第4節 他の計画との関係 .....	4
第5節 計画の対象範囲 .....	7
第6節 計画期間 .....	8

## 第2章 史跡周辺の概要

第1節 自然 .....	9
第1項 地形・地質	
第2項 気候	
第3項 動植物（植生・動物・昆虫）	
第2節 社会 .....	13
第1項 人口	
第2項 都市計画・土地利用	
第3項 交通	
第4項 産業	
第5項 観光	
第3節 歴史的環境 .....	15
第4節 文化財（指定・登録文化財）.....	19

### 第3章 史跡と周辺の概要

第1節 指定に至る経緯 .....	21
第2節 指定に至るまでの調査成果 .....	22
第1項 発掘調査の成果	
第2項 文献史料等の調査成果	
第3項 文献史料等からわかる史跡周辺	
第4項 まとめ	
第3節 指定の状況 .....	29
第1項 指定告示	
第2項 管理団体告示	
第3項 指定説明文とその範囲	
第4項 指定地の現状	

### 第4章 史跡水口岡山城跡の本質的価値

第1節 史跡水口岡山城跡の本質的価値 .....	35
第2節 構成要素の特定 .....	37

### 第5章 基本理念

第1節 基本理念の設定 .....	47
第1項 水口岡山城跡の特徴	
第2項 保存活用の基本理念	
第2節 地区区分 .....	50
第3節 市の上位計画や関連計画との関係 .....	52
第4節 現状と課題の整理 .....	53

## 第6章 保存管理

第1節 保存管理の方針 .....	59
第2節 保存管理の方法 .....	60
第1項 地区区分ごとの保存管理の方法	
第2項 現状変更の基準	

## 第7章 活用

第1節 活用の方針 .....	67
第2節 活用の方法 .....	68
第1項 〔方針①〕「城跡の体感」と「自然とのふれあい」の両立	
第2項 〔方針②〕積極的な情報発信と既存資料館の活用	
第3項 〔方針③〕城跡を活用したフィールドワークの機会を創出	
第4項 〔方針④〕市内の豊富な文化財と連携した観光活用	
第5項 〔方針⑤〕市民協働によるまちづくりへの活用	

## 第8章 調査

第1節 調査の方針 .....	77
第2節 調査の方法 .....	78
第1項 〔方針①〕本質的価値の保存に必要な調査	
第2項 〔方針②〕本質的価値のさらなる理解に資する調査	
第3項 〔方針③〕史跡整備に必要な情報を得る調査	
第4項 〔方針④〕その他の必要な調査	

## 第9章 整備

第1節 整備の方針 .....	81
第2節 整備の方法 .....	82
第1項 〔方針①〕 遺構保存の整備	
第2項 〔方針②〕 史跡活用の整備	
第3項 〔方針③〕 史跡範囲外の整備	

## 第10章 運営体制

第1節 運営体制の方針 .....	85
第2節 運営体制の方法 .....	85

## 第11章 実施計画と経過観察

第1節 実施計画 .....	87
第2節 経過観察 .....	88

## 付 参考資料

関係法令の条文（抜粋） .....	89
1. 文化財保護法	
2. 都市計画法	
3. 砂防法	
4. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）	
5. 急傾斜地崩壊危険箇所等調査要領	
6. 地すべり等防止法	
7. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
8. 都市緑地法	
9. 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）	
10. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
11. 森林法	

甲賀市水口岡山城跡調査委員会 .....	93
----------------------	----

1. 開催目的
2. 第1回「みんなで築こう水口岡山城の未来」
3. 第2回「みんなで築こう水口岡山城の未来」
4. 第3回「水口岡山城を語ろう～君の城熱が未来を築く～」



## 第1章 計画策定の沿革・目的

### 第1節 計画策定の沿革・目的

水口岡山城跡は、甲賀市水口町水口に立地する独立丘陵「古城山」に所在する。古城山は通称「城山」とも呼ばれ、市民に親しまれている。山頂からは水口平野や湖東平野を一望できるほか、湖北や湖西の山々とともに琵琶湖を眺めることができる。

水口岡山城は、天正13年（1585年）に豊臣秀吉の命を受けた家臣の中村一氏が築城した。築城当時、近江は秀吉の勢力圏の東端に位置しており、東海道を眼下に見据え、鈴鹿峠を望む立地は東国制覇の足掛かりとして重要であった。

秀吉の天下統一後、五奉行の増田長盛、長束正家が城主として入るなど、豊臣政権内でも重要視された。慶長5年（1600年）の関ヶ原の戦いの後、廃城となり、天和2年（1682年）までは幕府の管理下に、同年の水口藩成立後は藩の御用林として管理された。

甲賀市では、平成24年（2012年）2月に策定された「新名神高速道路活用戦略」において、水口岡山城跡を甲賀市の重要な地域資源に位置づけるとともに、市のランドマークとすべく、重要事業「あいこうか岡山城プロジェクト」を立ち上げ、学術調査を実施し、史跡指定を目指すこととした。教育委員会では平成22～25年（2010～2013年）度まで詳細地形測量調査を実施し、地表面観察による城郭遺構の確認に努め、平成24～27年（2012～2015年）度には城跡の全容を把握することを目的とした遺構確認発掘調査を実施した。調査の実施にあたっては、甲賀市水口岡山城跡調査委員会を設置し、調査手法や調査の内容について指導、助言を仰ぎながら進めた。同委員については、巻末の資料編に委員名簿と委員会の概要を掲載した。

また、発掘調査と並行して実施した文献史料や絵図資料などの調査によって、城の歴史的背景や城下町の範囲なども把握し、平成28年（2016年）10月に総合調査の成果をまとめた『水口岡山城跡総合調査報告書』を刊行した。

水口岡山城跡は、豊臣秀吉の東国制覇に向けた足掛かりの城としてだけでなく、甲賀郡の支配拠点として築かれた歴史的背景に加え、石垣や堀などの城の遺構が良好に残ることが評価され、平成29年（2017年）2月9日（文部科学省告示第7号）に国指定史跡となった。

本来であれば史跡指定後すぐに、水口岡山城跡のもつ文化財的価値を適切に保存し、後世に正しく伝えるための活用方針を示すべきであったが、諸般の事情により方針を示すことができていなかった。このため、水口岡山城跡の本質的価値について明らかにし、現状や課題を整理した上で、保存、活用、調査、整備の方針を定めた「史跡水口岡山城跡保存活用計画」（以下、本計画）を策定する。

## 第2節 計画の目的

本計画は、総合調査によって明らかとなった学術的・歴史的価値を踏まえ、下記の内容を明示し、水口岡山城跡を適切に保存、活用し、次世代へと確実に継承していくことを目的として策定するものである。

### ①史跡の本質的価値と構成要素の明確化

水口岡山城跡がもつ本質的価値を整理し、それを構成する要素を特定する。

### ②次世代へ確実に継承するための保存の基本方針・方法の明示

対象範囲、指定地、個々の要素における保存の課題を記述し、保存の方向性を示す。

### ③現状変更の取扱い基準を明確にした管理方針の明示

既存の建造物・工作物・道路・園路・便益施設等の新築・改築・改修・撤去、地形の改変、伐採・植栽、発掘調査等、想定される行為について、現状変更の可否を示す取り扱い基準を定める。

### ④史跡の活用・調査・整備方針の明示

水口岡山城跡の現状と課題を整理し、これらの諸問題を解決し、まちづくり資源として活用されるような施策、事業の方針を定める。

## 第3節 委員会の設置・経緯

本計画の策定にあたり、甲賀市史跡水口岡山城跡保存活用計画検討委員会（以下、委員会という。）を設置し、計画内容について検討を行った。委員会は「甲賀市史跡水口岡山城跡保存活用計画検討委員会設置要綱」にもとづき、学識経験者5名、地域代表3名に委員を委嘱し、令和6年度に2回、令和7年度に4回の審議を行った。また、委員会には指導機関として文化庁文化財第二課および滋賀県文化スポーツ部文化財保護課の出席を得た。

市の関係部局とは、それぞれが所管する施設の取扱いについて協議を行い、計画に反映させた。また、水口岡山城跡が地域のシンボルとして長く愛されるためには、地域住民が考える城跡の将来像を本計画に定める整備や活用の方針に反映させることが必要不可欠と考え、本計画の策定と並行して、市民の意見を把握することを目的にワークショップを3回開催した。開催結果については、巻末の参考資料にその内容を掲載した。

### ■第1回甲賀市史跡水口岡山城跡保存活用計画検討委員会

【開催日時】 令和6年（2024年）10月21日（月）13時45分～16時30分

【会場】 甲賀市役所4階 教育委員会室（オンライン併用）

【主な議題】 事業概要の説明と保存活用計画の検討（第1～5章）

## ■第2回甲賀市史跡水口岡山城跡保存活用計画検討委員会

【開催日時】令和7年（2025年）2月14日（金） 9時45分～11時45分

【会 場】甲賀市役所4階 教育委員会室

【主な議題】保存活用計画の再検討（第1～4章）と第5章以降の概要説明

## ■第3回甲賀市史跡水口岡山城跡保存活用計画検討委員会

【開催日時】令和7年（2025年）8月4日（月） 13時45分～16時30分

【会 場】甲賀市役所4階 会議室402

【主な議題】第1～4章修正と第5～10章の検討

## ■第4回甲賀市史跡水口岡山城跡保存活用計画検討委員会

【開催日時】令和7年（2025年）10月22日（水） 10時15分～12時15分

【会 場】甲賀市役所4階 教育委員会室（オンライン併用）

【主な議題】計画書修正案の検討

## ■第5回甲賀市史跡水口岡山城跡保存活用計画検討委員会

【開催日時】令和7年（2025年）12月3日（水） 10時～12時

【会 場】甲賀市役所4階 教育委員会室（オンライン併用）

【主な議題】計画書案の最終協議

表1 委員名簿

名 前	役 職	委員の構成	備 考
岡 寺 良	委員長	文化財に関する 学識経験を有する者	専門分野：考古学・城郭史 立命館大学文学部 准教授（～令和7年3月31日） 教授（令和7年4月1日～）
山 村 亜 希	副委員長	〃	専門分野：歴史地理学 京都大学大学院地球環境学堂 教授 （～令和7年3月31日） 人間・環境学研究科 教授 （令和7年4月1日～）
高 木 叙 子	委 員	〃	専門分野：歴史学 滋賀県立安土城考古博物館 主幹
出 村 嘉 史	〃	〃	専門分野：都市計画 岐阜大学社会システム経営学環 教授
野 間 直 彦	〃	〃	専門分野：植物生態学 滋賀県立大学環境生態学科 准教授
吉 田 泰 啓	〃	地域代表者	水口まちづくり協議会 会長
藤 井 善 之	〃	〃	綾野まちづくり協議会 会長 （令和6年7月1日～令和7年6月30日）
藪 下 利 男	〃	〃	綾野まちづくり協議会推薦 （令和7年7月1日～令和8年6月30日）
小 山 剛	〃	〃	（一社）水口岡山城の会 代表理事



写真1 検討委員会



写真2 市民ワークショップ

#### ■第6回甲賀市史跡水口岡山城跡保存活用計画検討委員会

【開催日時】令和8年（2026年）3月10日（火）15時15分～16時45分

【会 場】あいこうか市民ホール 練習室2（オンライン併用）

【主な議題】計画書策定完了報告 次年度の事業計画

### 第4節 他の計画との関係

本計画は、甲賀市のまちづくりの指針となる「第2次甲賀市総合計画 第3期基本計画」、甲賀市の教育施策を示した「甲賀市教育大綱」「第4期甲賀市教育振興基本計画」、甲賀市の文化財の取り組みを示した「甲賀市文化財保存活用地域計画」が上位計画となり、これらに則った計画として策定する。また、滋賀県における文化財の保存と活用の基本的な方針を定めた「滋賀県文化財保存活用大綱」との調整を図る。

#### 上位計画

##### ・「第2次甲賀市総合計画 第3期基本計画」（令和7年（2025年）3月）

計画期間：令和7年（2025年）度～令和10年（2028年）度

平成29年（2017年）6月策定の第2次甲賀市総合計画で示した、まちの将来像「あい甲賀いつもの暮らしに「しあわせ」を感じるまち」に向かう施策として、令和7年3月に第3期基本計画を策定した。20分野の施策のうち、「歴史・文化財・景観」の項目で「文化財等の調査と保護」と「文化財等の活用」を施策に挙げ、「里地里山の美しい自然や文化財の保存と活用により、地域の魅力が発信されている」ことを目標とし、具体的に史跡の保護と地域による活用支援に取り組むとしている。

##### ・「甲賀市教育大綱」（令和3年（2021年）10月改訂）

計画期間：なし

・「第4期甲賀市教育振興基本計画」（令和7年（2025年）3月）

計画期間：令和7年（2025年）度～令和10年（2028年）度

教育大綱では、教育方針を「たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」とし、歴史・文化財分野の教育施策で、1. 文化財調査と保護「文化財の調査、保護、保存による歴史文化財遺産の継承」、2. 文化財の活用「市民との協働による文化財を活用したまちの魅力発信」を定め、地域や学校と連携した文化財の保存、継承、魅力発信、人材育成を掲げている。

また、教育大綱を具現化するために4年間の取り組みとして、第4期甲賀市教育振興計画を策定し、「文化財調査と保護」「文化財等の活用」を教育施策の柱とし、文化財の調査、保護、保存による歴史文化遺産を継承し、市民との協働による文化財を活用したまちの魅力を発信するとしている。

・「甲賀市文化財保存活用地域計画」（令和2年（2020年）7月）

計画期間：令和2年（2020年）度～令和10年（2028年）度

市の各地域には特色ある歴史や文化が生まれ、多様な歴史資産が残されている。これらを保存、継承するために、文化財を地域の資産として位置づけ、活用するまちづくりが求められる中、平成30年（2018年）の文化財保護法の改正を受けて、文化財の保存活用に関するアクションプランとして令和2年（2020年）3月に策定した。3つの基本方針を定めるとともに、文化財保存活用区域として「城と城下町」を設定し、史跡の整備と保全、活用の方針を示している。

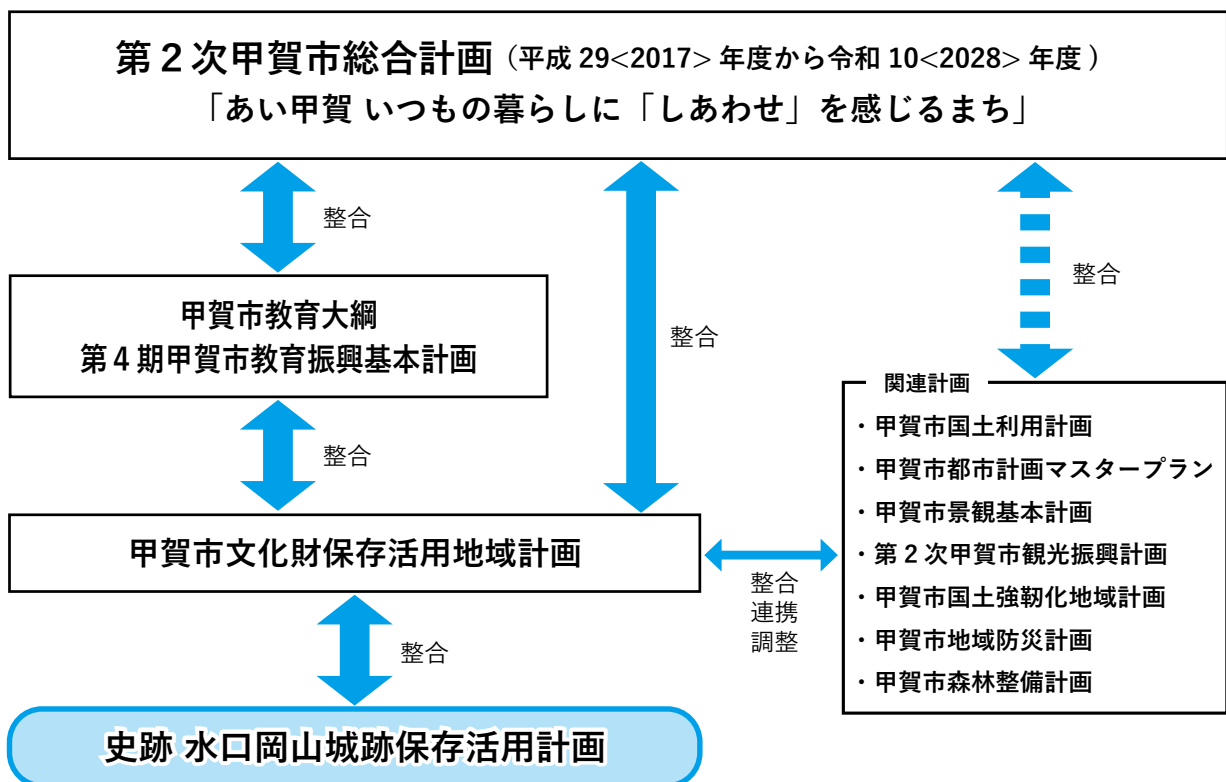


図1 上位計画との関係図

## 関連計画

### ・「甲賀市国土利用計画」

甲賀市国土利用計画は、まちの未来像の実現を土地利用面から目指すものとして、平成30年(2018年)11月に策定され、「適切な市土管理と“しあわせ”を感じる快適な暮らしを実現する市土利用」「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する市土利用」の2つの基本方針が示されている。

歴史・文化財に関連する取り組みとしては、歴史的・文化的景観を資源として維持、保全するとともに、それぞれの特性を踏まえた活用を図りながら、次世代に継承していくこととしており、水口地域は、豊かな自然と歴史文化が調和した都市拠点としてのまちの形成を目指すとしている。

### ・「甲賀市都市計画マスタープラン」

甲賀市都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、第2次甲賀市総合計画との整合を図り、本市をとりまく課題に対応したまちづくりを進めていくため、平成29年(2017年)8月に中間見直し(改定)を行った。歴史・文化財に関連しては、都市空間として「観光・歴史ゾーン」を設定し、甲賀流忍者や宿場町等の観光資源を活かしたまちづくりを促進するとしている。

### ・「甲賀市景観計画、甲賀市景観基本計画」

甲賀市では、景観法(平成16年(2004年)公布)に基づいて、平成23年(2011年)6月、良好な景観の実現ならびに景観まちづくりの推進のため「甲賀市景観基本計画」を策定し、さらに市域の良好な景観を保全、創造するための基本的な計画として、「甲賀市景観計画」を平成25年(2013年)1月に策定した。水口岡山城跡と関連して、城館遺跡の適正な維持・保全および、周辺の田園・集落を含めた遺跡景観の保全を目指すとしている。

### ・「第2次甲賀市観光振興計画」

第2次甲賀市総合計画の観光分野における個別計画として、「第2次甲賀市観光振興計画」を平成29年(2017年)8月に策定した。この計画では、「甲賀流忍者」から広がる観光振興を基本に、「信楽(紫香楽)」、「東海道」をはじめとする市内の多様な資源と結びつけることで、総合的なまちの魅力の発信と観光振興に取り組むとし、本市の歴史・文化財を重要な観光資源として位置づけている。さらに東海道宿場への誘客促進事業として、水口岡山城跡、田村神社等の東海道沿いの観光施設のPR促進に努め、リニューアルした道の駅あいの土山を起点とし、宿場のまちなかや近隣地域に人が回遊するためのルート化等、相互連携に取り組むとしている。

### ・甲賀市地域防災計画

甲賀市地域防災計画は、災害対策基本法にもとづき、市民の生命・財産保護と「減災」を目指す。

行政機関が連携し、災害予防・応急対策・復旧を実施。「自助・共助・公助」の役割分担を重視する。

同計画内の文化財保護計画では火災予防や耐震化などの予防対策と、災害時の迅速な応急対策で文化財の被害の最小化を図るとしている。

#### ・甲賀市国土強靱化地域計画

甲賀市国土強靱化地域計画は、大規模自然災害等に備えた地域づくりを目指し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土、地域及び経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進するとしている。

その目標のひとつに「地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する」を掲げ、文化財における「保存活動・継承活動」の推進が方針として記載されている。

#### ・甲賀市森林整備計画

甲賀市森林整備計画は、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを目的に、森林整備の基本的な考え方と森林整備の推進方策を定めたものである。

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している文化機能をもつ森林として、古城山（水口岡山城跡）が挙げられている。

### 第5節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は次の4つとする。

#### A地区 史跡水口岡山城跡

水口岡山城が築かれ、山中に良好に城郭遺構が残る独立丘陵「古城山」の範囲である。

#### B地区 水口岡山城跡山麓部

古城山の南麓に位置し、江戸時代の絵図から城と城下町を区画する内堀や、3箇所の中筋、家臣団屋敷が推定される範囲である。現在、埋蔵文化財包蔵地「水口岡山城遺跡」として周知されている。

#### C地区 城下町・宿場町

江戸時代に描かれたいづれの絵図も古城山の南側に3本の並行した道を描いており、通称「三筋町」と呼ばれ、近世水口宿の宿場町として栄えた。この原形は水口岡山城の城下町と考えられ、近世の絵図資料から城と城下町が一体となって成立したことを推測させる。



## 第2章 史跡周辺の概要

### 第1節 自然

#### 第1項 地形・地質

甲賀市は滋賀県の東南部に位置し、東から南にかけては三重県に、西は京都府に接している。市域は東西に約43.8km、南北に約26.8kmと東西に長く、面積481.62km<sup>2</sup>である。東端に標高1,000mを越える鈴鹿山脈が連なり、西南部には標高500～700mの信楽山地がある。この山々に挟まれた地域に古琵琶湖層群の形成する標高200～300mの丘陵が広がる。これらの丘陵は、野洲川の北側にある水口丘陵、野洲川と杣川に挟まれた甲賀丘陵、杣川の南側の甲南丘陵に分かれ、それぞれの河川の両岸に河岸段丘が形成された。また、両河川は市の中央北部にあたる水口町泉付近で合流し、この合流付近には沖積低地が広がり、周辺の河岸段丘面とともに、南北約3km、東西約5kmの市内最大の平野部である水口平野を形成する。

水口岡山城が築かれた古城山は、水口平野の東端部、野洲川が水口平野へ流れ出る喉元に立地し、水口平野と鈴鹿山脈の境目に位置する。標高約283m、東西約1km、南北約500mの東西方向に長い独立丘陵である。

地質区分では、水口平野は「河岸段丘堆積層」および「沖積層」、水口丘陵は「古琵琶湖層群」に分類されるが、古城山付近は周囲の地質と異なり、「美濃・丹波帯」と呼ばれ、中・古生層、ホルンフェルス、花崗岩から形成されている。古城山の堇青石ホルンフェルスは、頁岩に花崗岩

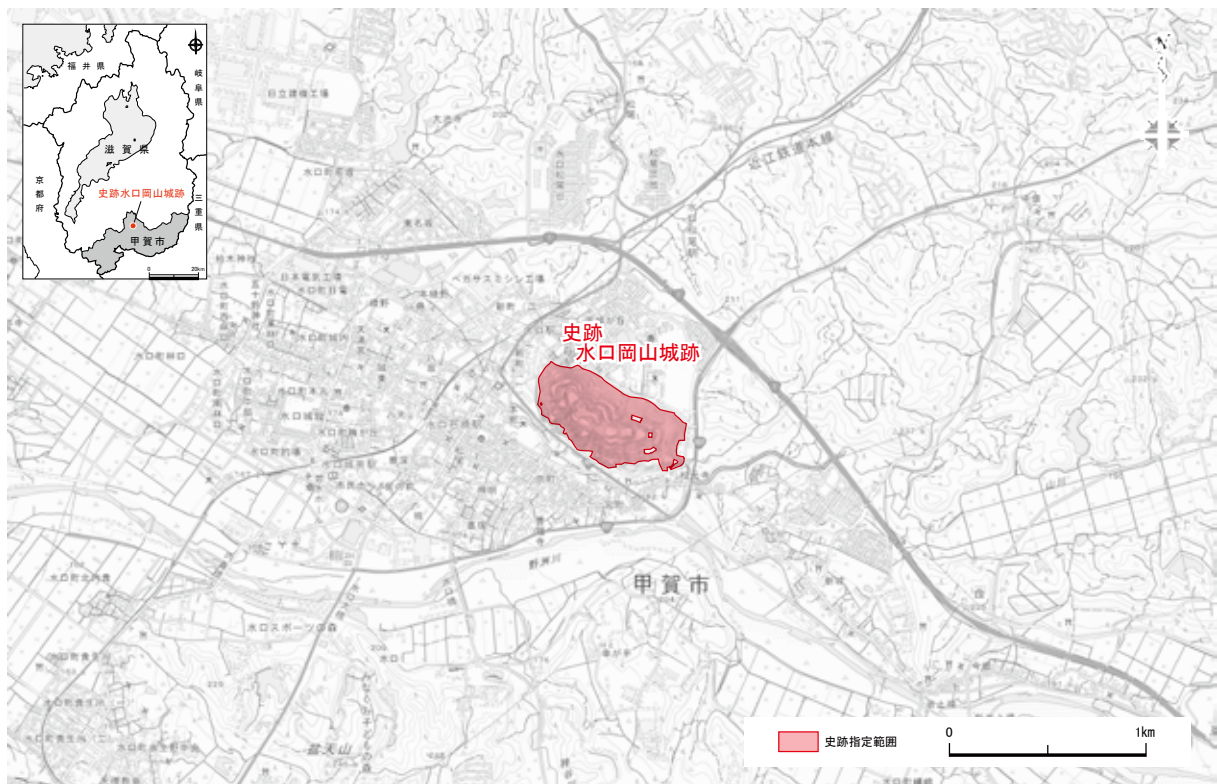


図3 史跡水口岡山城跡位置図

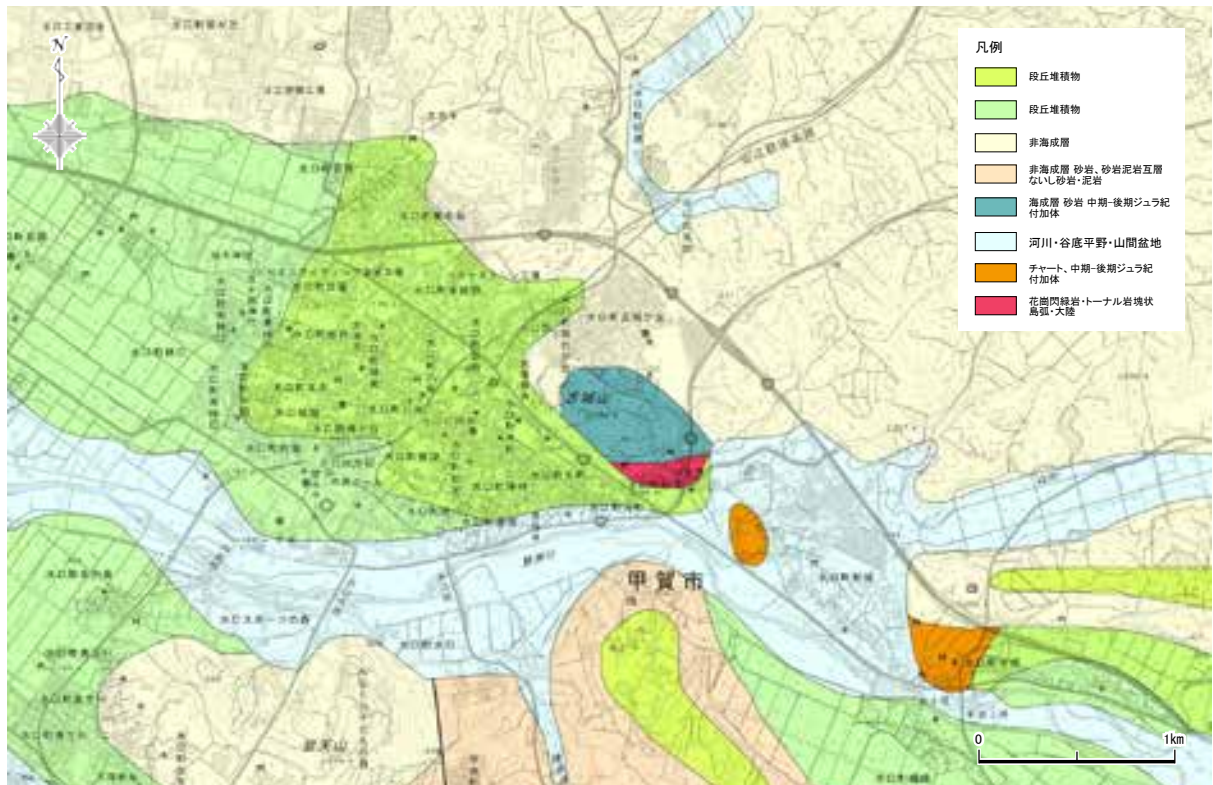


図4 地質分類図

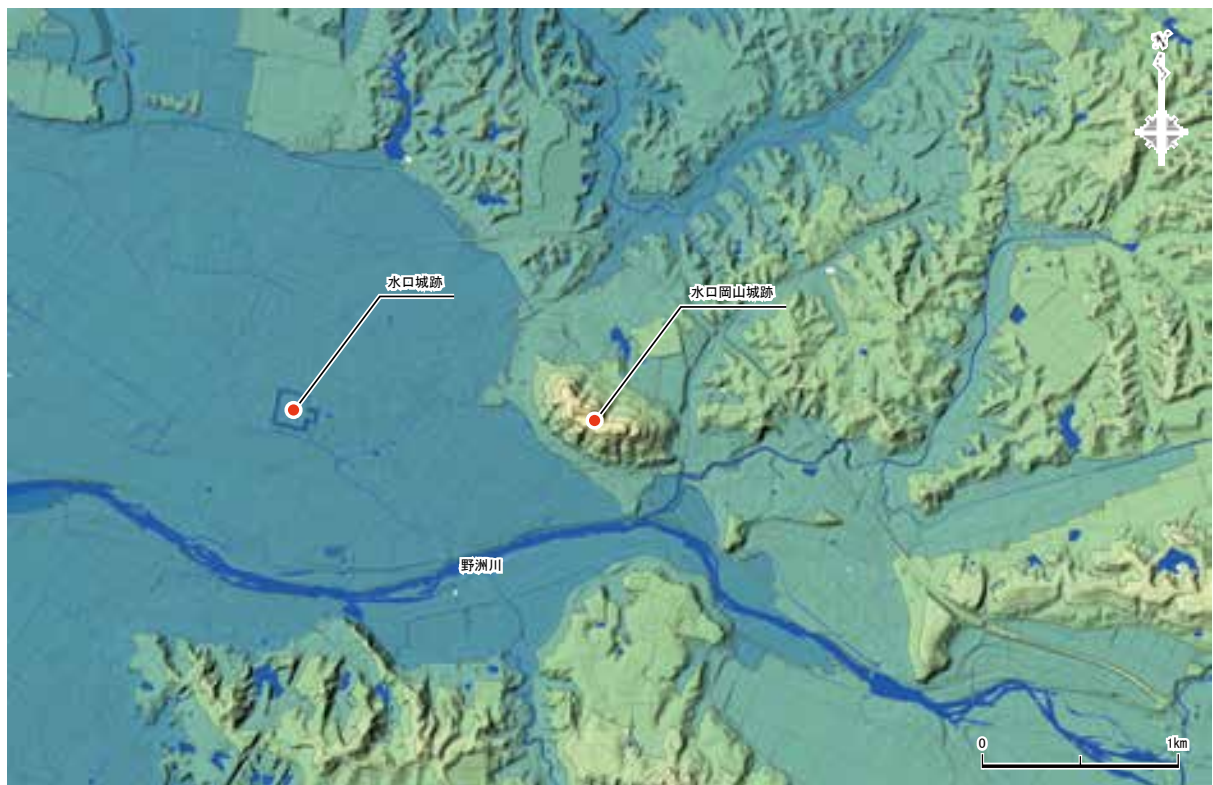


図5 段彩図

質マグマが陥入して熱変成作用を受けてできた岩石であり、市の天然記念物に指定されている。花崗岩と堇青石ホルンフェルスは、水口岡山城跡の石垣の石材としても利用されている。



写真3 堇青石ホルンフェルス

## 第2項 気候

甲賀市水口町の年平均気温は平野部で15.4℃とおおむね温暖で、年間降雨量は1,500～1,600mmであり、瀬戸内型の気候区に属している。一方、山間部の信楽町や土山町では標高が高く、年平均気温は12～13℃で、日較差や年較差が大きく、内陸性の特徴も合わせもっている。

## 第3項 動植物（植生・動物・昆虫）

甲賀市は、標高500m以上の比較的高い鈴鹿山脈と信楽山地、標高200m前後の低い丘陵地帯が広がる水口・甲南・甲賀地域、平坦地が広がる水口平野と多様な地形が広がっており、それぞれの自然環境に応じて様々な生物が生息している。

鈴鹿山脈にはブナやミズナラなど冷涼な気候に適応した樹木、カモシカやクマタカなど大型の動物、イワナやカジカなどの溪流に生息する魚類が存在する。一方、丘陵地帯にはアカマツやコナラなどの生える雑木林、ススキの多い草地、水田、ため池など里山の景観があり、ササユリやキキョウなどの植物、カスミサンショウウオ、ダルマガエルなどの両生類、メダカなどの魚類が

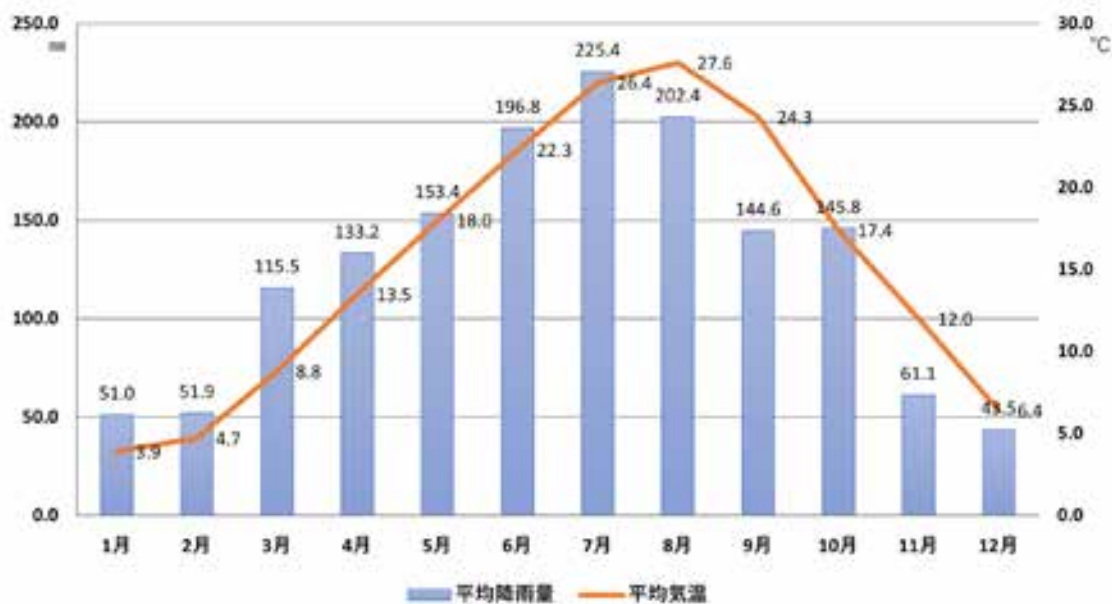


図6 平均気温と月降水量（平成30年（2018年）～令和6年（2024年）甲賀広域行政組合消防本部提供データによる）

生息しており、野洲川や杣川、大戸川など主要な河川にはアジメドジョウ、アカザ、ズナガニゴイ、ドンコなどの魚類が生息している。

本計画の対象である史跡水口岡山城跡が所在する古城山は、丘陵地帯と水口平野の境目に立地しているものの、麓から山頂までほぼ樹林に覆われ、周辺の丘陵地にほとんど存在しないミズタバコ、ホトトギス、オオイワカガミなどの植物が生育し、北方系・日本海側分布型の種類も含まれる。また、山頂付近の斜面地にはタブノキ、カゴノキ、ナナミノキなどの照葉樹林の植物もみられる。さらに、また、『滋賀県レッドデータブック』に絶滅危惧種として掲載されているハンカイソウも確認されている。

図7の植生図によると、古城山の植生はモチツツジーアカマツ群落とスギ・ヒノキ・サワラ植林を主とし、一部にアベマキーコナラ群落が存在するとされているが、古城山の植生に関する詳細な調査は実施されておらず、詳細な植物の種数などは把握できていない。

一方で、古城山の山麓は市街地となっており、人為的な影響もみられる。戦前から植林が行われ、昭和49年（1974年）の土砂崩れを契機に保安林（土砂流出防備、保健）に指定され、スギやヒノキが多く生育する。また、コナラやクリの里山としての植生や、昭和50年（1975年）代の公園化によるサザンカ、イチョウ、カツラ、ハコネウツギなど園芸樹木もみられる。

古城山を含む広範囲の水口の丘陵地域は水口町城山鳥獣保護区に指定され、そのうち古城山が水口町城山鳥獣保護区特別保護地区に指定されている（図17）。鳥獣保護区の範囲では『滋賀県レッドデータブック』に掲載されているカイツブリやゴイサギなどを含む63種の鳥類や、ニホンジカ、イノシシの生息が確認されているが、古城山に関する詳細な調査は行われていない現状である。これまでに古城山で生息が確認された特筆すべき動物、サワガニ、クロイワマイマイ、ヤマタニシ、キビタキである。また、過去に一時期ではあるが、ニホンカモシカを目撃事例がある。

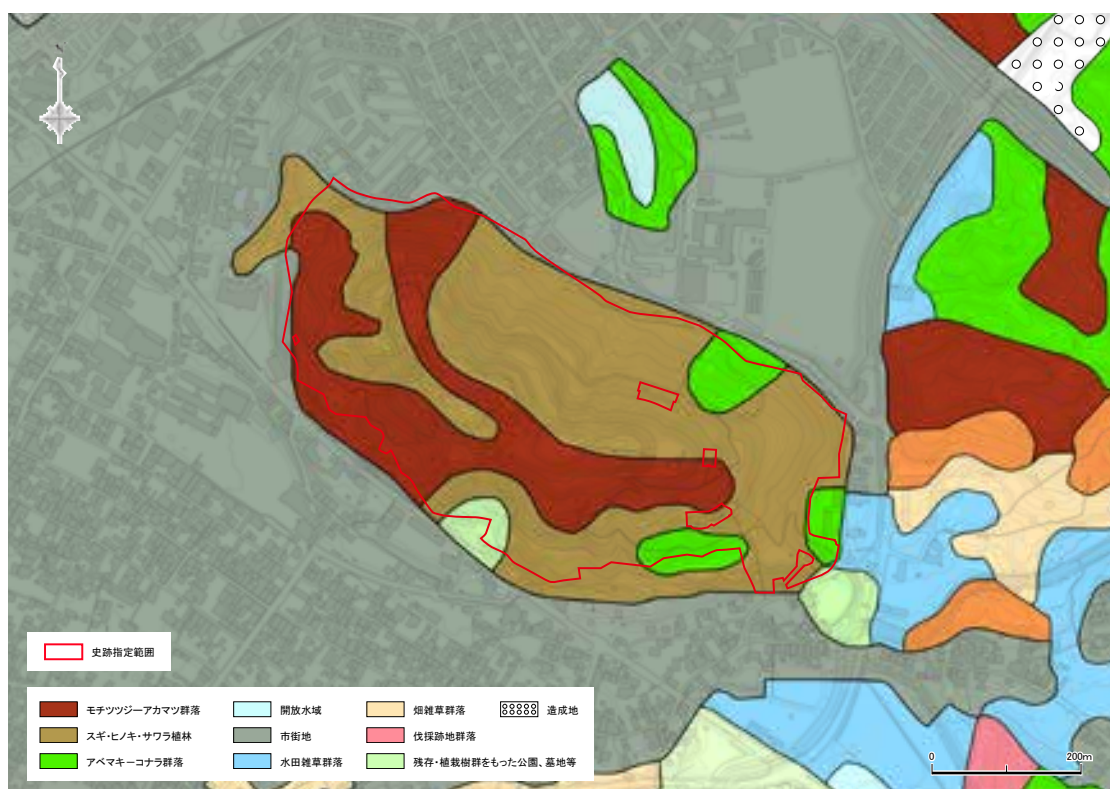


図7 植生図（環境省自然環境局生物多様性センター 第6・7回植生調査）

## 第2節 社会

### 第1項 人口

甲賀市の総人口は、国勢調査によると平成17年(2005年)の93,853人をピークに減少に転じており、生産年齢人口(15～64歳)も同様の傾向である。また、15歳未満の年少人口は減少、65歳以上の高齢者人口は増加し、平成12年(2000年)以降は高齢者人口が年少人口を上回る状況が続いている。

水口地域は、市内でも人口が微増している地域である。しかし、水口地域内でも差異があり、貴生川駅周辺では宅地化が進み人口が増加しているが、古くから水口地域の中心であった水口岡山城跡が位置する旧東海道沿いでは減少している。

### 第2項 都市計画・土地利用

平成29年(2017年)の土地利用は、市全体の約67.3%を森林が占め、農地が約11%、宅地が約5%となっている。水口地域は、旧東海道沿いや国道・県道沿いに建物用地が多く、近年ではJR草津線、近江鉄道、信楽高原鐵道が乗り入れている貴生川駅周辺では宅地化が進んでいる。

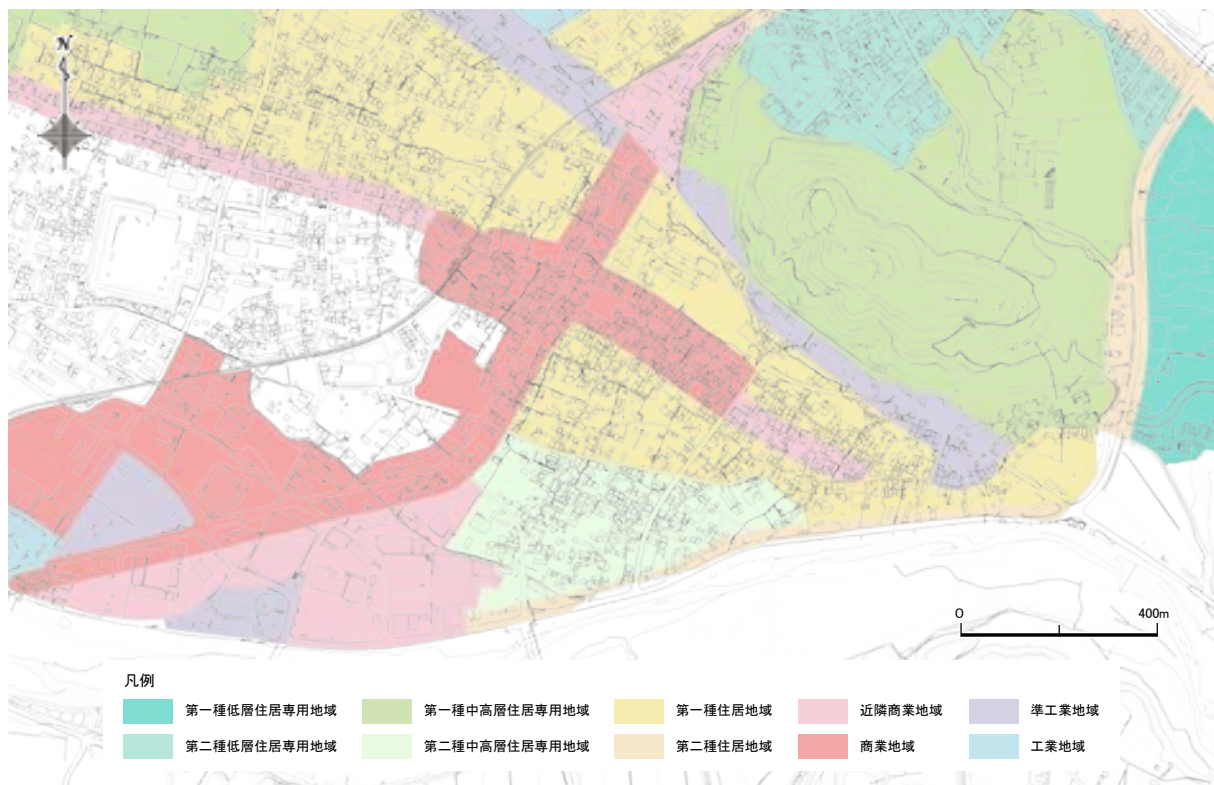


図8 市街化区域範囲図

### 第3項 交通

市域を国道1号が東西に横断し、国道307号が南北に縦断している。また、平成20年(2008年)には、新名神高速道路が開通し、市内に3箇所のインターチェンジがある。鉄道は、JR草津線が北西から南東に走り、貴生川駅を起点として、北東方向に近江鉄道、南西方面に信楽高原鐵道が延びている。その中でも近江鉄道は水口地域を南北に走り、市街地には4箇所の駅があり、水口地域の交通を支えている。

### 第4項 産業

甲賀市は、米や茶を中心とした農業や、歌川広重の「東海道五十三次」にも描かれたかんぴょうなどの特産品、スギ・ヒノキを中心とした林業、山伏を起源とする薬業、信楽焼の窯業など歴史と伝統に培われ、長きにわたり継承されてきた様々な地場産業がある。

また、近畿圏と中部圏を結ぶ立地特性と新名神高速道路によってもたらされる交通アクセスの利便性を活かして企業進出が進み、近江水口テクノパークや甲南フロンティアパークをはじめと

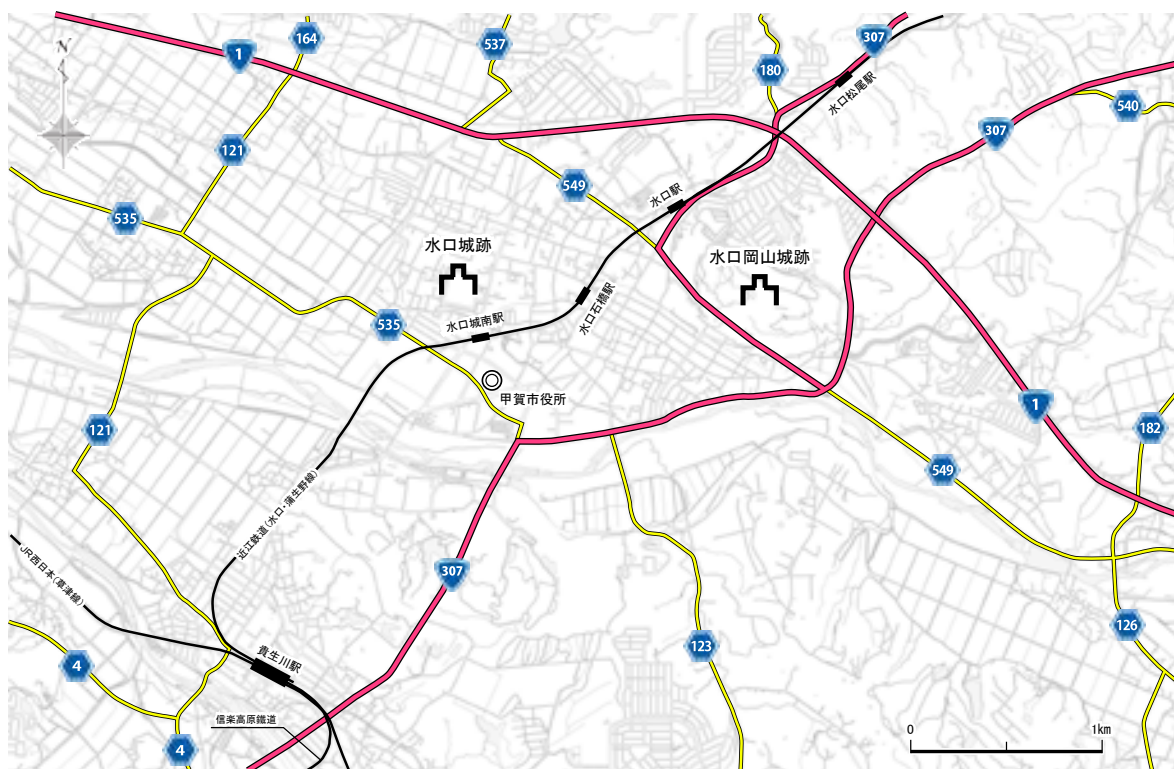


図9 交通ネットワーク図

した工業団地に、自動車関連、電子機器、金属、プラスチック製品など、多様なものづくり企業が集積立地している。

## 第5項 観光

甲賀市は、日本遺産「忍びの里伊賀・甲賀ーリアル忍者を求めてー」・「きっと恋する六古窯」（平成29年（2017年）認定）や、紫香楽宮跡や水口岡山城跡などの史跡、旧東海道と水口・土山の宿場町があり、多様な観光資源・文化資源に恵まれた地域である。

甲賀市を訪れる観光客数は平成16年以降、増減を繰り返しながら推移してきたが、令和元年（2019年）にはNHK連続テレビ小説『スカーレット』の効果もあり、過去最高の361.3万人を記録した。令和2年（2020年）には新型コロナウイルス感染拡大の影響で大きく減少したものの、令和4年（2022年）には平成29年（2017年）の水準まで回復している。滋賀県全体に占める割合は6～7%前後で推移し、近年はやや増加傾向にある。

来訪者の大半は日帰り客であり、宿泊客は平成17年（2005年）以降、3～6%程度にとどまっている。滋賀県全体と比較しても日帰り観光の割合が高く、市内での宿泊需要は限定的である。

外国人観光客数は長期的には増加傾向にあったが、令和2年（2020年）にはコロナ禍で大幅に減少した。令和4年（2022年）には回復傾向がみられ、市内の観光客に占める割合も上昇している。

水口岡山城跡では毎年4月に一般社団法人水口岡山城の会主催による「よみがえれ水口岡山城」が開催され、本丸西櫓台に天守を模したバルーンが登場する、このイベントには毎年多くの人々が訪れ、水口曳山祭につづき、春のイベントとして着実に知名度を上げている。

## 第3節 歴史的環境

甲賀市では、古墳時代の大型倉庫建物群や大規模な集落遺跡が見つかった植遺跡、奈良時代の聖武天皇が造営した紫香楽宮跡、平安時代の斎王群行の宿泊施設である垂水斎王頓宮跡、中世の在地土豪の甲賀武士が築いたとされる城跡など、縄文時代から近世の遺跡が数多く確認されている。ここでは水口岡山城跡のある水口地域を中心に整理する。

水口地域では、弥生時代以前の遺構は確認できず、古墳時代に築造された泉古墳群が歴史の始まりとなる。水口丘陵の小さな尾根の先端部を利用して築造された西罐子塚古墳は、造り出しの付く二段築成の円墳である。また、西罐子塚古墳の東約100mには同じく円墳である東罐子塚古墳が存在する。西罐子塚古墳の築造年代は、採集された埴輪から5世紀前半頃と考えられている。

5世紀中頃になると、東罐子塚古墳の東約500mの平野部に塚越古墳が築造される。塚越古墳は、南辺を除く三方向に周濠を巡らせる一辺52mの方墳で、内行花文鏡や碧玉製勾玉など副葬品とみられる多くの遺物が出土している。

水口平野の中心部では、これらの古墳が築造された時期に大規模集落の植遺跡が出現する。平成13～14年（2001～2002年）に発掘調査が行われ、多くの竪穴建物や掘立柱建物、甕棺墓などを検出し、5世紀中頃の大型倉庫建物3棟が確認されている。その大きさは全国的に見ても巨大であり、ヤマト王権との深い関わりをうかがわせる。

塚越古墳以降の古墳の築造は、小規模な円墳で構成される群集墳が中心となる。6世紀前半から7世紀中頃の泉古墳群と対岸にあたる杣川南岸の丘陵に岩坂古墳群や百合野古墳群、高山古墳群などの横穴式石室をもつ古墳が数多く造られる。これらの古墳群を総称して「甲賀群集墳」と呼び、現在、286基の古墳が確認されている。また、水口岡山城跡から見て野洲川の対岸にある丘陵部にも6世紀後半から7世紀の群集墳である波濤ヶ平古墳群が築造される。

7世紀前半には植遺跡の北西1.3kmに下川原遺跡が出現し、7世紀前半から8世紀にかけての集落が営まれた。発掘調査では50棟以上の竪穴建物や数棟の掘立柱建物が確認された。また、下川原遺跡の東側の北泉遺跡では8世紀中頃から後半の須恵器などが出土し、竪穴建物と考えられる遺構も検出されている。9世紀から10世紀には北泉遺跡の東側に北脇遺跡が出現する。北脇遺跡では鉄製品の工房跡と考えられる掘立柱建物などが検出されたほか、10世紀中頃の近江産緑釉陶器が数多く出土している。また、平安時代の銅印も出土しており、これまでの調査で



写真4 植遺跡



写真5 北脇遺跡出土銅印



写真6 貴生川遺跡の城館



写真7 春日伴城窯跡出土緑釉陶器

確認された遺構や遺物の状況から一般的な集落遺跡とは異なる性格を持っていることが想定される。

このように古代の水口地域は水口平野を中心に遺跡が展開するが、11世紀以降になると発掘調査の事例が少なく、遺跡の様相を十分に把握できない。そのため、古代末以降の歴史については、史料などの記述をもとに水口岡山城跡を中心とした地域の歴史を見ていく。

行基が開祖と伝えられる大岡寺が、かつて水口岡山城跡の所在する古城山にあったとされ、平安時代の末には観音を祀る寺院の存在が想定されているが、現在まで寺院遺構は確認されていない。なお、天仁2年(1109年)源義家の弟義綱が、甥である義忠を殺害した嫌疑をかけられた際に籠ったとされる「甲賀山」は、大岡寺であると伝わる。

中世になると、野洲川南岸の北内貴を含め、水口岡山城跡の一角は蔵田荘に属したと考えられ、土豪として美濃部氏が台頭する。甲賀衆に名を連ねる美濃部氏は、戦国時代には柏木の山中氏、伴谷の伴氏とともに「柏木三方中」を形成して地域の支配を行った。

また、水口は古くから街道が通過する交通の要衝であり、室町時代には伊勢大路の宿村となり、市も立ったとされる。『海道記』には大岡寺のある大岡山(古城山)のことで推定される「大岳」に宿泊したことが記され、『伊勢紀行』には永享5年(1433年)に足利義教が水口に宿泊したとある。

この地域の中世の遺跡としては、美濃部出屋敷遺跡や富川屋敷遺跡などの城館跡が知られる程度である。両者とも平地城館とみられ、現在では土塁の一部を残すだけで遺跡の詳細は把握できない。近年、北内貴地域に位置する貴生川遺跡の発掘調査で、これまで知られていなかった半町四方の平地城館が確認された。現在、甲賀市内には180箇所を数える城館跡が残っているが、そのほとんどは丘陵上に立地しており、平地城館の数は少ない。後世の開発などによって破壊されたものが多く存在していたことが想定され、発掘調査によって未知の平地城館が今後も発見される可能性がある。

天正13年(1585年)、秀吉が紀州攻めを行う際に、甲賀の在地土豪集団である甲賀衆も紀州太田城攻めに動員されている。この時に水攻め用の堤に不具合があり、甲賀衆がその責任を負わされた。その結果、多くの甲賀衆が改易となった。いわゆる「甲賀ゆれ」である。その直後、水口岡山城が豊臣政権による甲賀の直接支配の拠点として築城された。さらに、秀吉の天下統一に向けた東国への押さえとして重要な地位も占めた。しかし、関ヶ原の戦いで三代城主であった長束正家が西軍に属したため、戦いの後に廃城となった。

その後、水口は幕府の直轄領となり、慶長6年(1601年)には東海道の整備によって宿駅に指定された。宿内には代官所が置かれ、水口代官によって統治された。その後、元和6年(1620年)に徳川和子が入内する際の宿館として水口御殿(古御殿遺跡)が築かれ、寛永3年(1626年)に二代将軍秀忠も宿館として利用した。さらに、寛永11年(1634年)に三代将軍家光の上洛の際の宿館として水口城が築かれた。水口城は東海道の宿館として築かれ、作事奉行は小堀政一(遠州)であった。ただし、将軍の宿館として利用されたのは一度だけで、その後は譜代大名がほぼ

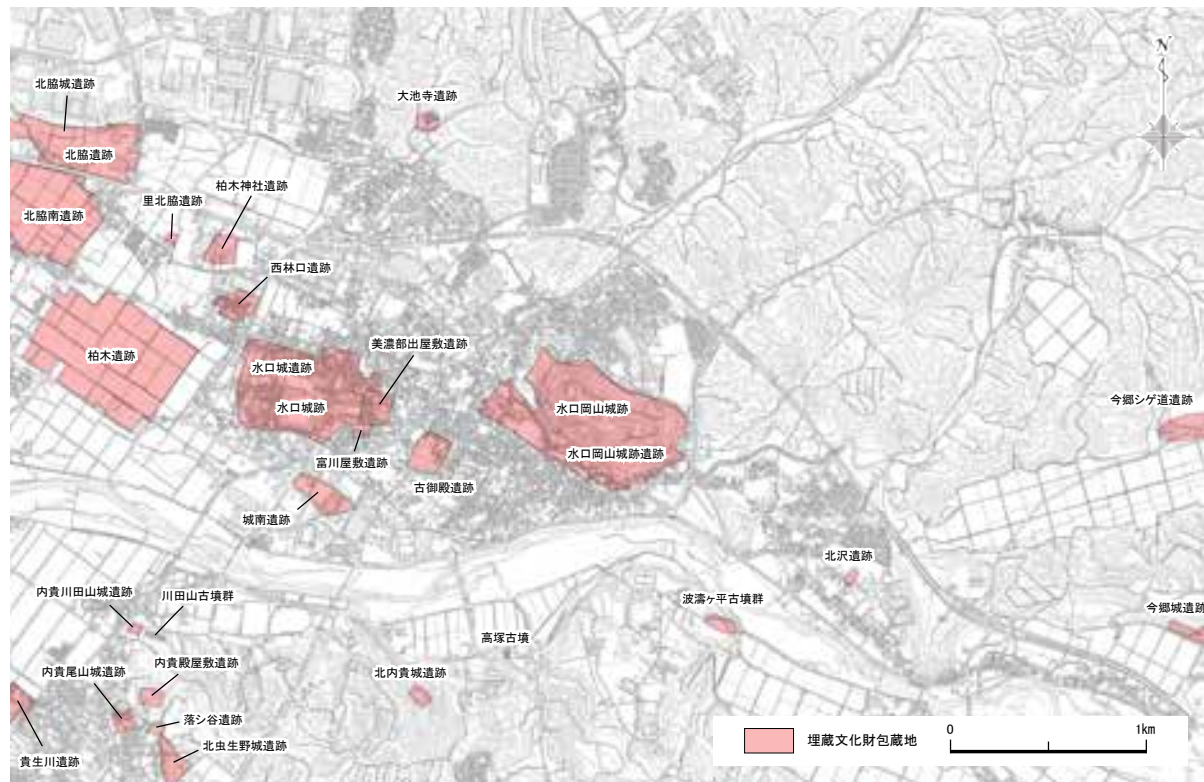


図10 周知の埋蔵文化財包蔵地範囲図

表2 図10の埋蔵文化財包蔵地一覧

遺跡名称	種類	時代	立地	備考
北脇城遺跡	城館跡	鎌倉	山麓	土塁、堀
北脇遺跡	集落跡	平安	平地	須恵器、土師器、緑釉陶器
北脇南遺跡	集落跡	古代	平地	土師器
里北脇遺跡	城館跡	中世	平地	土塁、堀
柏木遺跡	集落跡	古代～中世	平地	須恵器、土師器、緑釉陶器
柏木神社遺跡	城館跡	室町	平地	土塁、堀
西林口遺跡	集落跡	平安	平地	掘立柱塼、須恵器、土師器
大池寺遺跡	社寺跡	中世～近世	丘陵	
水口城遺跡	城館跡	近世	平地	陶器、近世瓦
水口城跡	城跡	江戸	平地	【県史跡】寛永10年築城、石垣、堀、櫓（移築）
美濃部出屋敷遺跡	城館跡	近世	平地	
富川屋敷遺跡	城館跡	中世	平地	土塁が残存
城南遺跡	散布地	中世～近世	平地	土師器
古御殿遺跡	城館跡	近世	平地	水口城古絵図に「古御殿」とあり
水口岡山城遺跡	城館跡	室町	山頂・山腹・山麓	天正13年中村一氏築城、曲輪、塹堀、石垣
水口岡山城跡	城館跡	安土桃山	山頂・山腹・山麓	【国史跡】H29.2.9指定
内貴川田山城遺跡	城館跡	室町	山腹	土塁
川田山古墳群	古墳群	古墳	山腹	円墳3基、横穴式石室、須恵器
内貴尾山城遺跡	城館跡	中世	山頂	
内貴殿屋敷遺跡	城館跡	中世	平地	土塁、堀
貴生川遺跡	集落跡	中世	平地	掘立柱建物、土坑、瓦器
落シ谷遺跡	散布地	古代～中世	平地	須恵器、土師器
北虫生野城遺跡	城館跡	室町	山腹	土塁
北内貴城遺跡	城跡	室町	山頂	土塁、堀
高塚古墳	古墳	古墳	平地	
波濤ヶ平古墳群	古墳群	古墳	山腹	【市史跡】円墳、横穴式石室、須恵器、鉄器、馬具
北沢遺跡	散布地	古代	平地	須恵器、土師器
今郷城遺跡	城館跡	室町	山麓	土塁、堀
今郷シゲ道遺跡	生産遺跡	古代	山麓	灰原、須恵器、窯跡

1年交代で城代を務めて管理した。天和2年（1682年）には外様大名で加藤嘉明の孫となる加藤明友が、石見国吉永（島根県大田市）より入封して水口藩が置かれた。この段階で、現在の水口宿の西方に小規模な城下が形成されたとみられている。元禄8年（1695年）に鳥居忠秀が城主となるが、正徳2年（1712年）に加藤嘉矩が入封し、再び加藤家が藩主となった。以後、幕末まで加藤氏が藩主を務め、水口は東海道の宿場町として賑わいをみせた。

#### 第4節 文化財（指定・登録文化財）

甲賀市における令和6年（2024年）3月31日現在の指定文化財件数は合計287件で、国指定67件、県指定37件、市指定147件、国選択2件、県選択11件、国登録23件となっている。種別では建造物29件、美術工芸品175件、無形文化財1件、民俗文化財12件、記念物34件、選択無形民俗13件、登録建造物23件となっている。水口岡山城跡が所在する水口地域の指定・登録文化財一覧を以下に掲載する。

表3 指定・登録文化財一覧表

番号	指定区分	区分詳細	種別	指定日	名称	所有者(管理者)	町名	時代
1	国	重文	建造物	M39.4.14	八坂神社本殿	八坂神社	水口町	桃山
2	国	重文	彫刻	M41.4.23	木造阿弥陀如来坐像	願隆寺	水口町	平安
3	国	重文	彫刻	M41.4.23	木造日光月光菩薩立像	願隆寺	水口町	平安
4	国	重文	彫刻	M41.4.23	木造地藏菩薩坐像	泉福寺	水口町	鎌倉
5	国	重文	彫刻	M41.4.23	木造阿弥陀如来坐像	飯道寺	水口町	平安
6	国	重文	彫刻	M41.4.23	木造地藏菩薩立像	飯道寺	水口町	鎌倉
7	国	重文	彫刻	M41.4.23	木造十一面観音立像	飯道寺	水口町	平安
8	国	重文	彫刻	M42.4.5	木造大日如来坐像	福照寺	水口町	平安
9	国	重文	彫刻	M42.4.5	木造地藏菩薩立像	永昌寺	水口町	平安
10	国	重文	彫刻	M42.4.5	木造阿弥陀如来坐像	西栄寺	水口町	平安
11	国	重文	彫刻	M42.4.5	木造薬師如来坐像	西栄寺	水口町	平安
12	国	重文	彫刻	M44.8.9	木造女神像	水口神社	水口町	鎌倉
13	国	重文	彫刻	M44.8.9	木造地藏菩薩半跏像	智禅院	水口町	鎌倉
14	国	重文	彫刻	M45.2.8	木造如意輪観音坐像	持宝寺	水口町	鎌倉
15	国	重文	彫刻	M45.2.8	木造十一面千手観音立像	千光寺	水口町	平安
16	国	史跡		H29.2.9	水口岡山城跡	甲賀市	水口町	安土桃山
17	国	登録	建造物	H12.4.28	日本基督教団水口教会礼拝堂	水口教会	水口町	昭和
18	国	登録	建造物	H12.4.28	日本基督教団水口教会門柱	水口教会	水口町	昭和
19	国	登録	建造物	H13.10.12	旧水口図書館	甲賀市	水口町	昭和
20	県	無形民俗		S60.3.29	水口曳山祭	水口祭保存振興会	水口町	
21	県	選択	無形民俗	S36.7.6	水口祭	水口祭保存会	水口町	
22	県	選択	無形民俗	H3.3.30	甲賀の祇園花行事	津島神社 祇園祭奉賛会他	水口・土山・ 甲南・信楽町	

番号	指定区分	区分詳細	種別	指定日	名称	所有者(管理者)	町名	時代
23	県	選択	無形民俗	H13. 3. 19	牛飼の宮守行事	牛飼区	水口町	
24	県		史跡	S47. 2. 23	水口城跡	滋賀県・甲賀市	水口町	江戸
25	県		史跡	S57. 3. 31	泉古墳群	民間	水口町	古墳
26	県		史跡	H10. 6. 19	旧東海道横田渡跡	甲賀市	水口町	江戸
27	県		史跡	H21. 11. 25	植遺跡	甲賀市	水口町	古墳
28	県		史跡	R6. 3. 19	春日北窯跡	滋賀県	水口町	平安
29	市	有形	建造物	S59. 4. 1	八坂神社下馬橋	八坂神社	水口町	江戸
30	市	有形	建造物	S59. 4. 1	最勝寺石造宝塔	最勝寺	水口町	鎌倉
31	市	有形	建造物	H2. 5. 31	石造宝篋印塔	清福寺	水口町	南北朝
32	市	有形	建造物	H3. 8. 1	石造宝篋印塔	西福寺	水口町	鎌倉
33	市	有形	建造物	H8. 3. 1	三十八社本殿	三十八社	水口町	江戸
34	市	有形	建造物	H12. 3. 14	天満神社本殿	天満神社	水口町	室町
35	市	有形	絵画	S59. 4. 1	絹本着色阿弥陀如来四尊来迎図	永福寺	水口町	鎌倉
36	市	有形	絵画	H3. 8. 1	絹本着色両界曼荼羅図	飯道寺	水口町	室町
37	市	有形	彫刻	S59. 4. 1	木造阿弥陀如来立像	心光寺	水口町	平安
38	市	有形	彫刻	S59. 4. 1	木造釈迦如来坐像	大池寺	水口町	平安
39	市	有形	彫刻	H2. 5. 31	木造阿弥陀如来立像	蓮華寺	水口町	平安
40	市	有形	彫刻	H2. 5. 31	木造阿弥陀如来立像	浄福寺	水口町	平安
41	市	有形	彫刻	H3. 8. 1	木造大日如来坐像	溪蓮寺	水口町	平安
42	市	有形	彫刻	H8. 3. 1	木造阿弥陀如来立像	称名寺	水口町	平安
43	市	有形	彫刻	H23. 1. 27	木造男神坐像(八坂神社本殿安置) 木造男神坐像(境内社天神社安置)	八坂神社	水口町	平安
44	市	有形	工芸品	S44. 1. 27	横田渡常夜灯	甲賀市	水口町	江戸
45	市	有形	工芸品	S59. 4. 1	石燈籠	水口神社	水口町	南北朝
46	市	有形	工芸品	H12. 3. 14	水口曳山祭天神町内幕	天神町	水口町	16世紀
47	市	有形	工芸品	H12. 3. 14	水口曳山祭旅籠町見送り幕	旅籠町	水口町	江戸
48	市	有形	工芸品	H24. 9. 27	水口曳山祭天神町見送り幕	天神町	水口町	17世紀
49	市	有形	工芸品	R6. 3. 27	十字形洋剣	藤栄神社	水口町	江戸
50	市	有形	書跡等	S30. 4. 15	大般若経	大池寺	水口町	鎌倉～室町
51	市	有形	書跡等	H2. 5. 31	酒人山中文書	個人	水口町	南北朝～江戸
52	市	有形	書跡等	H8. 3. 1	東海道水口宿文書	甲賀市	水口町	江戸～大正
53	市	有形	書跡等	H12. 3. 14	宇川共有文書	宇川区	水口町	江戸～大正
54	市	有形	書跡等	H27. 2. 18	水口藩大庄屋村山家諸事書留	甲賀市	水口町	江戸～明治
55	市	有形	書跡等	H29. 2. 14	旧私立水口図書館収集古書及郷土資料	甲賀市水口図書館	水口町	江戸～明治
56	市	有形	考古資料	R6. 3. 27	史跡水口岡山城跡および矢川寺遺跡出土瓦	甲賀市	水口町	室町～安土桃山
57	市		有形民俗	S30. 1. 22	曳山	17町内会	水口町	江戸～明治
58	市		有形民俗	H29. 2. 14	庚申山広徳寺三猿石造道標	山上区	水口町	江戸
59	市		史跡	S33. 5. 15	波濤ヶ平古墳	個人	水口町	古墳
60	市		名勝	S30. 4. 15	大池寺の庭園	大池寺	水口町	江戸
61	市		天然記念物	S43. 11. 11	古城山堇青石	甲賀市	水口町	

## 第3章 史跡と周辺の概要

### 第1節 指定に至る経緯

甲賀市では平成24年（2012年）2月に策定された「新名神高速道路活用戦略」において、歴史的に重要な城跡を市の重要な地域資源と位置づけ、さらに市のランドマークとすべく、重点事業「あいこうか岡山城プロジェクト」を立ち上げ、水口岡山城跡の積極的な環境整備や活用事業を市民と共に検討するとともに、学術的調査を実施し、史跡指定を目指す方針とした。その中で、詳細地形測量調査・発掘調査の実施と並行して、文献史料の掘り起こしや絵図資料などを通じた城下町の範囲確認など総合的な調査を実施した。

その結果、古城山の山中には曲輪、堀切、石垣、土塁などの城郭遺構が良好な状態で確認できるとともに、廃城後の様子も良好に残ることが判明した。

甲賀市教育委員会は、水口岡山城跡を将来にわたって保存し、また活用することにより未来へ残していくために、平成28年（2016年）7月19日に国に対して「水口岡山城跡」の国史跡指定について意見具申を行った。これを受けて平成28年（2016年）11月18日に開催された国の文化財審議会において、「水口岡山城跡」を国史跡に指定するよう文部科学大臣に答申され、平成29年（2017年）2月9日に（文部科学省告示第7号）に国史跡として指定された。そして、平成29年（2017年）3月22日に甲賀市が管理団体に指定された。

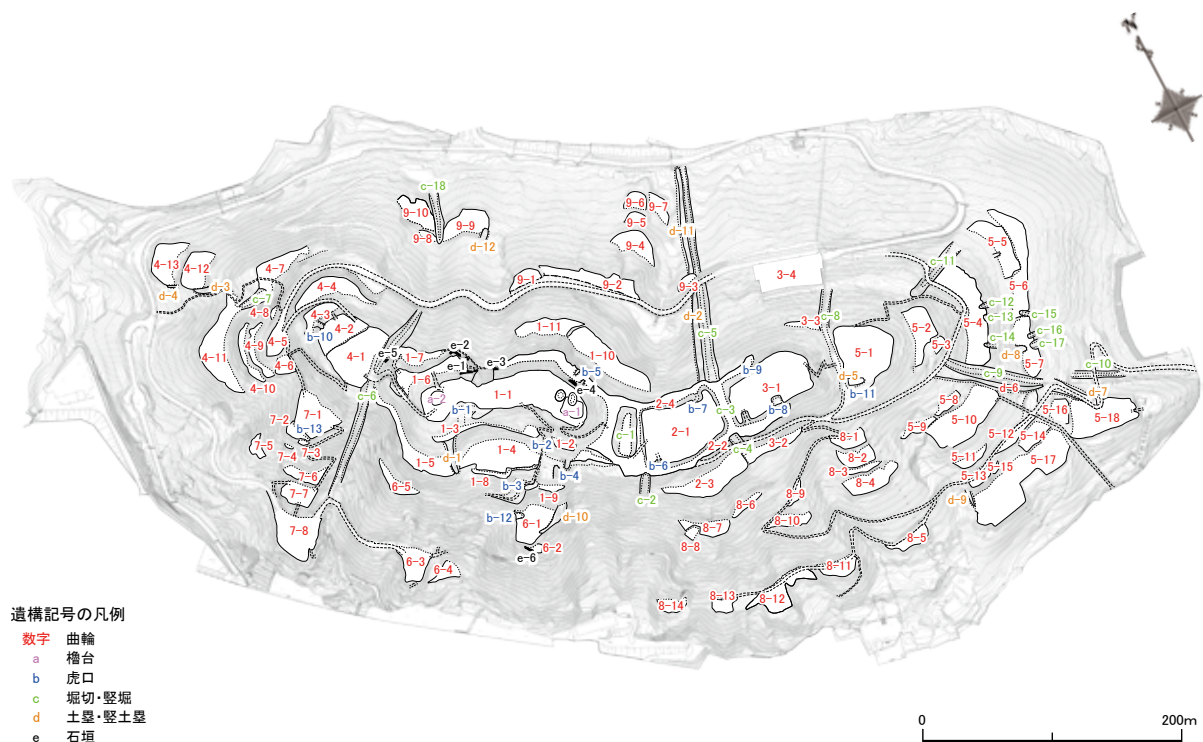


図11 遺構概要図

## 第2節 指定に至るまでの調査成果

甲賀市教育委員会では、これまで十分な調査が行われていなかった城跡の様相を把握するため、平成22～25年（2010～2013年）度に詳細地形測量調査を実施して地表面観察による城郭遺構の確認に努めた。

そして、平成24～27年（2012～2015年）度に、埋没した遺構を確認するため、発掘調査を実施した。また、発掘調査と並行して、文献史料の掘り起こしや絵図資料を通じた城下町の範囲推定など総合的な調査を行った。

本節では、総合調査で明らかになった水口岡山城跡について、調査成果を記載する。

### 第1項 発掘調査の成果

詳細地形測量調査によって、曲輪、堀切、石垣、土塁などの数多くの城郭遺構が存在することが判明し、その上で、城の構造を解明するために、地表面観察では詳細がわからなかった7箇所に対して発掘調査を実施した。

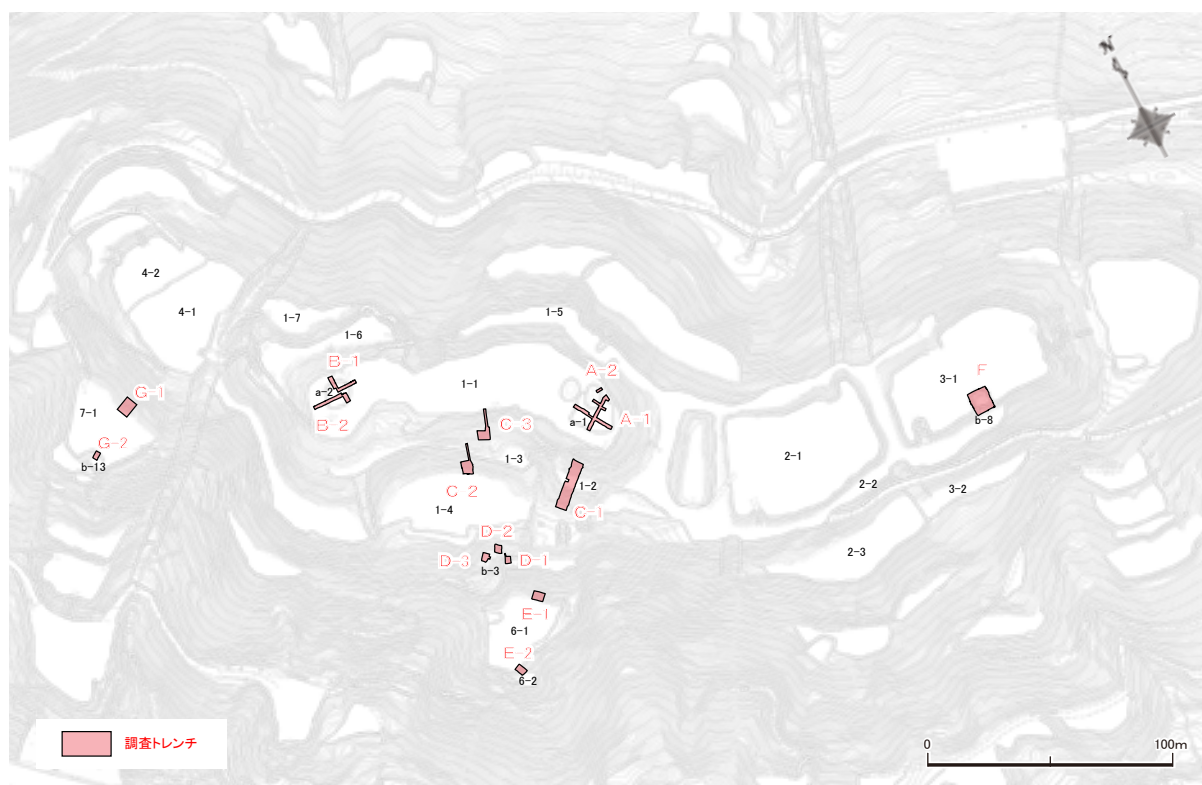


図12 発掘調査トレンチ配置図

### 主郭部（曲輪1-1）の東側の櫓台（櫓台a-1）

主郭部の東側櫓台a-1（以下、東櫓台）は、「江州水口絵図」Ⅱによると「天守」と記された位置にあたる。発掘調査では入隅角をもったL字状の石垣を検出し、単純な方形プランではなく、北東側に張り出し部をもった構造であることが判明した。検出した石垣は築石に転用石材を用いず、石垣面が平滑に揃うように積まれているのが特徴である。また、ここからは大溝城（滋賀県高島市）から転用された軒丸瓦と軒平瓦、水口岡山城のために作られた軒丸瓦と軒平瓦が集中的に出土し、東櫓台に建てられた瓦葺建物にはこの2種類の瓦を中心として葺かれたと推定される。また、東櫓台からは揚羽蝶文鬼瓦も出土している。

### 主郭部（曲輪1-1）の西側の櫓台（櫓台a-2）

主郭部の西側櫓台a-2（以下、西櫓台）では、五輪塔の地輪を石材として転用した石階段と、崩された石垣を検出した。これらの位置関係から、櫓台の墨線から階段が張り出す形状であったと推定される。また、西櫓台の周辺からは寺院系の軒瓦が多く出土し、矢川寺遺跡（甲南町森尻）と同範の軒丸瓦と軒平瓦も出土した。このことから、西櫓台に建てられた瓦葺建物は、寺院系の軒瓦を中心に葺かれた可能性が高い。

### 石垣が壊されたと推定される主郭部（曲輪1-1）の南側斜面

主郭部の南側斜面は二段構造であることが判明した。検出した石垣は、いずれも崩された石垣



写真8 東櫓台 a-1



写真9 西櫓台 a-2



写真10 曲輪1-1の南側斜面



写真11 虎口 b-3

の築石や裏込石が厚く堆積した状況であった。下段は高さ2 m程度の腰巻石垣もしくは垂直に切り立てた岩盤の上方に約30度の斜度の切岸が伴って形成され、上段は石垣で形成されたと推定される。石垣の高さについて、「江州水口絵図」Ⅱでは東端部で「石垣高九間」、西端部で「石垣三間半」と記されているが、詳細地形測量の成果から考えると、上段の石垣の高さは8 mを超えることはないと考えられ、正確な高さは現在のところ不明である。

#### 大手道上に位置する枡形虎口（虎口 b - 3）

「江州水口絵図」Ⅱには3本の登城路が描かれており、中央のルート上に位置する枡形虎口で発掘調査を実施した。この虎口は、城の中枢部の外郭ラインから外側に張り出すように配置された外枡形虎口となっており、調査の結果、虎口の内部は石垣と石塁によって囲まれた空間であったと判明した。また、遺構の検出状況から、虎口内部の通路は直角に2度折れる形状となり、1度目の折れまでが通路幅約4.8 m、1度目の折れから2度目の折れまでが通路幅約3.6 mに復元できる。

#### 大手道に隣接する曲輪（曲輪 6 - 1）

枡形虎口の南側下方に位置し、城の中枢部の外側にあたる曲輪である。ここでは発掘調査によって石垣を確認した。また、詳細地形測量調査によって曲輪南側斜面でも石垣を確認し、城の中枢部より外側にあたる場所でも石垣が築かれていることが判明した。なお、この曲輪は「江州水口



写真 12 曲輪 6 - 1



写真 13 虎口 b - 8



写真 14 虎口 b - 8 石階段



写真 15 曲輪 7 - 1

絵図」Ⅱに描かれる中央の登城ルートに隣接しており、大手道を防御するとともに大手沿いで威容を誇るために石垣を築いたと推定される。

#### 主要曲輪群の東端部に位置する曲輪（曲輪3-1）に付属する虎口（虎口b-8）

山頂部の主要曲輪群の東端部に位置する曲輪の虎口を対象として発掘調査を実施した。調査の結果、虎口内部で2つの石階段と門の礎石を検出した。階段と門は一直線に並び、虎口の内部で折れを伴わないことから、平入り虎口であることが判明した。なお、検出した礎石の心々間距離から、門の間口は4.5mであったと考えられる。

#### 城の西部に位置する曲輪（曲輪7-1）

発掘調査では石垣を確認することはできず、岩盤を利用した切岸を検出した。今後の調査に委ねる部分も大きいですが、調査の成果から考えると、石垣を築くのは主郭部と大手道周辺のみであると推定される。

## 第2項 文献史料等の調査成果

水口岡山城に関する文献史料からは、歴代城主や支配体制について、築城や修築、廃城後の状況がうかがえる。なお、歴代の城主と任期は下記の通りである。

初代：中村一氏 天正13年(1585年)5月～天正18年(1590年)10月

二代：増田長盛 天正18年(1590年)10月～文禄4年(1595年)7月

三代：長束正家 文禄4年(1595年)7月～慶長5年(1600年)9月

歴代城主は甲賀郡内の社寺に保護を与えている。甲賀町鳥居野の大鳥神社や甲賀町油日の油日神社への寄進文書は、就任時期と重なっていることから、水口を拠点に甲賀を支配する城主の交替の節目を示しており、こうした支配体制は三代にわたり引き継がれていたことを示す。

また、甲賀の惣社とも呼ばれた油日神社には、天正13年(1585年)より前の甲賀の地侍や近隣の有力者からの寄進文書は残るが、近江守護六角氏や織田信長のような、一国や一郡を支配するクラスの武家からの保護を示す寄進状や安堵状は確認できない。こうした史料は、水口岡山城が機能した時代と重なって残されるようになる。すなわち、水口岡山城は単なる戦略上の拠点ではなく、甲賀郡支配の象徴としても機能していたことを示している。

水口岡山城の築城に際しては、『矢川雑記』に矢川神社の「堂塔の良材・古瓦・礎等」を取って「城櫓等」とした伝承が見える。実際に矢川寺遺跡出土瓦と同範の瓦が西櫓台で出土しており、信憑性は高いと考えられる。

修築に際しては、水口岡山城に直接関係する唯一の同時代史料である「長束正家書状」（『西川文書』文禄5～慶長5年(1596～1600年)）にその内容が記されている。史料には、大溝城を

破却してその部材を水口へ移送したという記述があり、実際に東櫓台で大溝城跡出土瓦と同範の瓦が出土している事実と合致する。修築の時期は、大溝城の廃城時期との関係からみて文禄5～慶長5年（1596～1600年）の間と考えられる。

慶長5年（1600年）以降に廃城となった水口岡山城は、寛永11年（1634年）に完成した近世水口城築城の際に、「石材」を取られ、残る礎石は草樹に埋没したという。また天和2年（1682年）に水口藩が成立したときに、おそらく家臣団屋敷や藩庁の整備のために「旧趾」をもって「用材」としたのをはじめ、享保元年（1716年）の大岡寺再建・安政5年（1858年）の慶円寺修復の際、寺の礎石にも古城山にあった石材を転用したという。

なお、元和6年（1620年）に徳川和子が入内する際の宿館として築かれた水口御殿（古御殿遺跡）でも水口岡山城跡と同範の軒平瓦が出土しており、江戸時代には水口岡山城跡の遺物を各種の資材として転用したことがうかがえる。

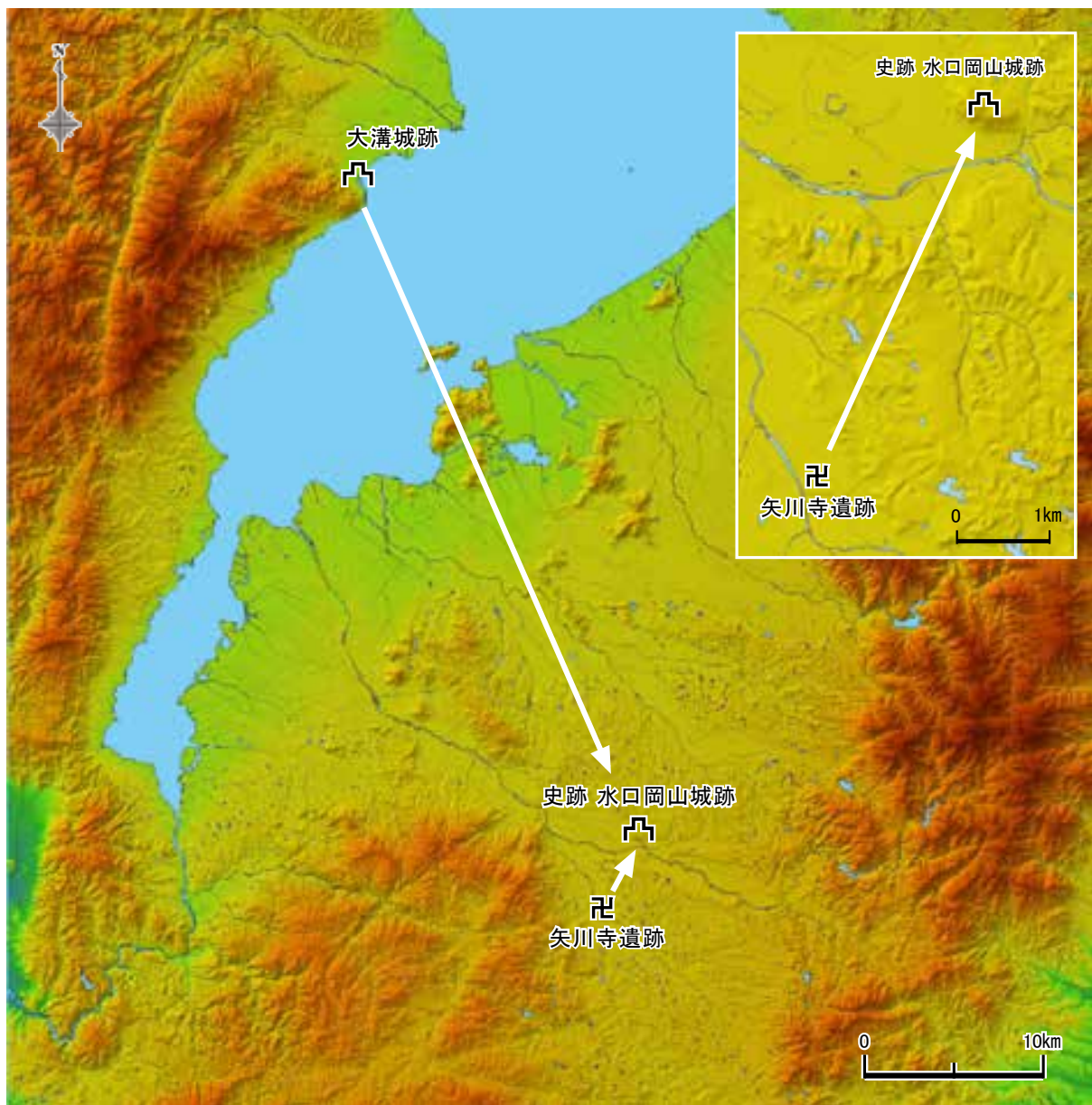


図13 水口岡山城跡と同範軒瓦出土遺跡の位置関係

### 第3項 文献史料等からわかる史跡周辺

水口岡山城の山麓や城下町では、わずかに試掘調査が行われたのみで、遺構の全容は把握できていない。また、水口岡山城が機能していた天正13～慶長5年（1585～1600年）の絵図は現存せず、後世に城跡や城下を描いた資料のみが残る。図14は絵図資料や文献史料をもとに推定した山麓居館や家臣団屋敷、城下町の範囲を示したものである。

山麓には中央・西・東の三つの枡形があったと推定され、それぞれ「大手」「西追手」「東追手」と呼ばれていた。現在の地形図で位置を推定すると、「大手」は大岡寺の門前付近、「西追手」は水口小学校の正門付近、「東追手」は湯屋町付近にあたる。また、「江州水口絵図」Ⅱ（『大工頭中井家関係資料』）には、三つの枡形の外側に堀が描かれており、現在、水口小学校南側を流れる水路がその痕跡と考えられる。この堀より山側が城郭の範囲で、山麓には山麓居館や家臣団屋敷が存在したと推定される。

また、同絵図には、三つの枡形から山頂部へ通じる道も描かれている。中央の道は「大手道」、西側は「西追手道」、東側は「東追手道」と推定される。山麓部は後世の開発や道路敷設によって大きく削平され、枡形推定位置から山裾部へのルートは不明であるが、山中のルートについて

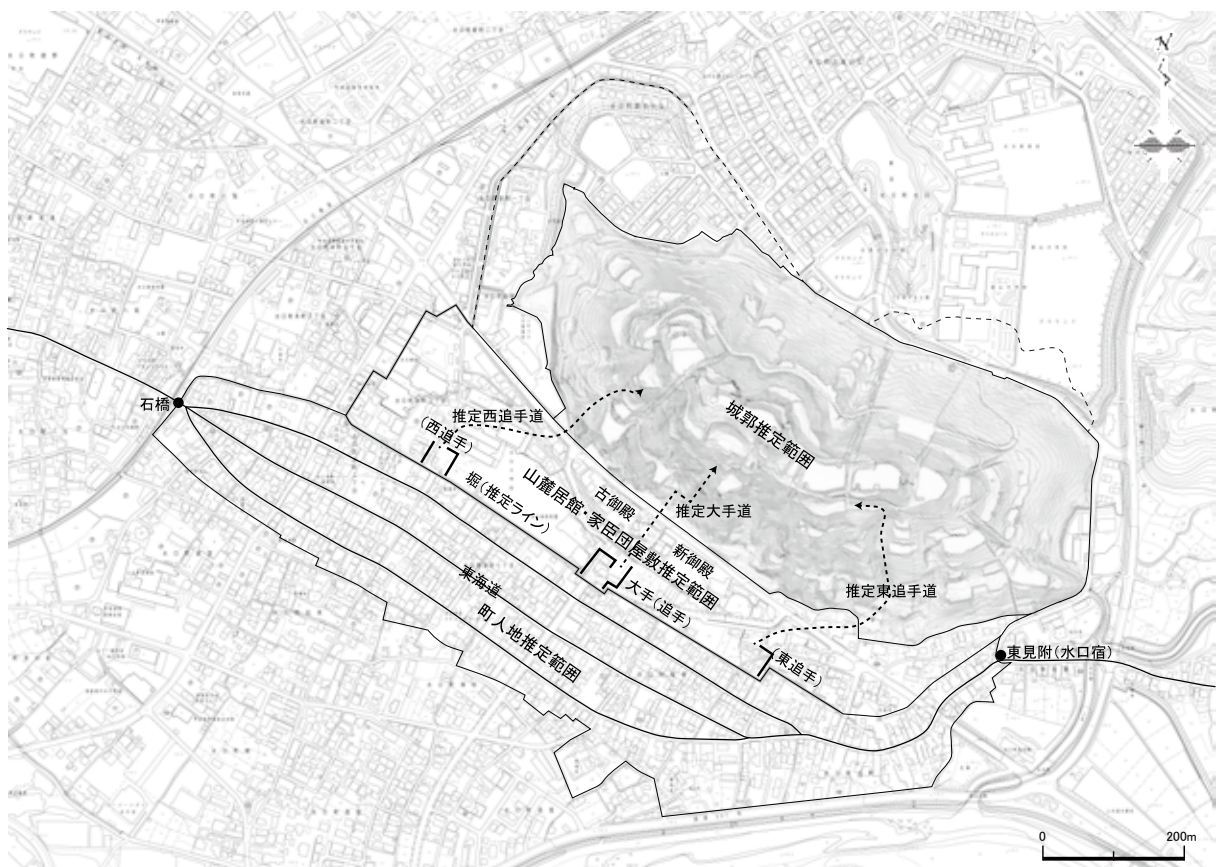


図14 絵図等から推定した山麓や城下町

は詳細地形測量の成果を踏まえ、おおよその推定が可能である。

一方、堀よりも外側は城下町の範囲と推定される。江戸時代のいずれの絵図にも、古城山南側に三本の並行した道が描かれている。通称「三筋町」と呼ばれ、近世の水口宿の宿場町として栄えた。この宿場町は、水口岡山城の城下町が元となったと考えられる。

江戸時代の町割りは、三本の東西道路を基準とする両側町であり、東西に貫く街道が町割りの基礎であったと推定される。いわゆるヨコ町型である。「西追手」の南側に位置する「魚屋町」と「鍵町」には、南北道路を基準としたタテ町型の町割りの痕跡もみられ、この部分は古くから街道の結節点であった（図14）。

中央の「大手」から枡形に向かう道を山上へ延長すると、西櫓台の位置にあたる。発掘調査の成果から、西櫓台は初代城主、中村一氏の時代に整備されたことが明らかになっており、東西方向の街道に直交する「大手」の筋は、西櫓台を基準に設定された軸線であった可能性がある。

以上のように、「三筋町」の町割りと山麓の枡形の位置関係、南北道路と城郭構造の関連性から、城下町は山上の城郭と一連で設計された可能性が高い。「三筋町」の町割りは近世を通して宿場町として発展し、その形態は市街地化された現在の区画にも色濃く反映されている。

#### 第4項 まとめ

地形測量調査と発掘調査によって、水口岡山城は山頂部を中心に山全体に大小の曲輪が多数配置され、堀や土塁、石垣が存在することを確認した。主郭には、構造の異なる2つの櫓台が存在したことがわかったほか、石垣は主郭や推定大手道沿いなどの重要な箇所にもみ築かれ、それ以外は切岸を用いていたとみられる。また、城内の場所によって虎口の形に違いがあることから、曲輪のもつ性格が虎口の構造に反映されている可能性も考えられる。

一方、山の斜面に豎堀や豎土塁を多く設けており、特に豎堀が山の東側に重点的に配置している様子は、東からの敵に対する防御を強く意識しているとみられ、東国制覇の拠点として築かれた城の性格を表していると考えられる。

発掘調査で出土した遺物からは、城の変遷の様子が明らかとなった。西櫓台では矢川寺遺跡と同範の軒瓦を含む寺院から転用されたとみられる瓦が出土し、『矢川雑記』が記すように、中村一氏が周辺の寺院から用材を調達した様子がうかがえる。東櫓台では主に大溝城から転用された瓦や水口岡山城のために作られた瓦が出土しており、「長東正家書状」の記述と瓦の出土状況が一致する。

これらのことから、西櫓は天正13年（1585年）の築城段階に一氏によって寺院から転用した瓦を用いて建てられ、東櫓は文禄4年（1595年）以降、正家が城主となった段階で大溝城から運ばれた瓦を用いて整備されたと考えられる。

さらに、東櫓台では揚羽蝶文鬼瓦が出土している。城主の中に揚羽蝶文の家紋をもつ武将はい

ないが、関ヶ原の戦いの後、水口岡山城に敗走した正家を追ってきたのが、揚羽蝶文の家紋をもつ池田長吉である。出土した揚羽蝶文鬼瓦は慶長年間（1596～1615年）に製作された可能性が高く、長吉との関わりを強く感じられるが、長吉が水口岡山城の瓦の差し替えや城の改修を行ったという記録は残っておらず、詳細は不明である。

### 第3節 指定の状況

#### 第1項 指定告示

平成29年（2017年）2月9日 文部科学省告示 第7号

名称 水口岡山城跡（みなくちおかやまじょうあと）

種別 史跡

指定基準 二

地域 610番1のうち実測5,325.40㎡、610番270のうち実測233,297.45㎡

備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を滋賀県教育委員会及び甲賀市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

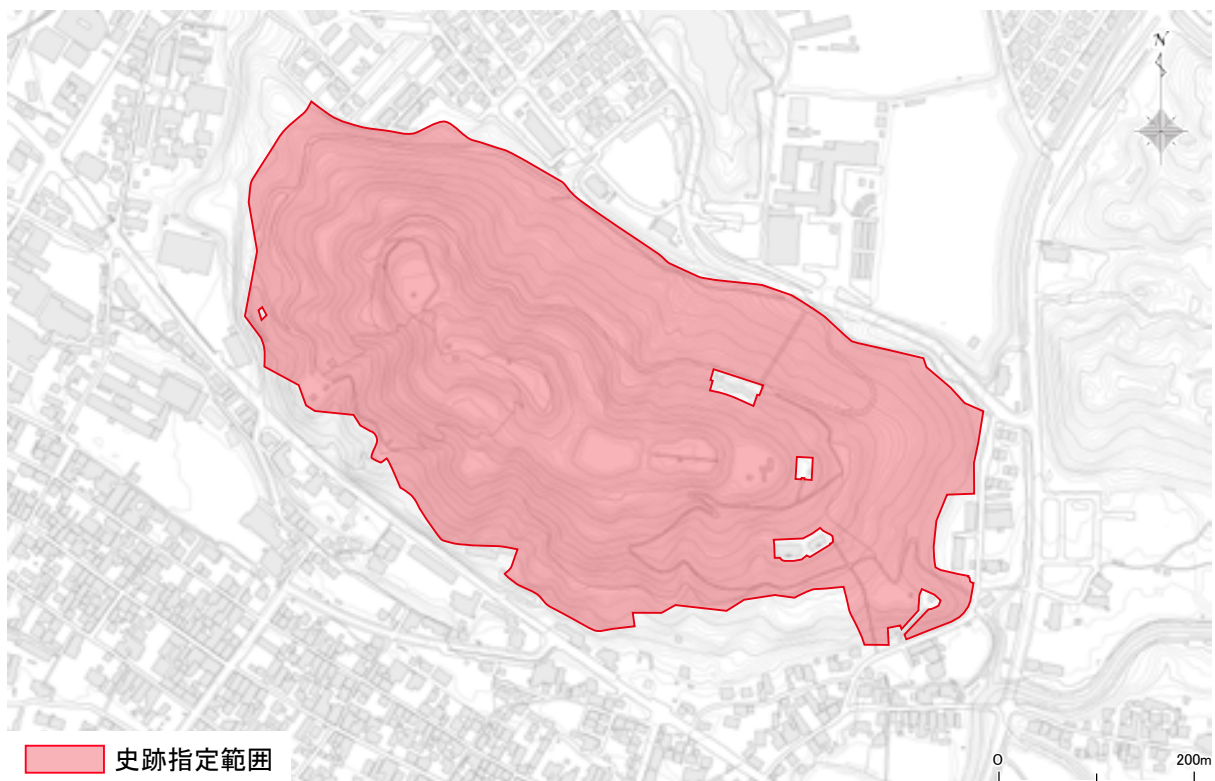


図15 指定範囲図



図 16 保安林指定範囲図

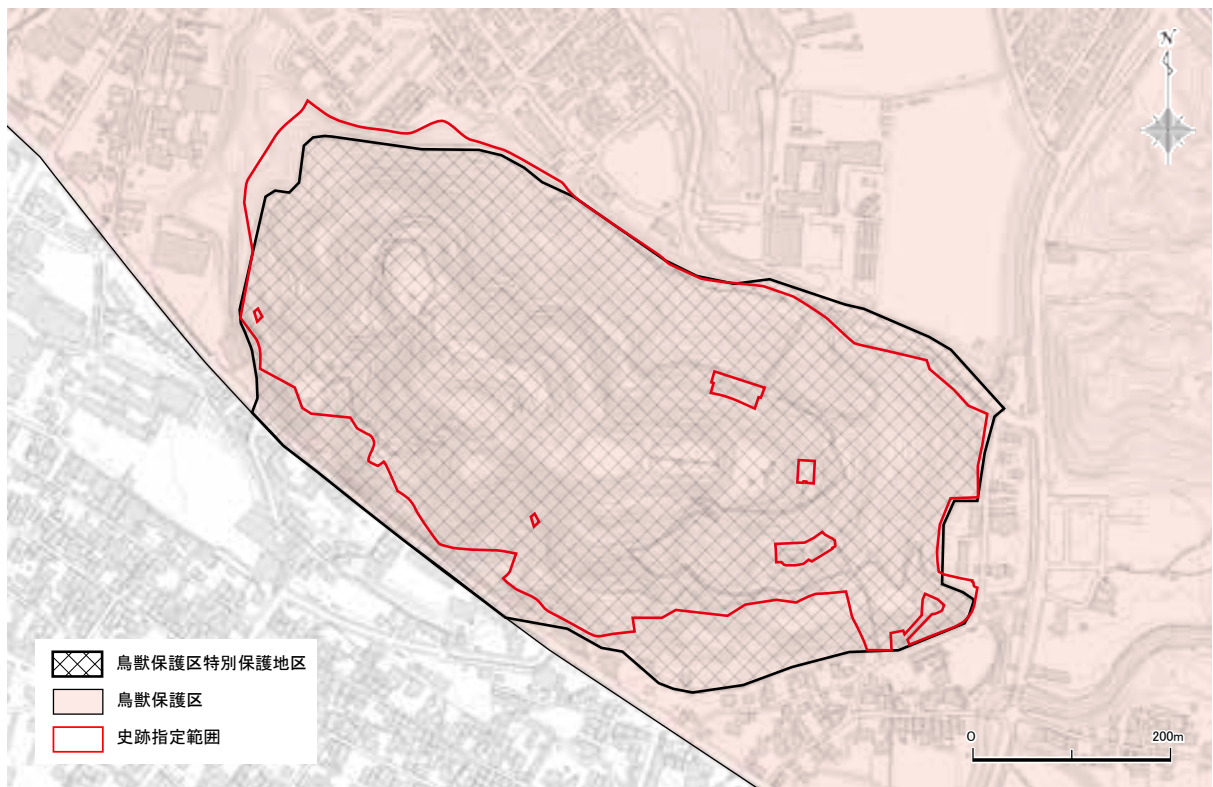


図 17 鳥獣保護区および鳥獣保護区特別保護地区範囲図

## 第2項 管理団体告示

平成29年(2017年)3月22日 文化庁告示 第20号

甲賀市 滋賀県甲賀市水口町水口 6053

## 第3項 指定説明文とその範囲 (本項は『月刊文化財平成29年2月号』より抜粋)

水口岡山城跡は水口平野の東端部に位置する標高約283m、東西約1km、南北約500mの独立丘陵である古城山に所在する。水口は古くから街道が通過する交通の要衝であり、仁和2年(886年)には近江から鈴鹿関を經由し伊勢へと向かう新道が東海道とされた。それ以後、伊勢参宮の道路の通過点として水口の名がしばしば文献史料に現れるようになり、応永31年(1424年)には足利義持が伊勢参宮の際に水口に宿泊していることが知られる。

天正13年(1585年)の豊臣秀吉による紀州攻めの後、多くの甲賀衆が改易処分とされた。水口岡山城はその直後に築城が開始されたと考えられている。享保19年(1734年)にまとめられた『近江輿地誌略』には、江戸時代以前の水口城である岡山古城址は天正13年に中村一氏により築城されたとある。

それ以後、この城は豊臣政権による甲賀の直接支配の拠点として、また東国への抑えとして重要な位置を占めた。天正18年、一氏が駿河へ移封されると、一氏の所領は増田長盛へと引き継がれ、文禄4年(1595年)には長束正家に引き継がれた。しかし、関ヶ原の戦いで正家が西軍に属したため、戦いの後に東軍の池田長吉らにより接收された。

その後、水口は幕府の直轄領となり、慶長6年(1601年)には東海道の整備によって宿駅となり、水口代官によって統治された。長束正家退去後の水口岡山城に関する記録は乏しいが、寛永11年(1634年)の水口城の築城に伴い、石垣の石材が水口岡山城から水口城に運ばれたと伝えられている。また、天和2年(1682年)に水口藩が成立した以降は御用林となり、明治時代以降は公有財産として引き継がれ、現在も山のほとんどの部分が市有地となっている。

水口岡山城が立地する古城山の山中には、広範囲にわたって曲輪や堀、土塁、石垣などの城郭遺構が分布することが知られていたが、平成22年度から甲賀市教育委員会が実施した測量調査や発掘調査によって城郭の構造が判明した。曲輪は、空堀や堀切、塹堀によって区切られた一定の範囲でまとまって展開する傾向がみられる。また、山頂部に規模の大きな曲輪が東西方向に連なって配置され、城の中核部を形成している。それらの中心曲輪群の中で最高所に位置する曲輪には、東西両端に櫓台とみられる土壇状の高まりがある。

発掘調査は、主郭部東側の櫓台と西側の櫓台、主郭部の南側斜面、大手道上に位置する枡形虎

口、大手道に隣接する曲輪、主要曲輪群の東端部に位置する曲輪に付属する虎口、城の西部に位置する曲輪で行っている。

それぞれの調査区では、破城によって徹底的に崩され、石材が持ち去られた石垣の痕跡や石階段を確認するとともに、主郭からは瓦がまとまって出土している。また、16世紀後半の貯蔵具をはじめとする国産陶器が一定量出土している。破城は近世東海道を望む城の前面において徹底して行われているが、背面にあたる主郭の北面側では5か所で石垣が残存している。このように山中には多くの城郭遺構があり、廃城時の様子を極めて良好にとどめている。

天正19年から慶長5年までの間に出されたとみられる「長束正家書状」には、豊臣政権が大溝城（滋賀県高島市、重要文化的景観「大溝の水辺景観」）の天守を解体し、その部材を水口へ運ぶように命じたと記されているが、出土した瓦の中には大溝城から運ばれたと考えられる軒瓦や、矢川寺遺跡（甲賀市甲南町）と同範の寺院系の軒瓦がまとまってみられ、さらに関ヶ原の戦い後、この城を接収したとされる池田家の家紋である揚羽蝶文を施した鬼瓦が認められた。享保8年（1723年）にまとめられた『矢川雑記』には、天正13年に中村一氏が矢川寺の堂塔を破壊して岡山の城へ転用したとある。こうした遺物の出土によって、水口岡山城の築城から廃城に至る経過を考古学的にもたどることができる。

水口岡山城は豊臣政権により甲賀の支配と東国の抑えのために築城された織豊系城郭であり、中村一氏、増田長盛、長束正家といった豊臣政権を支える重要人物が城主とされるなど、その政治的、軍事的な意味合いは大きい。また、遺跡の保存状態も極めて良好であり、出土遺物から築城や整備に伴う資材調達の様子が具体的に分かることは、当時の築城の在り方を知る上でも重要である。よって、史跡に指定し保存を図ろうとするものである。

#### 第4項 指定地の現状

史跡指定地はすべて市有地であり、甲賀市が史跡の管理団体に指定されている。なお、古城山の地下を通る用水路は野洲川土地改良区が所有している。また、史跡指定地内に所在する電柱8本はNTT西日本株式会社が占有している。

史跡指定地の甲賀市水口町水口字古城610番270は、土砂流出防備保安林と保健保安林に指定され、古城山一帯は、鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。

なお、本計画の対象範囲の状況については下記の通りである。

##### A地区 史跡水口岡山城跡【指定地内】

古城山の指定地外には、甲賀市所管の水道施設（使用停止中）や滋賀県企業庁所管の水道施設などがあるが、大部分は森林となっている。

##### B地区 水口岡山城跡山麓部【指定地外】

水口岡山城遺跡の範囲内には、病院や小学校、寺院、宅地等の民有地があり、大半が市街地化されている。

##### C地区 城下町・宿場町【指定地外】

推定城下町と近世東海道水口宿の宿場町の範囲は重複する。市街地化が大きく進んでいるものの、一部に古い町並みが残り、江戸時代の絵図に描かれた紡錘形の三筋町の町割りが現在も区画の基盤になっているとみられる。

##### D地区 水口御殿（古御殿遺跡）・水口城跡【指定地外】

古御殿遺跡の位置は江戸時代の絵図から推定されるものの、遺構は地表面で確認できず、試掘調査でも遺構は確認できていない。範囲内には水口体育館が建てられている。

水口城跡は堀や土塁、石垣が確認できるが、本丸跡は水口高等学校のグラウンドとして利用されている。



写真 16 空から見た計画対象範囲（東から）

手前右下の独立丘陵が水口岡山城跡（A地区）、山の左（南）山麓が山麓居館と家臣団屋敷の推定範囲（B地区 水口岡山城遺跡）、その左（南）側が城下町・宿場町（C地区）である。

西側（写真奥）には水口平野が広がり、その奥に三上山、琵琶湖が望める。さらに奥には、比叡山から比良山系の湖西の山々が見える。

## 第4章 史跡水口岡山城跡の本質的価値

### 第1節 史跡水口岡山城跡の本質的価値

水口岡山城跡が史跡に指定されたのは、当該遺跡が我が国の歴史を理解する上で欠くことのできないものであり、その学術的価値が認められたためである。指定説明文に史跡等の指定に値する「本質的価値」の全容が明示されている。史跡等の本質的価値とは「史跡等の指定に値する枢要の価値」である。今後、史跡を適切に保存活用するためには、関係者間で本質的価値の共通理解をもつことが重要である。本章では指定説明文に明示された本質的価値を整理して明示する。なお、本質的価値の整理にあたっては、『水口岡山城跡総合調査報告書』の総括を参照した。

#### ①石垣・礎石建物・瓦をもつ織豊期城郭

水口岡山城の構造は、山中に数多く残る曲輪や堀、土塁などによって詳細に把握できることに加え、発掘調査で確認した崩された石垣や主郭の東西櫓台の石垣などによって、廃城時の様子を極めて良好に留めていることが明らかとなった。

地表面で得られる情報だけでなく、地下に内包される石垣や瓦の様相は、豊臣政権の山城の姿を知る上で非常に重要である。また、発掘調査で出土した瓦の状況から、水口岡山城の築城から廃城に至る経過を考古学的にもたどることができ、豊臣政権の築城や整備に伴う資材調達の様子が具体的にわかる事例である。

#### ②文献史料から城主と在任期間が判明する豊臣政権の政治的・軍事的に重要な城郭

水口岡山城の城主は、秀吉子飼いの家臣の中村一氏、豊臣政権の五奉行の増田長盛、長束正家といった豊臣政権を支える重要人物が入っている。天正13年（1585年）段階で対東国の最前線の城として中村一氏によって築かれたものが、天正18年（1590年）に秀吉が天下統一を成し遂げると、その後は五奉行の増田長盛、長束正家へと城主が引き継がれ、最前線の城から地域支配の拠点へ性格を変容させたと考えられる。このように政治的、軍事的な意味合いは大きく、豊臣政権の城郭政策をうかがい知ることができる。

#### ③城下町、宿場町の町並みが重層的に体感できる稀有な存在

水口岡山城の城下町は、江戸時代には東海道水口宿の宿場町として発展し、水口の街の礎となった。近世絵図に残る町割りの様相は、市街地化された現在の区画にも色濃く反映され、城郭と城下町が一体となって成立したことを推測させる。この範囲は、豊臣時代の城下町、近世東海道の宿場町、そして現代の町並みを重層的に感じることができる地域である。

#### ④独立丘陵「古城山」に築かれた地域のシンボル

水口岡山城が築かれた古城山は、周囲に高い山がない独立丘陵であり、山頂からの眺望が良く、水口平野からも良く見える。水口は東海道をはじめとする主要街道が通過する交通の要衝であり、古城山の西麓で街道が交差している。このように古城山は、眺望が良い独立丘陵であるとともに、街道を押さえる上で重要な立地である。また、古城山は独立丘陵であることからひととき目立つ山であり、市街地に隣接した山としても市民に親しまれ、隣接する小学校の校歌にも「城山」と謳われるなど、地域のシンボルとなっている。

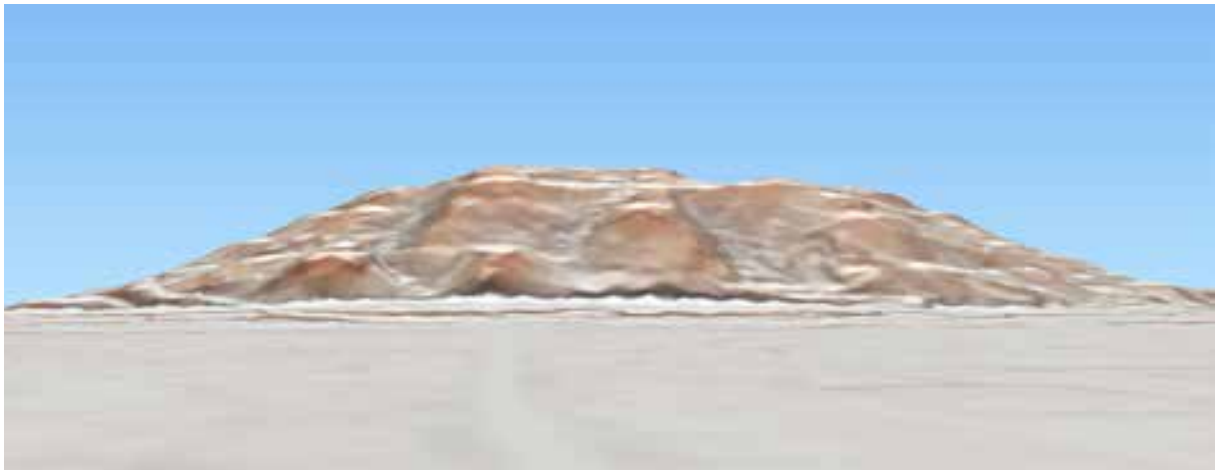


図18 城下町側（南側）から見た水口岡山城跡（CS立体図）

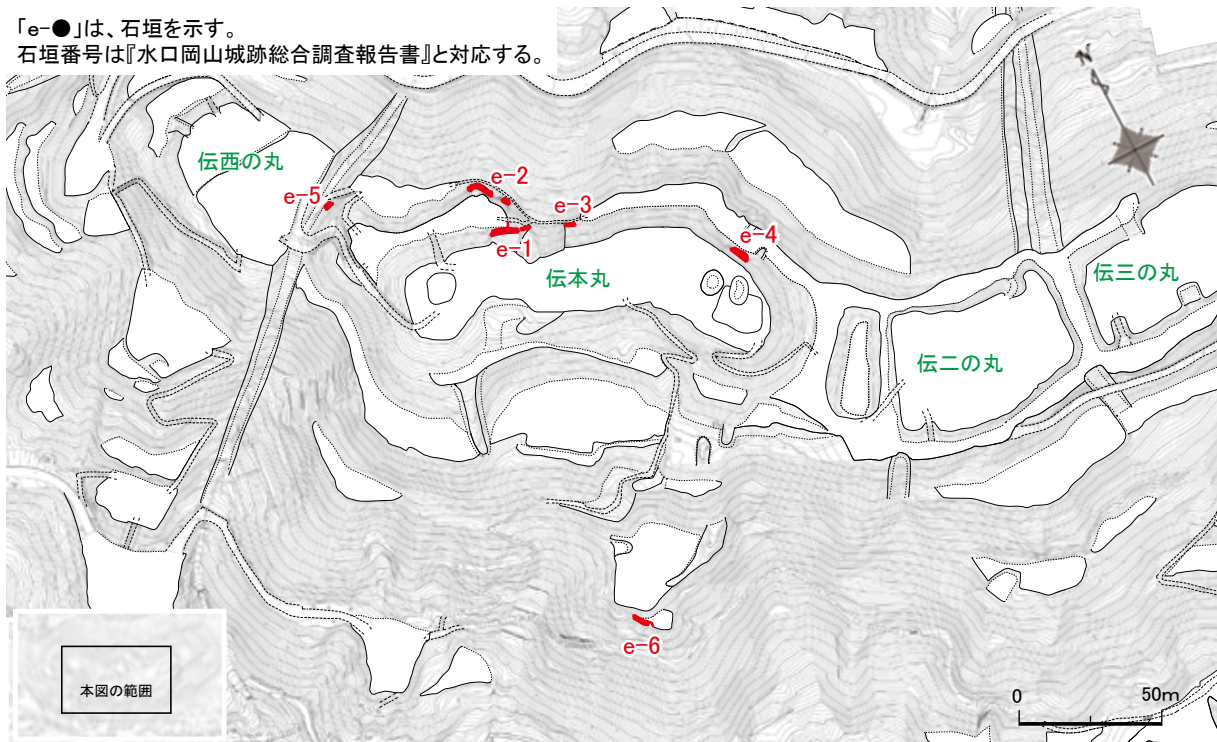


図19 地表面で確認できる石垣の位置

## 第2節 構成要素の特定

史跡の保存活用にあたり、史跡の構成要素を把握、整理し、今後の取扱いの基本方針を示す必要がある。本計画では、史跡指定地だけでなく、史跡指定地外の関連地や周辺区域も計画対象範囲に含めている。本章では、史跡の構成要素の把握、整理を行う。

水口岡山城跡は様々な要素で構成されており、本計画の対象範囲は史跡指定地と史跡指定地外に大別される。そのうち、史跡指定地内は「(1) 史跡水口岡山城跡の本質的価値を構成する要素」と「(2) 史跡水口岡山城跡の本質的価値に準ずる要素」、「(3) 史跡指定地内におけるその他の要素」、史跡指定地外は「(4) 周辺地における要素」に分けられる。また、「(3) 史跡指定地内におけるその他の要素」は、「(ア) 史跡の保存・活用に関わる要素」、「(イ) 古城山の自然環境を構成する要素」、「(ウ) その他の要素」、「(4) 周辺地における要素」は、「(エ) 史跡の本質的価値に関連する要素」、「(オ) 史跡の歴史的経緯に関わる要素」、「(カ) 史跡の保存・活用に関わる要素」、「(キ) その他の要素」に分けられる。

### (1) 史跡水口岡山城跡の本質的価値を構成する要素

- ・ 地表面に残る遺構  
曲輪、石垣、土塁、堀切、竪堀、土橋、虎口、切岸、崩落石材、登城路
- ・ 地下に埋蔵されている遺構  
発掘調査によって明らかとなった崩された石垣、櫓台の石垣、石組溝、礎石、石階段
- ・ 水口岡山城跡の歴史的価値の説明において不可欠な出土遺物（瓦、陶磁器）

### (2) 史跡水口岡山城跡の本質的価値に準ずる要素

- ・ 水口岡山城跡の歴史的価値の説明において不可欠な同時代の文献史料、絵図資料
- ・ 眺望景観（主郭からの眺望、三の丸からみた鈴鹿方面の眺望、城下からの眺望）
- ・ 地質的要素（独立丘陵「古城山」の地形、堇青石ホルンフェルス、花崗岩岩盤）

### (3) 史跡指定地内におけるその他の要素

#### (ア) 史跡の保存・活用に関わる要素

- ・ サイン類（案内板、解説板、標柱）
- ・ 便益施設（トイレ、東屋、展望台、塀型ベンチ、ベンチ）
- ・ 管理施設（管理用道路、登山道、階段、排水溝、柵・手すり、電柱、散水栓、石積み・擁壁、車止め、治山施設）

表4 構成要素一覧

項目		諸要素		
史跡指定地内	(1) 史跡水口岡山城跡の本質的価値を構成する要素	地表面に残る遺構	曲輪、石垣、土塁、堀切、竪堀、土橋、虎口、切岸、崩落石材、登城路	
		地下に埋蔵されている遺構	発掘調査によって明らかとなった崩された石垣、櫓台の石垣、石組溝、礎石、石階段	
		水口岡山城跡の歴史的価値の説明において不可欠な出土遺物	出土遺物（瓦、陶磁器）	
	(2) 史跡水口岡山城跡の本質的価値に準ずる要素	水口岡山城跡の歴史的価値の説明において不可欠な同時代の文献史料等	文献史料、絵図資料	
		眺望景観	主郭からの眺望、三の丸からみた鈴鹿方面の眺望、城下からの眺望	
		地質的要素	独立丘陵「古城山」の地形、董青石ホルンフェルス、花崗岩岩盤	
	(3) 史跡指定地内におけるその他の要素	(ア) 史跡の保存・活用に関わる要素	サイン類 便益施設 治山施設	サイン類（案内板、解説板、標柱） 便益施設（トイレ、東屋、展望台、塀形ベンチ、ベンチ） 管理施設（道路、登山道、階段、排水溝、柵・手すり、電柱、散水栓、石積み、擁壁、車止め、治山施設）
		(イ) 古城山の自然環境を構成する要素	自然的要素	動植物（鳥獣保護区特別保護地区、レッドデータブック掲載種）・森林（保安林）
		(ウ) その他の要素	個人・団体等が設置した工作物	石碑、柵、掲揚台、倉庫、忠魂碑、記念碑
			その他	宗教施設（阿加宮、白玉稲荷、穂徳稲荷、石仏西国八十八か所巡り） 既存の公園施設（遊具、石畳、門柱基礎）
史跡指定地外	(エ) 史跡の本質的価値に関連する要素	ふもとの家臣団屋敷と枳形城と城下町を区画する堀 推定城下町	山麓の3箇所の枳形 山麓居館・家臣団屋敷推定地 城郭と城下町を区切る内堀跡	
	(オ) 史跡の歴史的経緯に関わる要素	水口城跡 古御殿遺跡 街道	転用材 旧東海道（三筋町）	
	(カ) 史跡の保存・活用に関わる要素	駐車場 生涯学習施設 観光施設	観光駐車場 水口歴史民俗資料館、水口城資料館 ひとまち街道交流館	
	(キ) その他の要素	水道施設	滋賀県企業庁所管の水道施設 甲賀市所管の水道施設（使用停止中） 用水路トンネル	

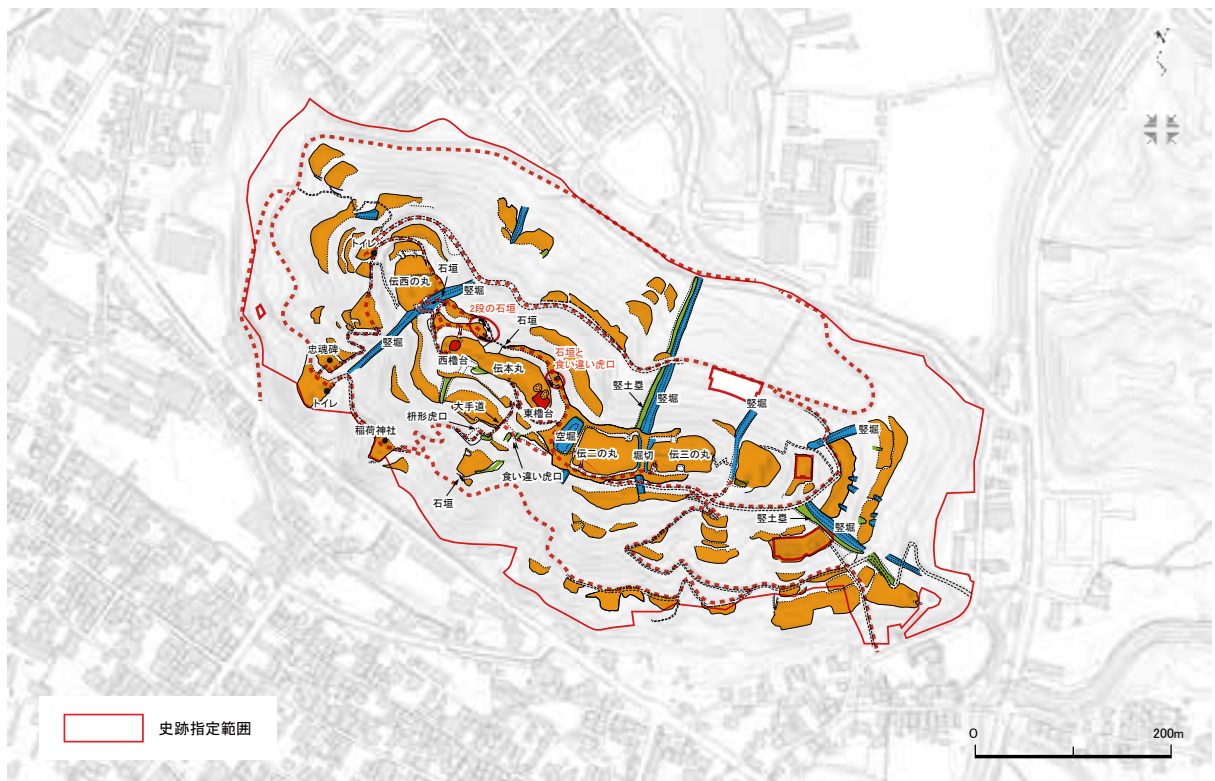


図20 本質的価値を構成する要素および準ずる要素



写真 17 曲輪



写真 18 石垣



写真 19 堀切



写真 20 枡形虎口



写真 21 食い違い虎口



写真 22 三の丸・出丸間の切岸



写真 23 崩落石材



写真 24 崩された石垣



写真 25 檜台の石垣



写真 26 石組溝



写真 27 石階段



写真 28 出土瓦



写真 29 主郭からの眺望



写真 30 鈴鹿方面の眺望



写真 31 独立丘陵「古城山」



写真 32 花崗岩岩盤

**(イ) 古城山の自然環境を構成する要素**

- ・自然的要素(動植物(鳥獣保護区特別保護地区、レッドデータブック掲載種)、森林(保安林))

**(ウ) その他の要素**

- ・個人・団体が設置した工作物(石碑、柵、掲揚台、倉庫)
- ・宗教施設(阿加宮、白玉稻荷、穂徳稻荷、石仏西国八十八か所巡り)
- ・既存公園施設(遊具、石畳、門柱基礎)

**(4) 周辺地における要素**

**(エ) 史跡の本質的価値に関連する要素**

- ・山麓の3箇所の枡形
- ・山麓居館・家臣団屋敷推定地
- ・城郭と城下町を区切る内堀

**(オ) 史跡の歴史的経緯に関わる要素**

- ・水口城跡、古御殿遺跡、街道
- ・城下町の範囲

**(カ) 史跡の保存・活用に関わる要素**

- ・駐車場、生涯学習施設、観光施設

**(キ) その他の要素**

- ・水道施設(滋賀県および甲賀市所管の上水道施設、用水路トンネル)

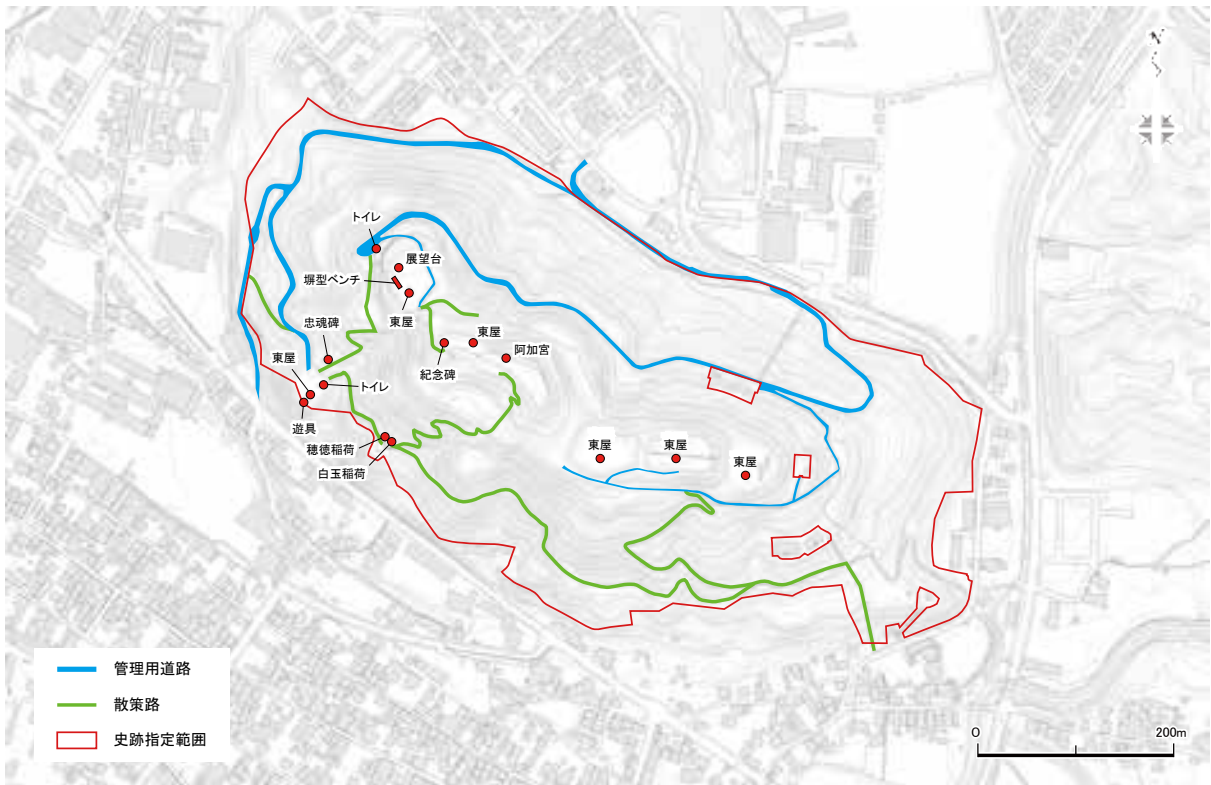


図 21 史跡指定地内におけるその他の要素

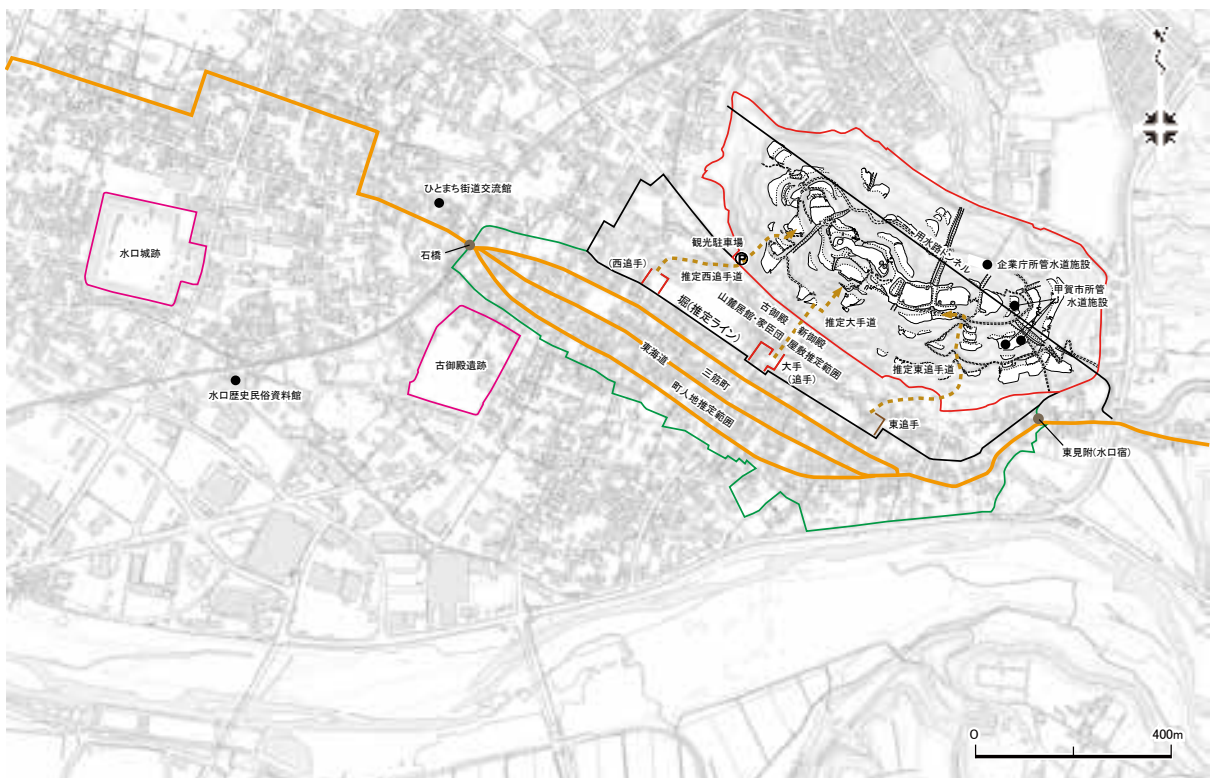


図 22 周辺地における要素



写真 33 案内板



写真 34 解説板



写真 35 標柱



写真 36 トイレ



写真 37 東屋



写真 38 展望台



写真 39 塀型ベンチ



写真 40 管理用道路



写真 41 登山道



写真 42 柵・手すり



写真 43 散水栓



写真 44 擁壁



写真 45 森林



写真 46 植物



写真 47 忠魂碑



写真 48 掲揚台



写真 49 遊具



写真 50 門柱基礎



写真 51 市街地から見た史跡



写真 52 大手榊形推定地



写真 53 内堀跡



写真 54 推定城下町の町並み



写真 55 史跡から見た城下町



写真 56 旧東海道



写真 57 水口城跡



写真 58 水口城跡乾槽台



写真 59 古御殿遺跡出土の同範瓦



写真 60 観光駐車場



写真 61 水口歴史民俗資料館



写真 62 上水道施設



写真 63 企業庁水道施設



写真 64 用水路トンネル

## 第5章 基本理念

### 第1節 基本理念の設定

#### 第1項 水口岡山城跡の特徴

第4章で述べた史跡の本質的価値を総合的に検討すると、水口岡山城跡の特徴は次の3点に集約することが可能である。

##### ①「中世から近世、そして現代へ 甲賀の歴史の転換点」

###### ～豊臣政権の甲賀支配の拠点として築かれ、現代の水口の原点を形成～

水口岡山城の築城は、中世甲賀の終焉と近世甲賀の起点の転換点に位置づけられる。

中世以前の甲賀は、在地土豪の甲賀衆が各地域を治め、甲賀郡中惣と呼ばれる独自組織を結成して、土豪による自治が成立していた。しかし、天正13年(1585年)の「甲賀ゆれ」の後、羽柴秀吉の家臣である中村一氏が水口岡山城を築城し、統一政権による直接的な甲賀支配が始まる。

初代城主は中村一氏、二代城主は増田長盛、三代城主は長東正家であり、特に増田と長東は豊臣家奉行衆に名を連ね、政権の中枢部で活躍した人物である。発掘調査で明らかとなった城の改修は城主の交代と連動し、当時の政権内部の変化が城の構造にも表れ、日本の歴史の変遷を体感できる貴重な城でもある。

水口岡山城は甲賀の中世から近世への転換点であり、日本遺産「忍びの里 伊賀・甲賀—リアル忍者を求めて—」では忍者の実像である甲賀衆の終焉としても位置づけている。また、水口岡山城の築城に合わせて整備された城下町は、廃城後も近世東海道の水口宿に引き継がれ、江戸時代には水口城とともに近世水口の象徴となった。東海道五十三次の浮世絵にも描かれる水口は近世都市としても重要である上、現代の水口の基盤を形成した。

##### ②「交通や流通を支える街道の結節点」

###### ～独立丘陵で周囲が見渡せ、東西と南北の街道の結節点に位置～

水口岡山城跡が所在する古城山は、水口平野と野洲川の間隔がもっとも狭くなる平野の端部に位置する独立丘陵である。山頂からは鈴鹿山脈の山並み、湖東平野、琵琶湖、湖北および湖西の山々を見渡すことができる。このような古城山の地形は、地中の花崗岩が隆起して形成されたと推定され、その花崗岩の貫入を受けて変性した堇青石ホルンフェルスも産出する。これらは水口岡山城跡の石垣の石材としても利用されている。

また、古城山の山麓に東西方向と南北方向の街道が通り、街道の結節点に位置する。東西

### 甲賀の歴史の転換点

### 出会いの接点

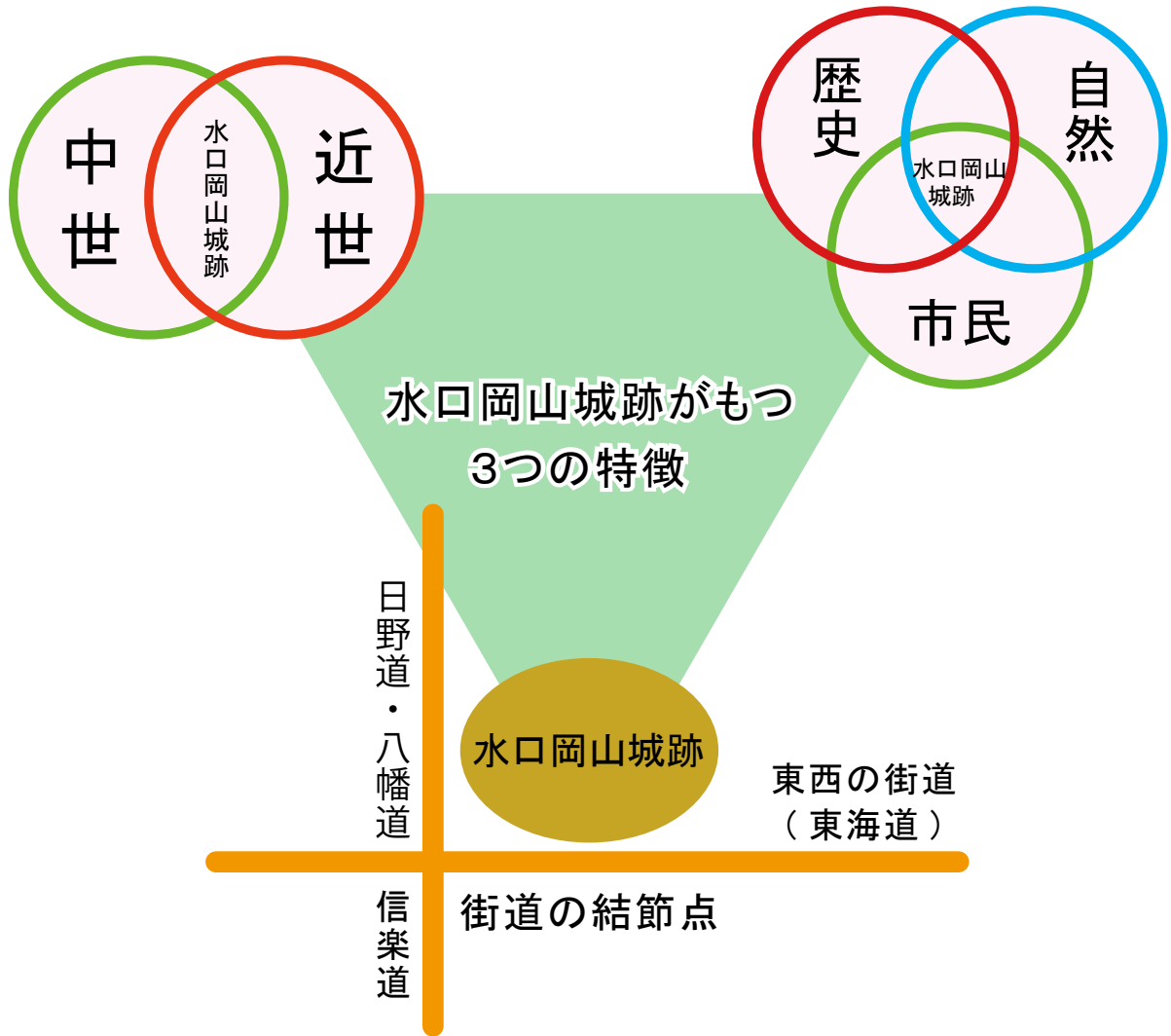


図 23 水口岡山城の特徴イメージ

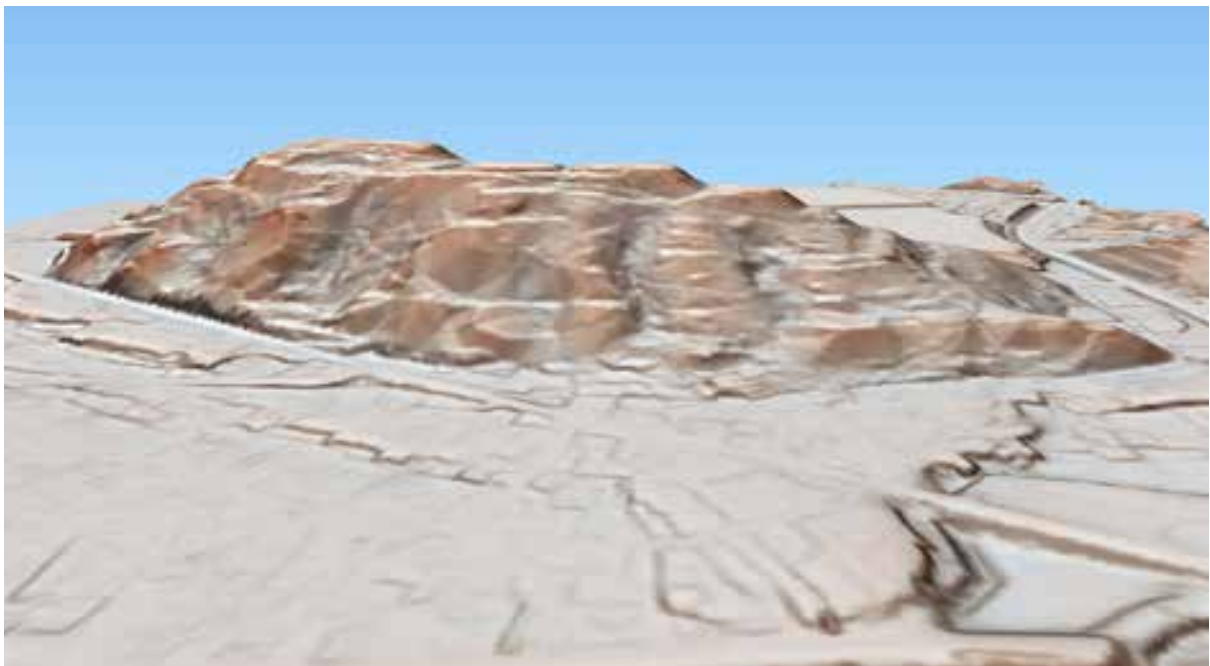


図 24 独立丘陵「古城山」に立地する水口岡山城跡（南東側から見たCS立体図）

の街道は近世東海道に踏襲される街道で、古代以来、東海道がこの付近を通っていたと推定される。南北の街道は、南は信楽への信楽道、北は日野へ向かう日野道と近江八幡へ繋がる八幡道である。水口岡山城築城以前から水口に宿泊した記録も散見され、交通の要衝であったことがうかがえる。つまり、水口岡山城の周辺は古くから日本の交通や流通を支えてきた重要な地域であり、現在の甲賀市が近畿圏と東海圏をつなぐ重要な場所であることは、歴史的にも必然である。

### ③「歴史と市民と自然が会う接点」

#### ～市民に愛される「城山」、歴史と自然をつなぐ憩いの森～

水口岡山城跡は日本史上、重要な位置を占める史跡である一方、史跡の立地する古城山は通称「城山」と呼ばれ、広く市民に親しまれた存在である。麓に位置する水口小学校の校歌には「城山高くあらずとも」と謳われており、地域の人々にとっては子どもの頃から身近な存在である。さらに、市街地に隣接し、保安林や鳥獣保護区特別保護地区にも指定された、市民が日常的に散歩する憩いの森にもなっており、市民の健康増進にも寄与している。

「城山」と呼ばれる水口岡山城跡は、市民が自然と触れ合いつつ、歴史と出会い、地域アイデンティティを醸成する場として重要である。また、水口岡山城跡を介して来訪者と接することで、地域内への視点だけでなく、地域外へ目を向けるきっかけとなる場所でもある。

## 第2項 保存活用の基本理念

水口岡山城跡は、日本の歴史上、重要な転換点を示し、世界的コンテンツとも関連づけられる水口のシンボルである。前項の内容を包括し、廃城後も水口の中心となった歴史的・地理的な背景を体感できる場、市民の地域アイデンティティを醸成する場、市内と市外をつなぐ場として、水口岡山城跡を保存活用するための基本理念を次のように設定する。

〔史跡水口岡山城跡保存活用の基本理念〕

**人と歴史が交わる城山**  
**～水口岡山城跡で過去と現在が交差する～**

## 第2節 地区区分

計画対象範囲については、第1章第5節において記載したが、そのうち「A地区 史跡水口岡山城跡」は、本質的価値の性格に応じて、A地区-1・A地区-2・A地区-3の3つに細分できる。なお、細分した地区名称は表記の煩雑さを避けるため、A地区-1を「A-1」、A地区-2を「A-2」、A地区-3を「A-3」と記す。

### A地区 史跡水口岡山城跡

#### A-1 城郭主要部

古城山山頂部の大規模な曲輪群（伝本丸、伝二の丸、伝三の丸、伝西の丸、伝出丸）と、枡形虎口、食い違い虎口、石垣、帯曲輪、堀切などで史跡の主要部を構成する範囲である。

#### A-2 登山道・散策道

史跡の見学や散策に活用している登山道および散策道を対象とする。すべての登山道が往時の登城路を踏襲するとは限らず、今後の調査研究が必要であるが、現在では史跡の見学や散策には欠かせない通路となっている。なお、地区区分では登山道・散策道および道の両脇3mの範囲を対象とする。

#### A-3 山腹の斜面部

史跡の大半を占める山の斜面部である。水口岡山城の立地する古城山は、保安林や鳥獣保護区特別保護地区に指定されており、市街地に隣接する森林として保全すべき場所でもある。

### B地区 水口岡山城跡山麓部

古城山の麓に位置し、江戸時代の絵図に城と城下町を区画する堀、城への出入口となる枡形、山麓の御殿屋敷などが描かれ、周知の埋蔵文化財包蔵地「水口岡山城遺跡」の範囲である。現在は、小学校や宅地、寺院などの市街地となっている。

### C地区 城下町・宿場町

通称「三筋町」と呼ばれる範囲。水口岡山城の城下町として整備され、廃城後に近世東海道の宿場町（水口宿）に指定された。江戸時代を通じて、東海道の宿場町として栄え、近世の絵図資料に残る町割りも、現在の都市区画にも継承され、水口の歴史を重層的に感じられる。現在は、市街地となり、住宅を中心に建物が立ち並ぶ。周知の埋蔵文化財包蔵地外である。

### D地区 水口御殿（古御殿遺跡）・水口城跡

県史跡水口城と周知の埋蔵文化財包蔵地「古御殿遺跡」「水口城遺跡」を中心とする水口岡山城廃城後の歴史を示す範囲。この地区内に位置する水口城資料館と、この地区に近接する水口歴史民俗資料館が現在、史跡のガイダンス施設の役割も担っている。

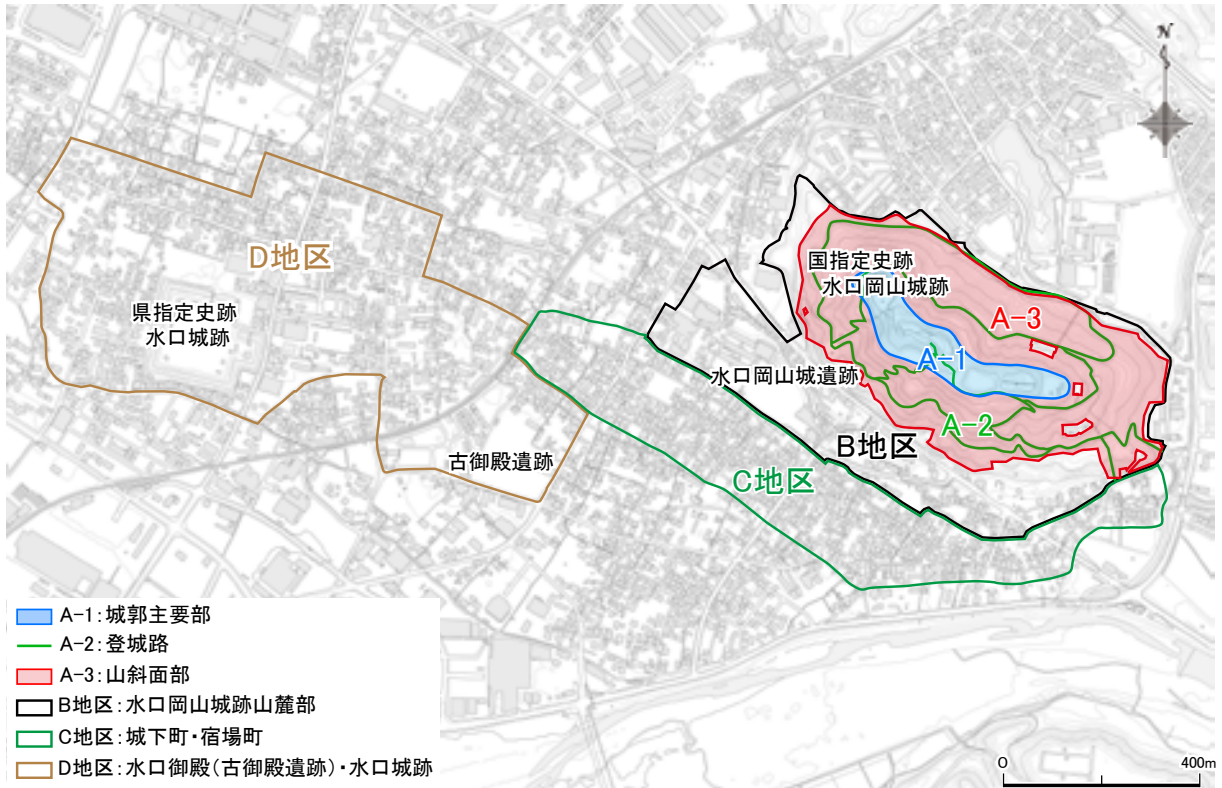


図 25 地区区分

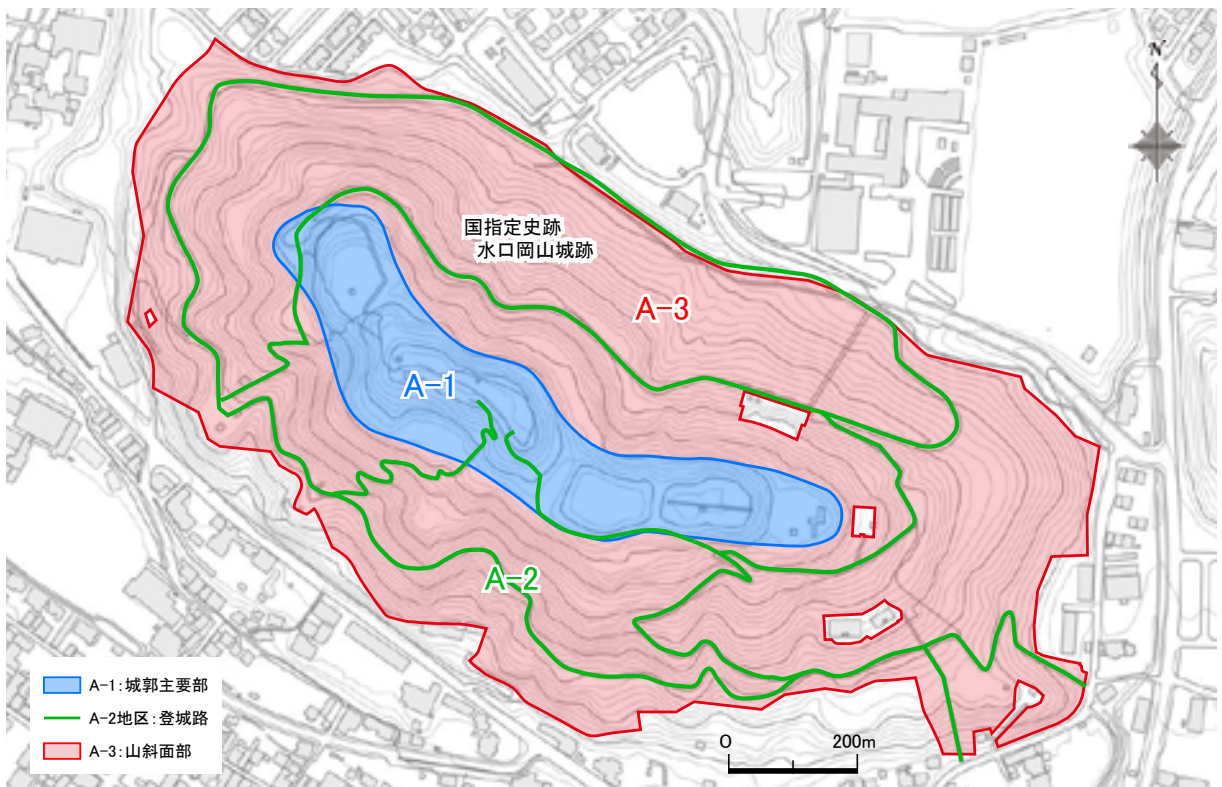


図 26 A地区の詳細区分

### 第3節 市の上位計画や関連計画との関係

上位計画や関連計画との関係については、第1章第4節ですでに述べているが、本節ではそれらの中でも特に関連性が強い計画について再掲する。

「第2次甲賀市総合計画」の基本構想に定めるまちづくり大綱のひとつに「人と文化を未来につなぐ」と掲げ、歴史・自然・景観の理想像として「里地里山の美しい自然や文化財の保護と活用により地域の魅力が発信される」と記されている。さらに、忍者、東海道などの「甲賀ブランドの確立」も謳われている。

また、「第4期甲賀市教育振興基本計画」では文化財等の調査・保護・活用が施策の柱のひとつに掲げられ、「水口岡山城跡活用」は主要事業となっている。

これらを受けて策定された市の文化財の上位計画である「甲賀市文化財保存活用地域計画」では、文化財の保存・活用に関する措置の事業のひとつとして「国史跡水口岡山城跡整備事業」が掲げられており、保存活用計画の策定や環境整備による城跡の整備などを計画的に進める旨が記載されている。

さらに、観光施策のマスタープランである「第2次甲賀市観光振興基本計画」の基本方針には「多様な地域資源を広く知られたものとしていくと同時に、本物の忍者の歴史のように、まだ十分に知られていない魅力や物語を発掘していく」と記され、日本遺産にも認定されている「忍者」を中心にしながら、水口岡山城跡や東海道も含めた一体的な活用を図るとされている。

以上のように、市の施策において文化財の保存と活用は重要な項目であり、観光振興において活用の中心に据えられている忍者や東海道を一体的に理解するために、水口岡山城跡は必要不可欠な要素である。したがって、本計画は市の上位計画や関連計画と密接な関係にある。

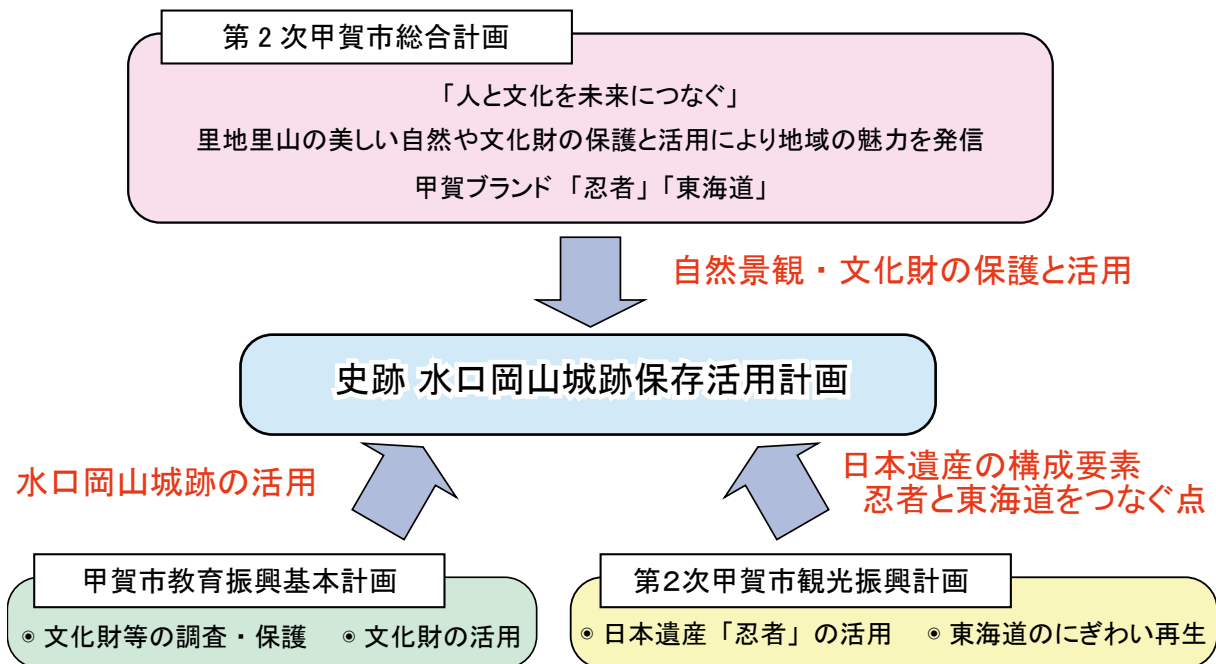


図27 上位計画・関連計画との関係性

### 第4節 現状と課題の整理

水口岡山城跡における現状と課題を整理する。現状と課題の整理は、前節の地区区分で設定した各地区に対応して行い、それぞれの項目に対して、指定地の内外、本質的価値の有無、保存・活用・調査・整備の該当を検討し、次のように一覧表にまとめた。

また、本計画で課題に対する措置を記載している対応箇所も明示し、第●章第■節第▲項を●-■-▲で形で表記した。

表5 水口岡山城跡の現状と課題

地区	構成要素	指定地	本質的価値	保存	活用	調査	整備	現状	課題	本計画での対応箇所	
A-1	地表面で確認できる城郭遺構	○	○	○			○	詳細地形測量により曲輪、堀、石垣などの城郭遺構が確認されている。	適切な保存方法や整備手法を検討する必要がある。	6-2-1	
		○	○	○		○	○	主郭周辺で5箇所の石垣が確認されている。		6-2-2	
		○	○	○		○	○	石垣の管理台帳が作成できていない。		8-2-1	
			○	○	○		○	石垣の管理台帳が作成できていない。	石垣保存のために管理台帳の整備が必要である。	9-2-1	
	地下遺構および埋蔵物	○	○	○				○	発掘調査によって櫓台、石垣(崩落含む)、切岸、虎口が確認されている。	地下遺構の表示手法を検討する必要がある。	6-2-1
		○	○	○				○	発掘遺構は埋め戻して保存している。	埋め戻した際の土嚢やシートが劣化しており、地下遺構の保存上、対策が必要である。	6-2-2
		○	○				○	○	発掘調査を実施した箇所は、城跡のごく一部である。	保存、整備に必要な遺構の詳細データを取得する調査が必要である。	9-2-1
		○	○	○				○	瓦などの重要な遺物が地下に埋蔵されている。	大雨による土の流出や倒木などによるき損を防ぐ手法が必要である。	9-2-2
		○	○	○				○	瓦などの重要な遺物が地下に埋蔵されている。	盗掘を防ぐ手法が必要である。	6-2-1
			○		○				発掘調査で史跡の歴史の変遷を示す瓦、陶磁器などの遺物が出土している。	展示している資料は一部のみで、さらなる活用が必要である。	6-2-2
			○		○				出土した遺物の一部は、水口歴史民俗資料館、水口城資料館で展示している。		7-2-2
			○	○					総合調査報告書に掲載した瓦は、一括して甲賀市指定文化財(考古資料)に指定されている。		7-2-2
	案内・標識等	○			○		○	見学者の理解を促す解説板や標柱が複数設置されている。	統一的设计で整備する必要がある。	6-2-1	
											6-2-2
										7-2-1	

地区	構成要素	指定地	本質的価値	保存	活用	調査	整備	現状	課題	本計画での対応箇所
A - 1	便益施設	○		○	○		○	汲み取り式のトイレが1箇所ある。	来訪者の利便性では欠くことのできない施設であるが、やや老朽化しており、衛生的に改善が必要である。	6-2-1 6-2-2 7-2-1 9-2-2
		○		○	○		○	休憩施設があり、複数存在する。	老朽化がみられ、改善が必要である。	6-2-1 6-2-2 7-2-1 9-2-2
		○		○	○		○	伝西の丸に展望台がある。	眺望の体感には欠かせない施設であるため、現状を維持する必要がある。	6-2-1 6-2-2 7-2-1 9-2-2
		○		○	○		○	伝西の丸に城郭堀を模した休憩施設がある。	城跡の雰囲気が味わうことができる施設であるため、維持する必要がある。	6-2-1 6-2-2 7-2-1 9-2-2
	管理施設	○		○			○	山火事対策用散水栓が設置されている。	災害対策に必要不可欠であり、現状を維持する必要がある。	6-2-1 6-2-2 9-2-2
		○		○			○	転落防止柵が設置されている。	来訪者の安全を確保する施設だが、老朽化しており、改善が必要である。	6-2-1 6-2-2 9-2-2
	地下トンネル	○		○				野洲川土地改良区が所管する農業用水のトンネルが古城山の地下を通過している。	地域の農業に必要不可欠な施設であるため、現状を維持する必要がある。	6-2-1 6-2-2
	既存の公園施設	○		○			○	既存の公園施設（石畳、門柱基礎）が存在する。	城跡と既存施設のあり方を整理する必要がある。	6-2-1 6-2-2 9-2-2
	石碑・社	○		○			○	阿加宮、石碑、記念碑がある。	設置者が不明であり、取り扱いに検討を要する。	6-2-1 6-2-2 9-2-1
	眺望・立地	○		○	○		○	主郭から北方と西方の眺望が良い。	樹木を適正に管理し、眺望を確保する必要がある。	6-2-1 6-2-2 7-2-1 9-2-1
		○		○	○		○	伝三の丸から東方には鈴鹿山脈を一望できる。		
		○		○	○		○	樹木が繁茂し、城下町を見下ろすことができない。		
		○	○	○	○		○	城跡の立地する古城山は独立丘陵である。	周囲からの景観に配慮した環境整備が必要である。	
	樹木	○		○			○	指定地は保安林（土砂流出防備・保健）に指定されている。	保安林との調整を図りながら、整備する必要がある。	6-2-1 6-2-2 9-2-1 9-1-2
		○		○			○	定期的に草刈りや樹木の伐採を実施している。	保安林との調整を図りながら、城跡の地形の顕在化を目指して整備する必要がある。伐採した樹木の処分方法等を検討する必要がある。	6-2-1 6-2-2 9-2-1

地区	構成要素	指定地	本質的価値	保存	活用	調査	整備	現状	課題	本計画での対応箇所
A-1	動植物	○		○			○	鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。	鳥獣保護区特別保護地区との調整を図りながら、整備する必要がある。	6-2-1 6-2-2 9-2-1
		○		○			○	滋賀県のレッドデータブックに掲載されているハンカイソウの群生する箇所がある。	希少種の乱獲を防ぐ手法を検討して整備する必要がある。	6-2-1 6-2-2 9-2-1
	イベント開催等	○		○	○			一般社団法人水口岡山城の会により、よみがえれ水口岡山城が開催されている。	市民の史跡への関心度が高まっており、さらなる活用を図る必要がある。	6-2-1 6-2-2 7-2-5
		○		○	○			イベント開催に伴う仮設物や工作物の設置が行われている。	現状変更を認め、今後も継続して活用を図る必要がある。	6-2-1 6-2-2 7-2-5
		○		○	○			のろし駅伝が行われ、既設の護摩焚き用の枡を使ってのろしが焚かれている。	現状変更不要だが、火気に注意しながら継続して活用を図る必要がある。	6-2-1 6-2-2 7-2-5
○		○	○			市民団体や観光協会を中心にイベントの開催など、豊かな発想で積極的な活用事業が行われている。	公民連携によるさらなる活用を図る必要がある。	6-2-1 6-2-2 7-2-5 10-1・2		
A-2	登山道・散策道	○	○	○		○	○	現在の主要な見学路と本来の城道の関係が不明である。現在は利用されていない道もある。	本来の城道の様相を調査で明らかにし、見学ルートのあり方を検討する必要がある。	6-2-1 6-2-2 8-2-3 9-2-2
		○		○	○		○	登山道の一部で舗装の劣化や砂利の流出などがみられる。急勾配で狭い箇所や老朽化して危険な箇所がある。	史跡の保全や見学者の安全確保の対策が必要である。	6-2-1 6-2-2 7-2-1 9-2-2
		○		○	○		○	登山道の一部には側溝が敷設されている。	雨水が溢れる箇所があり対策が必要である。	6-2-1 6-2-2 7-2-1 9-2-2
		○		○	○		○	登山道・散策道の定期的な草刈りを実施している。	安全な見学ルートを確保するためにも定期的に草刈りを実施する必要がある。	6-2-1 6-2-2 7-2-1 9-2-2
	案内・標識等	○		○	○		○	標柱、案内板、道標が多数存在する。	統一的デザインで整備する必要がある。	6-2-1 6-2-2 7-2-1 9-2-2
	管理施設	○		○	○		○	登山道の各所に階段、柵・手すり、石積み、擁壁が設置されている。	老朽化している箇所も多く、改善する必要がある。	6-2-1 6-2-2 7-2-1 9-2-2
		○		○	○		○	車両進入対策の車止めが複数設置されている。	老朽化がみられ、改善が必要である。	6-2-1 6-2-2 7-2-1 9-2-2
		○		○			○	山火事対策用散水栓の配管が埋設されている。	災害対策に必要不可欠であり、現状を維持する必要がある。	6-2-1 6-2-2 9-2-2

地区	構成要素	指定地	本質的価値	保存	活用	調査	整備	現状	課題	本計画での対応箇所
A-2	樹木	○		○			○	指定地は保安林（土砂流出防備・保健）に指定されている。	保安林との調整を図りつつ、環境整備を行う必要がある。	6-2-1 6-2-2 9-2-1
	動植物	○		○			○	鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。	鳥獣保護区特別保護地区との調整を図りつつ、環境整備を行う必要がある。	6-2-1 6-2-2 9-2-1
A-3	地表面で確認できる城郭遺構	○	○	○		○	○	詳細地形測量により曲輪、堀、石垣などの城郭遺構が確認されている。	適切な保存方法や整備手法を検討する必要がある。	6-2-1 6-2-2 8-2-1 8-2-3 9-2-1
		○	○	○			○	樹木が繁茂しているため、城郭遺構を確認できない箇所がある。		6-2-1 6-2-2 9-2-1
		○	○	○		○		石垣の管理台帳が作成できていない。		石垣保存のために管理台帳の整備が必要である。
	地下遺構および埋蔵物	○	○	○		○	○	発掘調査によって埋没した石垣が確認されている。	適切な保存方法や整備手法を検討する必要がある。	6-2-1 6-2-2 8-2-1 9-2-1 9-2-2
		○	○	○			○	発掘遺構は埋め戻して保存している。	埋め戻した際の土嚢やシートが劣化しており、地下遺構の保存上、対策が必要である。	6-2-1 6-2-2 9-2-1
	便益施設	○		○	○		○	忠魂碑下の曲輪に汲み取り式トイレ（古城山児童公園内）が1箇所ある。	来訪者の利便性では欠くことのできない施設であるが、やや老朽化しており、衛生的に改善が必要である。	6-2-1 6-2-2 7-2-1 9-2-2
		○		○	○		○	各所にベンチ（固定式・移動式）が存在する。	利用できないものもあり、あり方を検討する必要がある。	6-2-1 6-2-2 7-2-1 9-2-2
	管理施設	○		○				滋賀県企業庁が所管する上水道の配水池がある。	市民生活に必要な不可欠で現状を維持するが、史跡保全との両立が必要である。	6-2-1 6-2-2
		○		○				滋賀県企業庁の配水池への電柱と電線が存在する。		
		○		○				甲賀市所管の水道施設（利用停止）が存在する。	撤去工事を実施する際には、史跡を保全を前提とした手法を採用する必要がある。	6-2-1 6-2-2
		○		○			○	土砂流出対策の治山施設が存在する。	市民の安全を守るため、必要不可欠であるため、現状を維持する必要がある。	6-2-1 6-2-2 9-2-2
		○		○			○	山火事対策用散水栓の配管が埋設されている。	災害対策に必要な不可欠であり、現状を維持する必要がある。	6-2-1 6-2-2 9-2-2
眺望・立地	○	○	○			○	城跡の立地する古城山は独立丘陵である。	周囲からの景観に配慮した環境整備が必要である。	6-2-1 6-2-2 9-2-1	

地区	構成要素	指定地	本質的価値	保存	活用	調査	整備	現状	課題	本計画での対応箇所	
A-3	樹木	○		○			○	指定地は保安林（土砂流出防備・保健）に指定されている。	保安林との調整を図りながら、整備する必要がある。	6-2-1 6-2-2 9-2-1	
	動植物	○		○			○	鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。	鳥獣保護区特別保護地区との調整を図りながら、整備する必要がある。	6-2-1 6-2-2 9-2-1	
	既存の公園施設	○		○			○	既存の公園施設（遊具）が存在する。	城跡と既存施設のあり方を整理する必要がある。	6-2-1 6-2-2 9-2-2	
	石碑・社	○		○			○	白玉稲荷、穂徳稲荷、石仏西国八十八か所巡り、石碑、掲揚台、倉庫、忠魂碑がある。	設置者が不明であり、取り扱いに検討を要する。	6-2-1 6-2-2 9-2-1	
	岩盤	○		○		○		石垣の石材に利用されている董青石ホルンフェルス（市指定天然記念物）が産出する。	産出箇所を特定する調査が必要である。	6-2-1 6-2-2 8-2-2	
		○		○		○		石垣の石材に利用されている花崗岩の岩盤が山中に存在する。	花崗岩岩盤と石垣石材が同一のものか調査する必要がある。	6-2-1 6-2-2 8-2-2	
	地下トンネル	○		○				野洲川土地改良区が所管する農業用水のトンネルが古城山の地下を通過している。	地域の農業に必要な不可欠な施設であるため、現状を維持する必要がある。	6-2-1 6-2-2	
B C	関連要素			○			○	城下から見上げられるシンボリックな城である。	周囲からの景観に配慮した環境整備が必要である。	6-2-1 6-2-2	
B C D				○			○	古城山は水口地域のシンボリックな山である。		9-2-1 9-2-2	
B				○	○				江戸時代以降の複数の絵図に山麓の居館や櫓形、堀が描かれている。	絵図と遺構を比較検討するための調査を実施するとともに、城下の活用手法を検討する必要がある。	6-2-1 6-2-2 7-2-2 7-2-4
				○	○				絵図に描かれた堀より城側は埋蔵文化財包蔵地として周知されている。		
				○	○				山麓堀の推定ラインには水路がある。		
				○	○				山麓櫓形推定箇所では道路が屈曲する。	駐車場の設置を検討する必要がある。	7-2-2 7-2-4
					○			○	駐車場が南山麓に1箇所のみで、スペースが狭い。		
C					○			○	登山口の数に対して駐車場が少ない。	遺構の残存状況を確認する調査を実施するとともに、城下町の活用手法を検討する必要がある。	6-2-1 6-2-2 7-2-2 7-2-4
				○			○	史跡周辺は市街地が進み、駐車場の確保が難しい。			
				○	○			絵図に残る三筋の区画が水口岡山城の城下町として整備された推定される。			
				○	○			水口岡山城の城下町は、近世東海道の水口宿に引き継がれ、現在でも町割りに往時の名残がある。			

地区	構成要素	指定地	本質的価値	保存	活用	調査	整備	現状	課題	本計画での対応箇所	
C	関連要素			○	○			市街地の進む城下町および宿場町地区は埋蔵文化財包蔵地外である。	遺構の残存状況を確認する調査を実施するとともに、城下町の活用手法を検討する必要がある。	6-2-1 6-2-2 7-2-2 7-2-4	
D						○			元和6年築城の古御殿遺跡(水口御殿跡)で水口岡山城跡と同範の軒平瓦が出土している。	開発によって消滅している可能性が高く、新たな活用手法を検討する必要がある。	7-2-2 7-2-4
							○		寛永11年築城の水口城跡の石垣に水口岡山城跡から転用したと推定される築石がある。	石材の詳細調査を実施し、史跡との関係を明らかにする必要がある。	8-2-2
						○	○		水口城本丸跡は水口高校のグラウンドとして利用されている。	史跡と一体となった活用手法を検討する必要がある。	7-2-2 7-2-4 8-2-2
						○	○		ガイダンス施設として、水口歴史民俗資料館と水口城資料館を活用している。	遺物の展示のほか、ガイダンス施設として、さらに活用する手法を検討する。	7-2-2 7-2-4 9-2-2
						○	○		城下町および宿場町地区に近接して、ひとまち街道交流館(観光案内施設)が存在する。		
C D						○			宿場町のまち歩きガイドは「みなくちボランティアガイド」が担っている。	歴史的重層性の理解を促す仕掛けが必要である。	7-2-2 7-2-4 10-1-2
						○			一般社団法人水口岡山城の会や一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会などを中心に活用を図る動きがある。		

## 第6章 保存管理

### 第1節 保存管理の方針

水口岡山城跡の保存管理については、下記の5点を基本方針とする。

- ①本質的価値を将来へ継承する。
- ②史跡の保存・活用に資する要素を維持する。
- ③既存施設は史跡の維持管理および活用の必要性に応じて、維持や改修を判断する。
- ④市民の命を守る要素を維持する。
- ⑤古城山の自然環境を構成する要素と共存を図りながら、史跡として適切な保存を模索する。

これらを踏まえ、第5章第2節で示した計画対象の各地区（図25・26）の方針をまとめる。

#### A地区（A-1・2・3）

石垣や堀切、土塁などの地表面で確認できる遺構の保存を図るとともに、地下遺構の残存状況は、必要に応じて発掘調査を行い、状況を把握しながら、適切な保存を図る。また、定期的な巡視により城郭遺構にき損の危険性が確認された場合には適宜、保護対策を行う。

保存管理を行う中で現状変更が必要となった場合には、現状変更の基準にもとづき、適切に対応する。

#### B地区

埋蔵文化財包蔵地「水口岡山城遺跡」の範囲内にあたり、江戸時代の絵図などにより山麓居館、山麓枡形、山麓堀などが推定される範囲である。文化財保護法の規定にもとづき、試掘調査などを実施して地下遺構の状況把握に努め、必要に応じて適切な保護措置を講ずる。

#### C地区

水口岡山城の城下町と推定される範囲で、近世東海道の水口宿の範囲と重複する。江戸時代の絵図に記された町割りが現在も残っているとみられるが、地下遺構の様相は不明である。埋蔵文化財包蔵地外であるため、可能な範囲で調査を実施して状況把握に努め、必要に応じて適切な保護措置を講じる。

#### D地区

埋蔵文化財包蔵地「水口城遺跡」「古御殿遺跡」を含む範囲である。水口岡山城と関連する要素が内包されている可能性があり、試掘調査などを通じて状況把握に努め、必要に応じて適切な保護措置を講じる。

## 第2節 保存管理の方法

### 第1項 地区区分ごとの保存管理の方法

計画対象範囲の保存管理の方法は、表5のとおりである。

なお、史跡地内の各地区で共通する要素は、A地区共通としてまとめ、地区ごとの個別項目は各地区でまとめた。

表6 構成要素の保存管理の方法

地区	構成要素	手法
A地区 共通	曲輪、堀、石垣、虎口などの地表 面で確認できる城郭遺構	点検やカルテの作成によって現状把握に努め、保存を図る。 き損、劣化、風化などの危険性が確認された箇所は、応急的な保護 措置を講じる。また、樹木が悪影響を与えないよう、適宜伐採を行う。 遺構の復旧が必要な場合には、調査研究の結果を踏まえて真正性を 確保することに十分留意し、適切な方法による復旧・修理を行い、 保存を図る。
	埋没石垣などの地下遺構および埋 蔵遺物	
	登山道・散策道	本来の城道との関係性の把握に努め、理想的な見学路のあり方を検 討しつつ、当面は見学者の安全性を確保して現状を維持する。
	案内・標識等（説明版・道標）	施設の適切な維持管理を図り、見学者の利便性と安全性を確保する。 また、市民の生活や生命の安全を確保するため、適切な維持管理を 行う。
	便益施設 （トイレ・休憩施設・展望台）	
	管理施設 （柵・手すり・石積み・擁壁・車止め・ 散水栓・水道配管・配水池・治山 施設・電柱および電線）	
	農業用水の地下トンネル	城郭遺構に直接影響を与えないため、現状のまま維持し、必要に応 じて改修を許可する。
	既存の公園施設 （石畳・門柱基礎・遊具）	設置経緯や市民意識などを総合的に勘案し、それぞれのあり方を検 討する。その上で可能な範囲で撤去や移設を図る。
	石碑・社	
	樹木（保安林）	自然環境に配慮しつつ、遺構保存と森林保全の調和を図り、適正な 植生管理や草刈りなどの環境管理を実施する。
動植物（鳥獣保護区特別保護地区・ 滋賀県レッドデータブック掲載 種）		
A-3	岩盤	定期的な現状把握を行い、適切な保存を図る。 き損、劣化、風化などの危険性が確認された箇所は、応急的な保護 措置を講じる。
B C D	城下町・宿場町・水口城など関連 要素	埋蔵文化財包蔵地「水口岡山城遺跡」「水口城遺跡」「古御殿遺跡」 および周辺地での試掘調査成果にもとづき、必要に応じて保護措置 を講じる。

## 第2項 現状変更の基準

### 現状変更の基準に関する共通事項

史跡等の指定地内においては、原則、現状変更等を認めない。ただし、やむを得ず現状変更等を行おうとする場合には、文化庁長官の許可（文化財保護法第125条。その一部は甲賀市教育委員会に許可権限が委譲されている。）が必要となる。本制度は、史跡の本質的価値を将来にわたって継承するために、現状変更の内容が史跡の本質的価値に与える影響を考慮し、その可否を判断するものである。

水口岡山城跡の本質的価値は第4章で示した。また、多様な既存施設が存在することも第5章第4節で整理した。その上で、史跡内で予想される施設の新設、既存施設の改修、樹木の伐採などの各種行為に対する基準の共通事項を整理する。

#### ①【現状変更を認めない場合】は、次の指針のとおりである。

- a. 地上に露出あるいは地下に埋蔵されている遺跡（以下、「遺構等」という）に影響を及ぼす行為は、原則として現状変更を認めないものとする。ただし、防災や人命に係わる施設等は下記の基準により認める。
- b. 地形及び景観の改変は軽微なものを除いて現状変更を認めないものとする。

#### ②【現状変更を認める場合】は、次の指針のとおりである。ただし、以下の事項に留意する。

- 現状変更等に際して、事前に発掘調査（遺構等の保存に影響を及ぼさない軽易な建築物、構造物等の場合は立会い等）を行い、重要遺構が確認された場合には、遺構等の保存を図る。
  - 現状変更等に際しては、遺構等を損なわないこととする。また、史跡としての景観に調和するよう建築物・構造物の外観・工法等に十分配慮するものとする。
- a. 遺構の保存や状況把握の発掘調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。
  - b. 学術的調査の結果を踏まえ、遺構等の整備を行う場合は認めるものとする。
  - c. 建築物・工作物・その他施設の新設は、史跡の維持管理や公開活用のために必要不可欠と判断されるものについて、遺構等に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡としての風致や景観に調和すると判断される場合には認めるものとする。防災上必要な施設、また人命に係わる施設の設置は、遺構等への影響を最小限に留める措置がとられる場合、かつ、史跡としての風致や景観への配慮に努める場合には認めるものとする。
  - d. 建築物・工作物・その他施設の改修は、用途、構造、規模等を著しく変更しない場合には認めるものとする。

- e. 建築物・工作物・その他施設の移転または除去は、遺構等に影響がない措置がとられる場合には認めるものとする。
- f. 公益上必要な電気、水道、下水等設備の新設、改修、復旧については、遺構等に影響を及ぼさない場合は認めるものとする。
- g. 仮設物の設置は、遺構等に影響を及ぼさない場合、かつ、短期間の場合は認めるものとする。
- h. 公益上必要な道路等の改修は、遺構等に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡としての風致や景観への配慮に努める場合には認めるものとする。
- i. 樹木の伐採行為は、樹木が遺構等に悪影響を及ぼす場合、森林の整備上必要な場合、または眺望景観を確保するために伐採の必要性が高い場合には、認めるものとする。
- j. 植栽は、遺構等の保存・活用上必要で保存に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡としての風致や景観に影響を与えないと判断される場合には認めるものとする。

**③【現状変更等許可申請が不要な場合】は、次の指針のとおりである。**

- a. 復元・整備した遺構および登山道・散策道の維持管理行為または軽微な修復行為。
- b. 掘削や色調の変更を伴わない場合の既存施設等の維持管理行為。
- c. 樹木の剪定・枝払い、草刈り、病害虫の防除措置等及び公園の維持管理行為。
- d. 史跡がき損し、または衰亡している場合における、当該き損または衰亡の拡大を防止するための応急措置（維持の措置）。ただし、甲賀市教育委員会事務局歴史文化財課と協議し、その結果を速やかに文化庁ならびに滋賀県文化スポーツ部文化財保護課へ報告するものとする。
- e. 大地震、台風等の非常災害に対する応急措置。ただし、甲賀市教育委員会事務局歴史文化財課と協議し、その結果を速やかに文化庁ならびに滋賀県文化スポーツ部文化財保護課へ報告するものとする。また復旧を行う際には、その届出を行う。
- f. 機器取替え等の掘削を伴わない建物附属施設の変更で、かつ、同規模以下への変更の場合。
- g. 工作物の設置を伴わず、遺構に影響を及ぼさないイベント等の開催。ただし、開催については事前に甲賀市教育委員会事務局歴史文化財課と協議するものとする。

**地区区分ごとの現状変更基準**

史跡地で想定される現状変更などに対する基準は、表7のとおりである。

なお、史跡地内で共通する項目は、A地区共通としてまとめ、個別項目は地区ごとにまとめた。

表7 地区ごとの現状変更基準

地区	種類	現状変更に対する基準	許可権限
A地区 共通	発掘調査	遺構の保存や状況把握に伴う発掘調査および史跡整備に伴う発掘調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。	国
	登山道・散策道の新設、改修・変更、除去	登山道・散策道の新設は、史跡の維持管理および公開活用に必要不可欠と判断され、学術的調査の結果を踏まえ、遺構等に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡としての風致や景観に調和すると判断される場合には認めるものとする。	国
		既存の登山道・散策道の改修や変更は、用途、構造、規模等を著しく変更しない場合には認めるものとする。	市
		既存の登山道・散策道の除去は、遺構等に影響がない措置がとられる場合には認めるものとする。	市
	案内・標識等（説明板・道標）の設置、改修・変更、移転、除去	史跡の公開活用のために必要不可欠と判断される説明板・道標の新設は、遺構等に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡としての風致や景観に調和すると判断される場合には認めるものとする。	国
		既存の説明板・道標の改修や変更は、用途、構造、規模等を著しく変更しない場合には認めるものとする。	市
		既存の説明板・道標の移転または除去は、遺構等に影響がない措置がとられる場合には認めるものとする。	市
	便益施設（トイレ・休憩施設・展望台）の設置、改修・変更、移転、除去	トイレ等の便益施設の新築は、史跡の維持管理や公開活用のために必要不可欠と判断されるものについては、学術的調査の結果を踏まえ、遺構等に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡としての風致や景観に調和すると判断される場合には認めるものとする。	国
		既存の便益施設の増改築については、既存の設置範囲内で用途、構造、規模等を著しく変更しない場合には認めるものとする。	市
		既存の便益施設の外観・色調を変更する場合については、色・デザイン等が史跡としての風致や景観に調和すると判断される場合には認めるものとする。	市
		既存の便益施設の移転または除去は、遺構等に影響がない措置がとられる場合には認めるものとする。	国
	管理施設（柵・手すり・石積み・擁壁・車止め・散水柱・水道配管・配水池・治山施設・電柱および電線）の設置、改修・変更、移転、除去	史跡の維持管理や公開活用のために必要不可欠と判断される管理施設の新設は、遺構等に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡としての風致や景観に調和すると判断される場合には認めるものとする。	国
		既存の管理施設の改修や変更は、用途、構造、規模等を著しく変更しない場合には認めるものとする。	市
		既存の管理施設の移転または除去は、遺構等に影響がない措置がとられる場合には認めるものとする。	国
農業用水の地下トンネルの改修・変更、移転、除去	既存の農業用水の地下トンネルの改修や変更は、用途、構造、規模等を著しく変更しない場合には認めるものとする。	市	
	既存の農業用水の地下トンネルの移転または除去は、遺構等に影響がない措置がとられる場合には認めるものとする。	国	
既存の公園施設（石畳・門柱基礎・遊具）の改修・変更、除去	既存の石畳や門柱基礎の改修や変更は、用途、構造、規模等を著しく変更しない場合には認めるものとする。	市	
	既存の石畳や門柱基礎の除去は、遺構等に影響がない措置がとられる場合には認めるものとする。	国	
石碑・社の改修・変更、移転、除去	既存の石碑や社の改修や変更は、用途、構造、規模等を著しく変更しない場合には認めるものとする。	市	
	既存の石碑や社の移転または除去は、遺構等に影響がない措置がとられる場合には認めるものとする。	国	

地区	種類	現状変更に対する基準	許可権限
A地区 共通	樹木(保安林)の植栽、間伐・伐採、除去	森林保全に必要な樹木の間伐や伐採は、遺構等に影響がない措置がとられる場合には認めるものとする。	市
		倒木などの危険樹木の除去は、遺構等に影響がない措置がとられる場合には認めるものとする。	不要
		植栽は、史跡の保存および活用上、必要不可欠で遺構等に影響がない場合、かつ、史跡としての風致や景観に影響を与えないと判断される場合には認めるものとする。	国
	動植物(鳥獣保護区特別保護地区・滋賀県レッドデータブック掲載種)の捕獲・採取・調査等	動植物に関する行為(捕獲・採取・調査等)は、遺構等に影響がない措置がとられる場合には認めるものとする。	不要
	災害復旧	火災、地震、風水害などによる遺構等のき損に対して応急措置を行う場合には認めるものとする。また、復旧整備を実施する場合は、調査研究の成果にもとづき、本質的価値の保存に資する場合には認めるものとする。	国市
A-1	イベント開催等 (よみがえれ水口岡山城・のろし駅伝など)	イベントの開催等は、工作物の設置を伴わず、遺構等に影響がない措置がとられる場合には認めるものとする。	不要
		イベントの開催等に伴う工作物の設置は、一時的で、かつ、遺構等に影響がない措置がとられる場合には認めるものとする。	市
A-3	岩盤の保護	定期的な現状把握を行い、適切な保存を図る。き損、劣化、風化などの危険性が確認された箇所は、応急的な保護措置を講じる。	国市

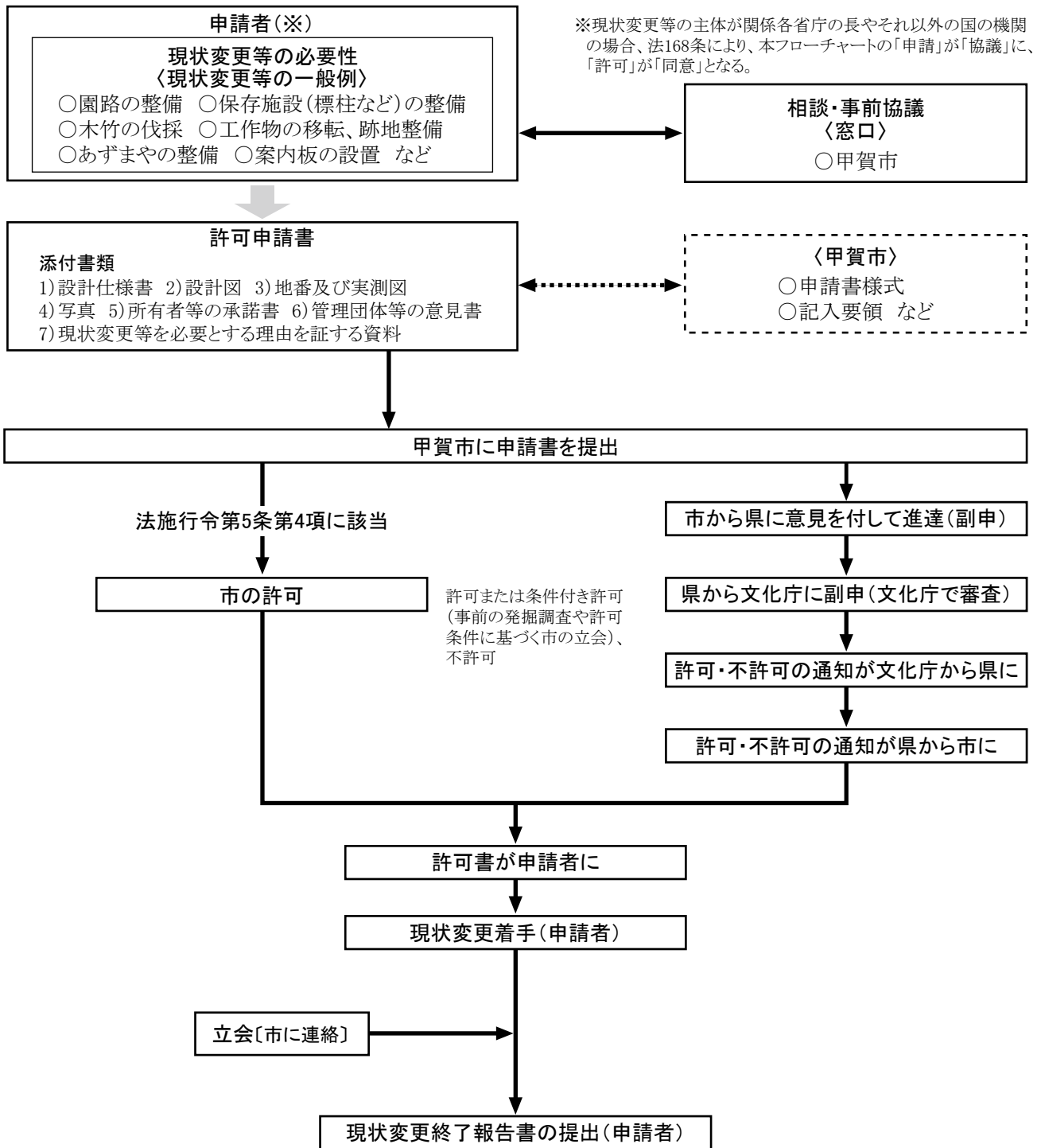


図 28 現状変更手続きフロー

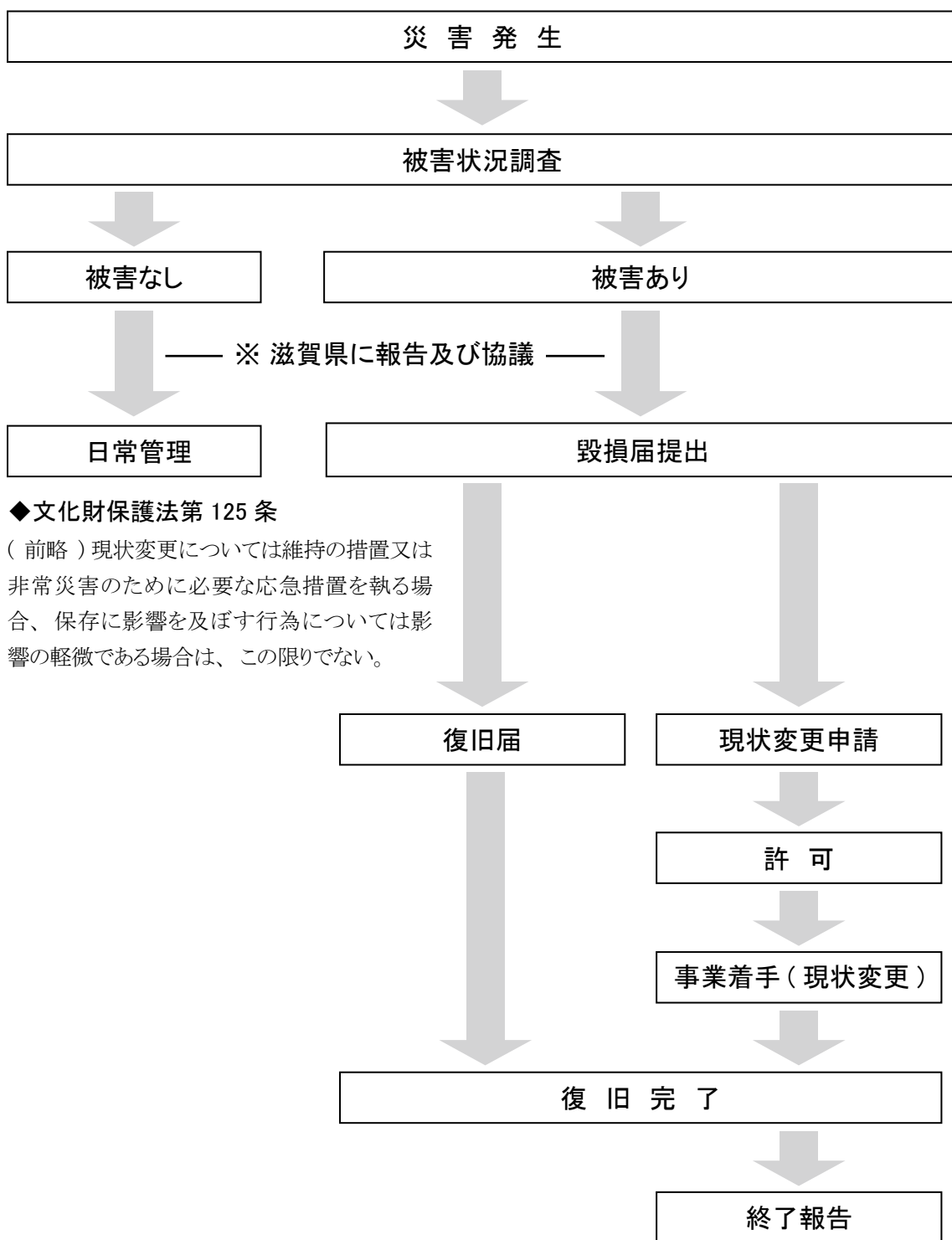


図29 災害発生時フロー

## 第7章 活用

### 第1節 活用の方針

水口岡山城跡の価値や魅力を発信し、学びや体感の場として活用を図るためには、史跡地だけでなく、城下町・宿場町（B・C地区）、水口城跡などの関連要素（D地区）と一体で取り組むことが必要不可欠である。現在は、市が普及活用のために講演会や講座、フォーラムなどを開催しているほか、一般社団法人水口岡山城の会が中心となって、市民主体のイベントも定期的で開催され、市民が歴史と触れ合うきっかけとなっている。また、史跡は日常的に市民の散歩コースとしても大いに活用され、歴史と自然に触れ合う場となり、健康増進にも寄与している。山頂からの眺望は、城跡の立地を物語る要素として一見の価値がある。

第1章第4節や第5章第3節で記した上位計画や関連計画との整合を図りつつ、現状を踏まえ、水口岡山城跡の活用については、下記の5点を基本方針とする。

#### ①「城跡の体感」と「自然とのふれあい」の両立

城郭遺構の保護を前提としながら、歴史を体感できる場として公開するとともに、保安林や鳥獣保護区特別保護地区と調整を図りながら、市民の憩いの森としても活用する。

#### ②積極的な情報発信と既存資料館の活用

講座・展覧会・イベントの開催やパンフレット・デジタルコンテンツなどによる情報発信を強化する。また、史跡のガイダンスの場として当面の間は、既存の資料館を活用し、今後の整備基本計画においてガイダンス施設の理想的なあり方を検討していく。

#### ③城跡を活用したフィールドワークの機会を創出

市内外の学校と連携した学習の場、大学等との共同研究の場、生涯学習の場として活用を図る。

#### ④市内の豊富な文化財と連携した観光活用

史跡と密接な東海道や宿場町だけでなく、日本遺産に認定された「忍者」や「信楽焼」を含む甲賀の豊かな歴史文化と連携した観光活用を図り、市内外、国外へ魅力を発信する。

#### ⑤市民協働によるまちづくりへの活用

各種団体、自治振興会、まちづくり協議会との協働を促進し、民間企業の参入も視野に入れた幅広い連携を模索し、地域のシンボルとして史跡の認知度を高めていく。

## 第2節 活用の方法

### 第1項 [方針①]「城跡の体感」と「自然とのふれあい」の両立

#### (A) 史跡の公開

水口岡山城跡は史跡範囲がすべて公有地であり、全面的に公開することが可能で、現在でも日常的に市民が散歩などで自由に訪れる場所となっている。そのため、史跡の公開にあたっては、城郭遺構の保護を前提に草刈りなどの日常的な維持管理を継続しつつ、第9章の整備方針にもとづいて、見学者の安全性を確保して、恒常的な公開に努め、城跡を体感できる場を目指す。

また、保安林および鳥獣保護区特別保護地区に指定され、滋賀県版レッドデータブックに掲載されている希少種が存在することから、自然環境に配慮し、共存を図りながら史跡を公開し、来訪者が自然とのふれあいを楽しめる空間を目指す。

#### (B) 解説板・案内板等の設置

史跡内には、現在、史跡を説明するための解説板や見学ルートの案内板・道標が各所に点在しており、来訪者が史跡を理解するための一助を担っている。史跡の公開にあたっては、道案内の道標や史跡の解説板は必要不可欠なものであり、当面の間は既存の解説板や案内板を活用していく。

ただし、既存の解説板や案内板・道標などは、設置時期や設置者が異なるため、デザインが統一されていない。今後、整備を進めていく際には、統一的なデザインを検討する必要がある。その際には、発掘遺構や出土遺物についても可能な限り、掲載できる手法を検討する。

また、解説板や案内板・道標には二次元コードなどのデジタル技術を活用して、多言語や音声ガイダンスなどへの対応も図っていく。

#### (C) 史跡内の見学ルートの設定

史跡内には数多くの登山道・散策道があり、頻繁に利用しているルートもあれば、使用頻度の低いルートも存在する。その中で現在、主に利用されている登山口は、南山麓の登山口（ア）、北山麓の登山口（イ）、東山麓の登山口（ウ）の3箇所である。この3箇所の登山口から上る主要な動線は、アから城の正面（南側）を上る3本の登山道（ア-1・2・3）、イから城の背面（北側）を上る2本の登山道（イ-1・2）とイからアの登山道に合流する道（イ-3）、ウからア-3に合流する登山道である。

史跡の公開にあたっては、当面の間、これらを主要な動線と位置づけ、環境整備や安全管理を図って活用する。ただし、第8章「調査」、第9章「整備」にも記載するように、往時

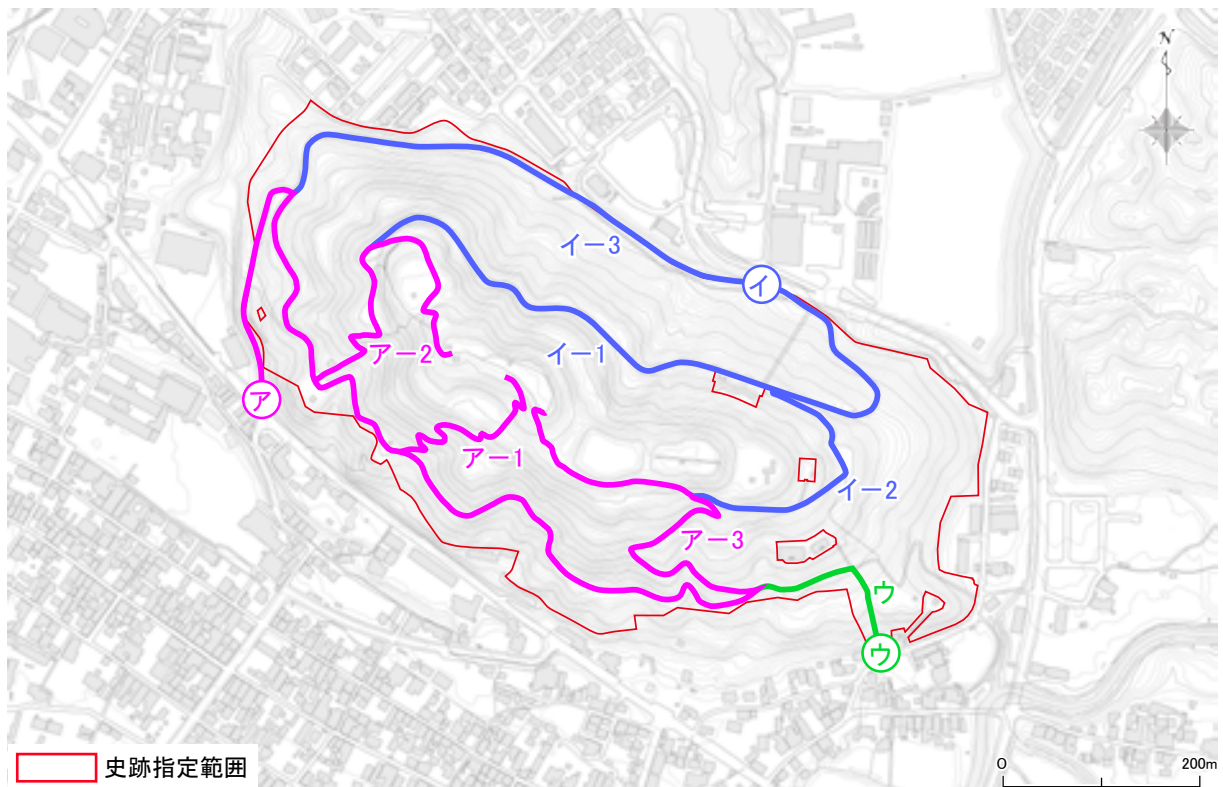


図 30 史跡の見学ルート

の城道と現在の登山道・散策道との関係性が課題であるため、将来的には第9章の整備方針にもとづいて、見学ルートを整理した上で、整備して活用を図る。

また、イからのルートとアからのルートの一部は車両の通行が可能であり、史跡を管理する上でも重要な役割を果たしている。史跡の維持管理は活用を図る上でも重要であり、見学者の安全に配慮しながら、車両が通行可能な通路として今後も維持していく。さらに、将来的には足の不自由な方の史跡見学ルートとしても活用することを検討していく。

## 第2項 【方針②】積極的な情報発信と既存資料館の活用

### (A) 展示等による情報発信

現在、水口歴史民俗資料館と水口城資料館にて発掘調査で出土した遺物の一部を展示し、史跡のガイダンス施設としての役割を担っている。これまでも両施設を活用して企画展示などを開催しており、今後もガイダンスや情報発信の拠点と位置づけて活用を図る。

ただし、史跡と既存の資料館は距離が離れており、今後、史跡整備を具体的に検討していく際には、ガイダンス施設のあり方についても検討する必要がある。また、既存の資料館を含め、史跡、城下町・宿場町を一体としたガイダンス手法も検討する。

### (B) 講座・現地見学会等による普及啓発

史跡の本質的価値の発信や日頃の調査研究成果、史跡整備事業の進捗等を公開することを目的とした講座、講演会、シンポジウム、現地見学会などを開催し、市民の史跡への関心度を高めていく。

また、山麓の水口宿のまち歩きと合わせた見学ルートを設定し、ガイドの育成も図る。史跡の環境整備と見学会をセットにした体験型の企画なども開催し、史跡を核とした交流人口の増加も目指す。

### (C) 出土遺物や史資料の活用

現在、発掘調査で出土した遺物や甲賀市が所蔵する水口岡山城跡に関する文献史料・絵図資料の一部は、水口歴史民俗資料館と水口城資料館で展示して活用している。また、出土した瓦の一部は甲賀市指定有形文化財（考古資料）として保存措置を図っている。

史跡の理解を深めるためには、これらの史資料を展示することが必要不可欠であるが、展示スペースも限られており、すべてを展示公開することはできない。定期的な展示の入れ替えや企画展の開催により、可能な限りの公開を図っていく。また、写真や三次元計測などのデジタルデータを活用し、インターネット上での公開も検討する。

なお、出土遺物や史資料を資料館以外で活用する場合は、甲賀市教育委員会事務局歴史文化財課職員の立ち会いや指導のもと、史資料に影響がないことを条件に認める。

### (D) 印刷物による情報発信

これまでに実施した発掘調査の成果は、『水口岡山城跡総合調査報告書』として刊行した。また、その成果をもとにした一般向けのブックレット『国史跡水口岡山城～東海道を抑える拠点城郭～』も作成した。

調査報告書は図書館等に所蔵されているものの、一般頒布分は完売したため、一部、著作権の関係で公開できない写真等を除いたPDFデータを独立行政法人国立文化財機構奈良文



写真 65 城郭歴史フォーラム



写真 66 既存の印刷物等

化財研究所が運営する「全国文化財総覧」にアップロードし、自由にダウンロードできるようにしている。

史跡の解説パンフレットについては、印刷物としての配布は休止しているが、市ホームページでPDFデータを公開しているほか、史跡の散策マップは一般社団法人水口岡山城の会、一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会、甲賀ロータリークラブと連携して作成した「水口岡山城お散歩マップ」を配布している。

今後の新たな調査研究成果は、既存の刊行物の改訂や新たな刊行物の作成を検討して、情報発信を積極的に行っていく。また、観光部局で作成するガイドブックやパンフレットでも積極的な情報発信を図る。

### (E) ホームページ等による発信、デジタルコンテンツの活用

現在、市ホームページや歴史文化財課SNS「甲賀の文化財」、市公式YouTubeなどを活用して発信している。これらの認知度を上げ、史跡の情報を一般の方が容易に入手できるようにしていく。そのためにも、継続的に情報発信を行う。

また、史跡のかつての姿を想像できるように、CGを製作して展示パネルやインターネットでの画像公開、現地でのARやVRによる体感などの活用手法も検討する。なお、CGの製作は発掘調査や史資料の調査成果を根拠とし、有識者の検討を踏まえて実施する。

## 第3項 【方針③】城跡を活用したフィールドワークの機会を創出

### (A) 学校教育との連携

市内の小・中・高校などの学校と連携し、史跡に関する学びを総合学習などの授業に取り入れ、次世代への啓発を図るとともに、地域アイデンティティの醸成を促進する。また、児童、生徒だけでなく、教員への啓発も図り、教員による学校教育での活用も促す。



写真 67 小学校の現場見学



写真 68 城跡探訪ツアー

### (B) 大学等との共同研究の場としての活用

大学などの研究機関のフィールドワークの場として、史跡だけでなく、史跡周辺も含めた活用を促進する。大学などとの連携は、史跡の調査研究の促進に寄与するとともに、考古学や歴史学など文化財に直接関与する分野だけでなく、観光やまちづくりなどの研究分野での活用も期待できる。

### (C) 生涯学習の場としての活用

人生100年時代の現代において、生涯学習の需要と地域史への興味関心は非常に高く、地域学習のフィールドとして史跡を活用する。また、年齢を問わず、城跡に興味をもつ人材育成の機会としても生涯学習との連携を強化する。

## 第4項 【方針④】 市内の豊富な文化財と連携した観光活用

### (A) 周辺文化財を含めた観光ルートの構築

史跡の周辺には城下町、近世東海道の水口宿、徳川将軍の宿館として築城された水口城跡などがあり、水口の歴史の重層性を感じることができる。この重層性を体感するために、史跡、城下町、宿場町、水口城を包括し、周辺の文化財と有機的につないだ「水口岡山城から水口城へ」の散策ルートを構築する。この散策ルートは、甲賀市文化財保存活用地域計画に掲げる文化財の保存・活用の方向性「ストーリー3 道と交通、城下町・宿場町」の方針とも合致する。

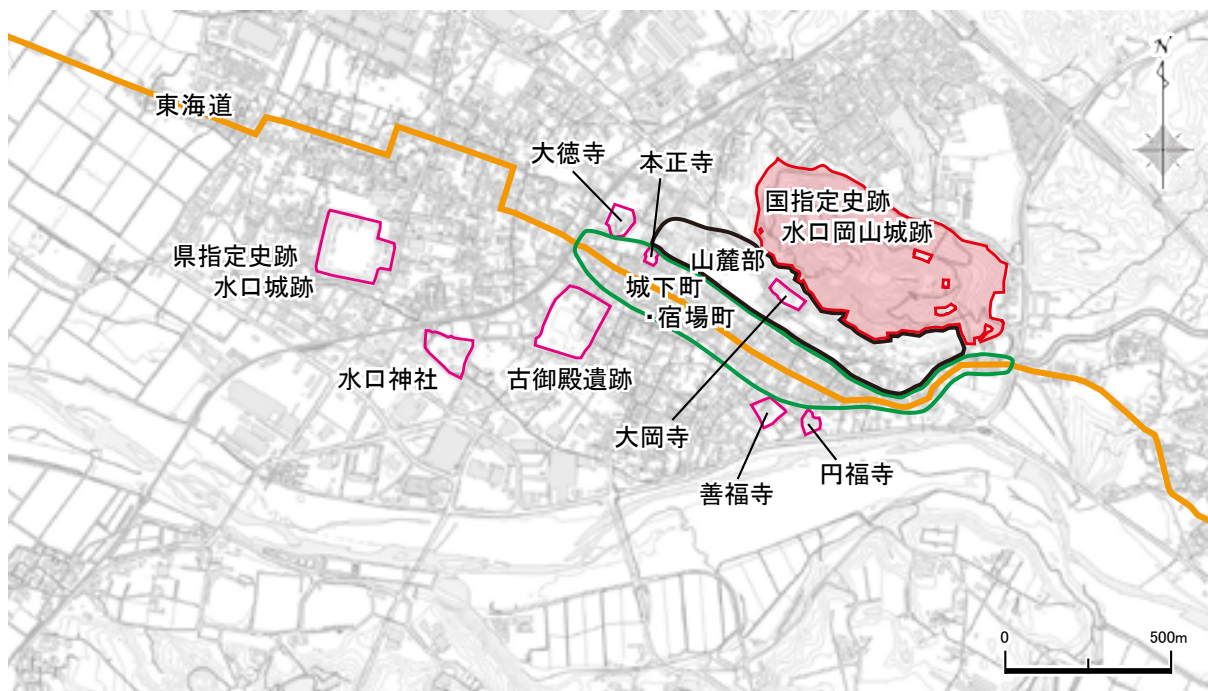


図31 史跡と周辺文化財

また、日本遺産「忍びの里 伊賀・甲賀ーリアル忍者を求めてー」の構成要素である史跡は、忍者の世界（中世の甲賀）と東海道の世界（近世の甲賀）をつなぐ存在である。忍者と東海道は、第2次甲賀市観光振興計画にも重要な活用の項目として位置づけられており、観光施策との調整を図りつつ、一体的に活用する。

さらに、水口岡山城跡の発掘調査では信楽焼が出土しており、日本遺産「きっと恋する六古窯ー日本生まれ日本育ちのやきものの産地ー」のひとつである信楽とも関連がある。史跡が所在する水口地域と信楽焼の産地である信楽地域という、市内でもやや離れた位置関係にある両者をつなぎ、広範囲の観光ルートの構築も可能である。

## (B) ガイドの育成

(A) の観光ルートの構築と連動し、史跡だけでなく、周辺文化財を関連づけたストーリーを語ることができるガイドを育成する必要がある。現在、その役割は「みなくちボランティアガイド」が担っているが、高齢化などの課題もある。方針③による人材育成とも連携しつつ、市内外、年齢を問わず、研修会などを開催して、史跡、城下町、宿場町、水口城などを包括したガイドを養成して、史跡の活用を図る。また、ガイドの形態はボランティアガイドに限らず、民間活力の参入も検討しながら、ガイドとして自立した運営が可能となる手法も検討する。



写真 69 ボランティアガイドによる町歩き①



写真 70 ボランティアガイドによる町歩き②



写真 71 ボランティアガイドによる町歩き③



写真 72 ボランティアガイドによる町歩き④

### (C) アクセスの改善

史跡へのアクセスは、周辺住民が徒歩や自転車で来訪する場合を除くと、自家用車の利用と公共交通機関の利用が大半である。

公共交通機関の場合は、近江鉄道の水口駅もしくは水口石橋駅を利用することが多い。駅から史跡までは徒歩となるが、道標等の道案内は少ない。

自動車の場合、駐車場が南側の登山口にある。当面の間は、この駐車場を中心に活用することとなる。ただし、駐車スペースが狭く、広大な史跡に対して1箇所しかなく、しかも、その駐車場は一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会が民間から借り受けて設置しているものであり、駐車場のあり方が大きな課題となっている。

今後、これらの課題を解決するためには、将来的に整備計画を策定する際に、駐車場の問題だけでなく、史跡までのアクセスの手法も考慮し、史跡までの道標等の整備のあり方や駐車場の規模と設置位置を検討する必要がある。

### (D) 関連グッズや関連商品の開発

一般社団法人水口岡山城の会や一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会などによるイベント開催や御城印の頒布などによって、史跡の認知度が上昇し、来訪者も増加傾向にある。また、甲賀市教育委員会や一般社団法人水口岡山城の会が作成した史跡関連のグッズもわずかながら販売されている。しかし、民間事業者と連携した関連商品の開発や販売が広く行われている状況ではない。

史跡を活かした新たなコンテンツの提示や商品の販売は、史跡の認知度の向上にもつなが



図 32 アクセス状況

ることから、民間活用力の導入を促し、誰もが新たなコンテンツの作成を行うことができるように、史跡に関する情報を積極的に発信し、併せて史跡に関する写真等の素材をオープンデータとして提供できるように検討する。

## 第5項 【方針⑤】 市民協働によるまちづくりへの活用

### (A) イベント等の開催

現在は、一般社団法人水口岡山城の会や一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会が中心となって、水口岡山城をまちづくりの核として活用する活動が積極的に行われている。特に、平成26年（2014年）より毎年4月に開催されている「よみがえれ水口岡山城」では天守型バルーンが登場し、かつての城の雰囲気が味わえる（写真74・75）ほか、日本遺産の忍者とコラボした「忍夜討」、当時の伝達手段を活用した「のろし駅伝」（写真77）などのイベントも開催されている。また、バルーン一夜城の前段階として、平成24年（2012年）には段ボール一夜城（写真76）のイベントも開催された。これらのイベントは民間が主体となって実施しており、史跡の認知度を格段に上昇させていることは間違いない。

今後も市民、団体、企業などが民間の自由な発想で史跡を活用したイベント等が実施され、



写真73 グッズ写真



写真74 よみがえれ水口岡山城 2019



写真75 よみがえれ水口岡山城 2021



写真76 段ボール一夜城

史跡をまちづくりの核として活用する機運がさらに高まるように、市民と協働した活用を模索していく。

### (B) 集いの場としての活用

地域が主体となって史跡の自然環境を活用した自然観察会が行われ、子どもも含めた地域住民の集まりの場として活用されている。また、日常的な散歩に史跡を訪れる市民も多く、市民の憩いの森としても位置づけられている。写真 78～80 は、平成 26 年（2014 年）にみなくち自治振興会（当時）が主催した「古城山フェスタ」の様子である。このイベントでは歴史文化財課も協力し、発掘調査の成果をパネルで展示したり、「古城山ウォーク」と題して、城跡の散策と解説も行った。

水口岡山城跡は史跡としての歴史的価値だけでなく、地域住民の憩いの場、集いの場としての価値も高く、市街地に隣接した自然豊かな城跡は、市民が歴史と自然にふれあう場としての活用を図ることによって、地域に彩りを与える存在となる可能性がある。

今後も市民主体の活動が継続的に行われ、史跡が地域の紐帯として位置づけられるように、民間活力の導入も視野に入れ、市民と連携しながら、まちづくりの核としての活用を図っていく。



写真 77 のろし駅伝



写真 78 地域によるイベント①



写真 79 地域によるイベント②



写真 80 地域によるイベント③

## 第8章 調査

### 第1節 調査の方針

水口岡山城は、織豊期城郭の特徴を有する山城である。これまでの詳細地形測量調査、遺構確認発掘調査によって曲輪、石垣、土塁、堀など地表面で確認できる城郭遺構と一部の地下遺構の様相は明らかとなった。また、文献史料や絵図資料の調査によって城下町の範囲や、城下町がその後の宿場町の基礎となったことも明らかとなった。

しかし、発掘調査の実施は城郭主要部に限られ、山腹に数多く存在する曲輪の性格や地表面で確認できた石垣の詳細な状況は十分に把握できていない。文献史料や絵図資料の調査も数が限られ、全国の城郭との比較検討も十分ではない。廃城後の歴史的経緯や活用状況に関する調査はほとんど実施できておらず、解明すべき課題は残されている。

史跡の保存や活用を図る上で、本質的価値の様相を把握することは必要不可欠であり、第1章第4節や第5章第3節で記した上位計画や関連計画との整合を図りつつ、現状を踏まえ、水口岡山城跡の調査については、下記の4点を基本方針とする。

#### ①本質的価値の保存に必要な調査

本質的価値の適切な保存には現状の把握が不可欠であり、保存措置に必要な情報を得るための調査を実施する。

#### ②本質的価値のさらなる理解に資する調査

本質的価値の正しい理解は、史跡の保存・活用・整備を行う上で重要であり、理解を深めるために必要な調査を実施する。

#### ③史跡整備に必要な情報を得る調査

史跡整備の実施には整備対象の詳細な情報が必要不可欠であることから、史跡整備の実施を前提に必要な調査を実施する。

#### ④その他の必要な調査

史跡の保存・活用・整備には本質的価値の把握だけでなく、関連する史資料や周辺の文化財等の情報を把握することも重要である。また、全国の城郭との比較や廃城後の歴史の把握も必要である。史跡を深く理解するために、関連文化財等に対する必要な調査や全国の城郭との比較研究を実施する。

## 第2節 調査の方法

### 第1項 [方針①] 本質的価値の保存に必要な調査

#### (A) 遺構確認の発掘調査

史跡内での調査は、第6章の保存方針にもとづきながら、本質的価値や関連要素の把握に必要な調査を実施する。各地区の実施方法は次の通りとする。

##### A地区

A-1 城郭中枢部の史跡整備に伴う調査を基本としつつ、本質的価値の把握に必要な場合も遺構確認調査を実施する。

A-2 現在の登山道・散策道と往時の城道の対応関係を明らかにし、本質的価値の保存に必要な情報の蓄積を図る。

A-3 本質的価値の内容把握に必要な場合、遺構確認調査を実施する。

B地区 周知の埋蔵文化財包蔵地「水口岡山城遺跡」の範囲内にあたるため、試掘調査や工事立会などの成果を蓄積し、山麓居館や家臣団屋敷の実態把握を目指す。その上で、必要に応じて、保存措置を講じる。

C地区 周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外であるが、開発等に伴って可能な範囲で試掘調査や工事立会などの成果を蓄積し、水口岡山城の城下町や近世東海道の水口宿の実態解明を目指す。その上で、必要に応じて、保存措置を講じる。

D地区 埋蔵文化財包蔵地「水口城遺跡」「古御殿遺跡」を含む範囲であり、試掘調査や工事立会などの成果を蓄積し、水口岡山城と関連する要素の把握に努める。その上で、必要に応じて、保存措置を講じる。

#### (B) 石垣の調査

本質的価値のひとつである石垣の状況を把握し、適切な保存措置や整備手法を検討するた



写真 81 東櫓台の発掘調査



写真 82 三の丸虎口の発掘調査

めに必要な情報を得る調査を実施する。具体的には、石垣の現況を三次元計測によって記録し、維持管理に必要となる石垣カルテを作成する。

また、史跡内で未発見の石垣が存在する可能性もあることから、石垣カルテの作成とともに、石垣の分布調査も実施する。

## 第2項 【方針②】本質的価値のさらなる理解に資する調査

### (A) 遺構確認の発掘調査

本質的価値の保存を前提としつつ、史跡の理解を深めるために必要な情報を得るために、遺構確認調査を実施する。

A-1・2・3では、史跡の理解を深めるために発掘調査による遺構確認が必要な場合は、史跡の現状変更許可を得て、調査を実施する。また、B・C・D地区では山麓居館や家臣団屋敷、城下町や宿場町、そのほかの関連要素の様相を把握するために発掘調査が必要な場合は、土地所有者の承諾を得た上で、遺構確認調査を実施する。

### (B) 文献史料・絵図資料等の調査

水口岡山城に関する情報が記載された文献史料・絵図資料の調査は、総合調査の段階である程度実施しているが、これまでの調査で漏れた史資料や未発見の史資料が存在する可能性もあるため、文献史料や絵図資料の調査を継続して実施する。

また、廃城後、現代に至るまでの城の変遷や活用は、史跡の保存・活用・整備に資する情報を得られる可能性があるため、文献史料や絵図資料の調査だけでなく、昭和末年から平成初期に実施された公園整備の経緯や工事の状況などに関する資料、史跡内に点在する石碑類の調査も実施する。

### (C) 他の城郭との比較研究

城郭史の中での水口岡山城の特質や位置づけを明らかにするために、同時代の城郭との比較研究を進める。豊臣政権の中心城郭であった大坂城、伏見城、聚楽第はもとより、歴代城主が関係する城郭も検討対象とする。

また、水口岡山城の存続した時期が中世と近世の転換点であることから、中世の城郭や近世の城郭とも比較研究を進める。

### (D) 水口岡山城と密接に関わる価値の調査

史跡内に希少植物が存在し、保安林や鳥獣保護区特別保護地区にも指定されていることから、水口岡山城の自然環境に関する調査を進める。また、史跡内に点在する信仰に関する施

設の取り扱いを検討するため、所有者や管理者、設置経緯などについても調査する。

これらの調査は、史跡の本質的価値に直接関わる要素ではないが、史跡の保存・活用・整備を進める上で関係する可能性が高い。

### 第3項 【方針③】 史跡整備に必要な情報を得る調査

#### (A) 発掘調査

史跡整備の実施については、第9章の整備の基本方針にもとづいて整備計画を策定した上で、必要な範囲の発掘調査を実施する。現段階において、史跡整備を実施する範囲はA-1・2・3に限定されるが、今後、史跡の追加指定によって対象範囲が拡大された場合は、基本方針を適用するものとする。

#### (B) 石垣の調査

石垣の整備を実施する際には、第1項（B）で記した方針とともに、石垣整備計画を策定した上で、必要な調査を実施する。具体的には測量、石材調査、遺構確認調査などが想定されるが、新たな調査手法が開発されることも念頭に置いて、実施時点で有益な調査手法を検討して実施するものとする。

### 第4項 【方針④】 その他の必要な調査

本項で実施する調査は、第2項（B）文献史料・絵図資料の調査、同項（C）他の城郭との比較研究、同項（D）水口岡山城と密接に関わる価値の調査で記した方針に準ずる。

これらの調査は、史跡の本質的価値に直接関係する要素ではないが、史跡の保存・活用・整備の推進において密接に関係する可能性が高いと考えられる。

表8 調査方針と調査手法の対応関係

調査項目	方針①	方針②	方針③	方針④
発掘調査	○	○	○	
石垣調査	○	○		
文献史料調査		○		○
絵図資料調査		○		○
比較研究		○		○
その他の調査		○		○

## 第9章 整備

### 第1節 整備の方針

現状で史跡には、石垣の一部に崩れや孕みがみられるなど、地表面で確認できる遺構の保存状態や、発掘調査で検出した地下遺構の保存方法に懸念があり、史跡の適切な保存には解決すべき課題ある。また、現在も市民団体を中心に積極的に史跡が活用されているが、登山道や散策道が老朽化し、繁茂した樹木が眺望を遮るなど、活用を図る上でも解決すべき課題ある。

史跡の保存と活用を図るための課題解決策として、石垣の崩落防止などの遺構保存措置、地下遺構の表示などの見える化、見学ルートの改善などの史跡整備を実施する必要がある。史跡整備の実施にあたっては、アクションプランとなる整備基本計画、整備基本設計、整備実施設計によって具体的に検討することとなるが、本計画では整備のマスタープランとして下記の3点を基本方針とする。

#### ①遺構保存の整備

曲輪、石垣、土塁、堀など地表面で確認できる遺構や地下に埋蔵されている遺構のき損を防ぎ、将来にわたって適切に保存するために必要な整備を行う。整備を実施する箇所については、これまでの調査成果や今後の調査成果、史跡の日常管理の状況などを考慮して優先順位を決定するが、当面は地表面で確認できる石垣の整備が最優先と考えられる。

#### ②史跡活用の整備

遺構の見える化、解説板の設置、見学ルートの改善など史跡を活用する上で、必要な整備を実施する。整備を実施する箇所については、史跡の活用状況を見ながら優先順位を決定するが、現状で危険箇所がある見学ルートの整備と埋没している主要遺構の顕在化の整備は優先度が高いと考えられる。

#### ③史跡範囲外の整備

文献史料と絵図資料から推定できる山麓居館、山麓の枳形・堀などの城郭と一体の要素（B地区）や、城下町とそれを継承する宿場町（C地区）、史跡と関連する水口城や古御殿遺跡（D地区）において、史跡と一連の周遊ルートの設定や誘導サインの設置などを検討し、まち歩きルートの整備を進める。

## 第2節 整備の方法

### 第1項 [方針①] 遺構保存の整備

#### (A) 遺構の保存整備

露出する石垣や地表面で確認できる遺構は、き損の危険性が低い場合は現状保存を基本とするが、き損の危険性が確認された場合は、保護対策を検討し、保存整備を図る。仮に、災害等で復旧が必要となった場合には調査研究の結果を踏まえた上で、適切な方法による復旧、修復を行う。

一方、地下に埋蔵されている遺構は地下保存を原則とする。発掘調査を実施した箇所の整備手法が決定するまでの間は、覆土や土壌などで保護する。地下遺構の保護を前提とした遺構復元や遺構表示などを行う際には、露出展示も含め、適切な手法を検討した上で整備する。

これらの保存のための整備は、基本的に史跡範囲であるA-1・2・3が対象となるが、今後の調査によってB・C・D地区で本質的価値となる要素を確認し、遺構保存のための史跡整備を実施する場合は、同様の整備手法を採用する。

#### (B) 自然地形の整備

水口岡山城跡が立地する古城山の自然地形は、本質的価値と密接に関連する保存すべき歴史的な要素である。保存手法については、現状維持を基本とするが、き損の危険性がある場合は必要な保全措置を講じる。災害等で復旧が必要となった場合には調査研究の結果を踏まえた上で、適切な方法による復旧、修復を行う。

また、城郭主要部からの眺望は、水口岡山城跡の大きな魅力であるため、A-1・3を中心に保安林や鳥獣保護区特別保護地区との共存を図り、自然環境に配慮しつつ、樹木の伐採・剪定による眺望の確保や景観の維持に必要な整備を実施する。

#### (C) 植生の整備

史跡地を含む古城山一帯は、保安林および鳥獣保護区特別保護地区に指定され、滋賀県版レッドデータブックなどに記載されている希少種が自生している箇所がある。これらの植生保護については現状維持を基本とするが、遺構の保護や活用に必要な史跡整備や、眺望に影響を与える樹木や枯損木、危険木の伐採を行う場合は、森林計画などとの整合を図り、関係機関と協議の上、実施する。

#### (D) 史跡と密接に関わる価値の保全

史跡地内には設置者不明の石碑や宗教施設が数多く存在している。本質的価値に直結するものではないが、市民によって守られてきた要素もあり、一括で取り扱い方法を決定することは難しい。そのため、個別に取り扱い方法を検討し、保全もしくは撤去の方針を決定して整備を図る。なお、方針が決定するまでは現状維持を基本とし、設置者が撤去する場合は本質的価値を損なうことがないように実施することとする。

### 第2項 【方針②】 史跡活用の整備

#### (A) 遺構整備

A-1 今後の調査研究の成果にもとづいて、遺構の復元的表示や石垣の露出展示など、史跡の本質的価値を視覚的に伝える整備手法を検討して実施する。整備手法の検討にあたっては、本質的価値を損うことなく、イベント開催などの活用に資する整備方法や、保安林や鳥獣保護区特別保護地区との共生を図り、自然環境にも配慮した整備手法とする。

A-2 今後の調査研究の成果にもとづいて、往時の城道の復元的整備を検討して実施する。ただし、既存の登山道・散策道が城道と一致しない場合であっても、見学者の安全性や利便性を確保するために必要と認められる登山道・散策道は、史跡の本質的価値に影響を及ぼさず、かつ、史跡の景観を損なわない手法を検討して整備する。また、保安林や鳥獣保護区特別保護地区との共存を図り、自然環境にも配慮した整備手法とする。

A-3 保安林や鳥獣保護区特別保護地区との共存を図り、遺構表示や石垣の露出展示など、史跡の本質的価値を視覚的に伝える整備を検討して実施する。

#### (B) 解説板・道標

現在、史跡には多くの解説板や道標が設置されているが、設置時期や設置者が様々であり、デザインも統一されていない。整備の実施にあたっては、統一的なデザインのサイン計画を策定して整備する。

ただし、サイン計画が策定されるまでの間は、既存の解説板や道標を活用する。修繕や内容の更新が必要となった場合には、史跡の本質的価値を損なわず、かつ、史跡の景観に配慮した手法によって実施する。

### (C) 便益施設・管理施設

現在、史跡にはトイレや休憩施設などの便益施設、水道施設や治山施設などの管理施設が存在する。便益施設は、来訪する人が快適に史跡を見学するために欠くことのできない施設であり、特に山城である水口岡山城跡にとっては必要不可欠な要素である。ただし、これらの便益施設の老朽化が課題である。

また、管理施設には史跡を災害から守る防火設備、見学者の安全を守る擁壁、市民の生命を守る砂防堰堤、市民生活に欠かせない上水道施設などがある。これらの施設は、市民の安心安全を守り、史跡や保安林のき損を防ぐ。

史跡の保存と活用に不可欠な便益施設や管理施設の整備については、整備計画の策定において具体的な検討を行うが、当面の間は現状の施設を維持し、史跡の保存と活用を図る。

### (D) バリアフリー・ユニバーサルデザイン

水口岡山城跡の価値や魅力を広く発信して伝えるためには、年齢や性別、身体的特徴、言語の違いなどに関わらず多くの人々が安心安全かつ快適に見学できることが必要である。

しかし、登山道・散策道には急勾配の階段や斜面の箇所もあり、手すりの老朽化もみられ、体の不自由な方が登るのは困難な状況にある。整備にあたっては、現在の登山道で車の通行が可能な箇所を利用したバリアフリーの手法も検討する。

また、過去に出土瓦のレプリカを活用したハンズ・オン展示を水口歴史民俗資料館で行ったこともあり、体感できる展示手法なども視野に入れ、今後、整備手法を検討する際には遺構などの保存に十分配慮した上で、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点も取り入れながら整備を行う。

## 第3項 【方針③】 史跡範囲外の整備

山麓の居館、枅形、堀などの存在が推定されるB地区や、城下町・宿場町が重なるC地区、歴史的なつながりのあるD地区を包括し、史跡と一体的な活用を図るため、周遊ルートの設定と誘導サインの設置を検討し、まち歩きルートを整備する。

整備にあたっては、整備計画の策定において具体的なルートの設定やサイン整備の手法を検討して進める。

## 第10章 運営体制

### 第1節 運営体制の方針

水口岡山城跡の史跡指定範囲はすべて甲賀市所有地であり、史跡の維持管理には歴史文化財課だけでなく、保安林や鳥獣保護区特別保護地区を所管している林業振興課、公園施設を管轄する建設管理課、水道施設を管轄する上水道課、市保有財産を管轄する管財課など、複数の関係部署が関与している。そのため、運営体制においては横断的な連携が重要となる。

また、活用面では一般社団法人水口岡山城の会、水口まちづくり協議会、綾野まちづくり協議会、一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会など多くの関係団体も関わっている状況である。本計画の推進にあたっては、今後も各団体が積極的に史跡の活用に関与し、連携する関係者を増やしながら、民間による史跡の活用の促進を図っていくことも重要である。

なお、史跡の保存、活用、整備の実施にあたっては、文化庁や滋賀県、(仮称)史跡水口岡山城跡調査整備委員会などの指導、助言を受けて取り組んでいく。

これらを踏まえ、水口岡山城跡の運営体制については、下記の3点を基本方針とする。

#### ①継続的な委員会の設置と人材の育成

(仮称)史跡水口岡山城跡調査整備委員会を設置し、指導や助言を受けながら、史跡の保存、活用、整備を図るとともに、事業を推進できる人材を育成する。

#### ②庁内外の協力体制整備

史跡の保存、活用、整備を推進するため、市内部の協力体制を構築する。また、文化庁、滋賀県などとも協力して事業を進める。

#### ③市民協働による保存活用

史跡の保存と活用を推進し、行政による事業推進だけではなく、市民、団体、企業などの民間活力の導入を促し、史跡がまちづくりの核となることを目指す。また、将来的には民間資本を活用した公民連携による保存活用の推進も視野に入れる。

### 第2節 運営体制の方法

水口岡山城跡の保存、活用、整備については、文化財を担当する甲賀市教育委員会事務局歴史文化財課が中心となって行うが、保安林や鳥獣保護区特別保護地区など文化財以外については、市の所管課と連携しながら事業を進める。また、調査研究、保存、活用、整備の実施にあたっては、

有識者と地域代表で構成される（仮称）甲賀市史跡水口岡山城跡調査整備委員会や文化庁、滋賀県の指導や助言を受けながら、調査研究や計画策定、整備の方法などを検討して実施する。また、事業の実施に必要な技能を有する職員の育成と充実を図る。

### ①継続的な委員会の設置と人材の育成

『水口岡山城跡総合調査報告書』によって一定の価値づけがなされているが、今後、保存活用事業を進めていくには、継続的な調査研究が必要であり、事業内容を検討する委員会を開催することが不可欠である。また、事務局で事業を推進するためには、必要な能力を有する人材の確保および育成を図る。

### ②庁内外の協力体制整備

史跡の保存、活用、整備を行うには、庁内の関係部署と役割分担を明確にして協力する必要がある。甲賀市教育委員会事務局歴史文化財課が主体となって、市の関係部署や市教育委員会内の関係課と連携し、必要に応じて（仮称）史跡保存整備連絡調整会議などを開催しながら、適切に取り組みを進める。また、従来どおり、文化庁や滋賀県文化スポーツ部文化財保護課と連携して事業に取り組む体制を今後も維持する。

### ③市民協働による保存活用

一般社団法人水口岡山城の会や一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会など、現在でも活用面を中心に連携している団体との協力関係を強化するとともに、地域住民や地域の関係団体、地域の企業などの参画を促し、協力体制が構築できるように、効果的な広報、展示、学習の機会を提供して、史跡に対する愛着が醸成する取り組みを継続的に実施する。

また、イベント等の開催、草刈りやゴミ拾い等の維持管理、ガイドなど、市民や関係団体、企業が自身の強みを発揮して、様々な形で参画できる仕組みづくりを図る。

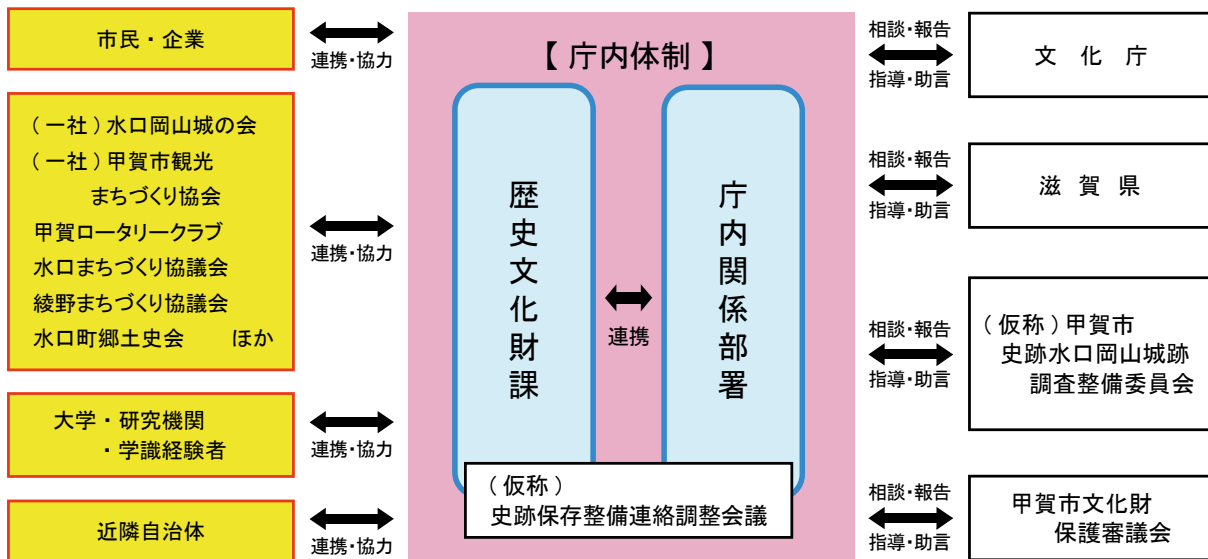


図 33 運営体制のイメージ

## 第 11 章 実施計画と経過観察

### 第 1 節 実施計画

第 10 章までに示した内容の実施スケジュールは、下記に示すとおりである。なお、計画期間については、令和 8～17 年（2026～2035 年）度の 10 年間を第 1 期、それ以降を第 2 期とし、第 1 期を 5 年ごとで、令和 8～12 年（2026～2030 年）度の前半と令和 13～17 年（2031～2035 年）度の後半に区分する。

また、本計画の実施内容は、上位計画である「甲賀市総合計画」や「甲賀市文化財保存活用地域計画」の見直しに応じて、適宜、見直すものとする。

表 9 計画実施スケジュール

項目		現状 （～R7 年度）	第 1 期前半 （R8～12 年度）	第 1 期後半 （R13～17 年度）	第 2 期 （R18 年度～）
保存	保存管理	現状変更の管理等			
	活用	方針①	史跡の公開		
解説板・案内板					
見学ルート					
方針②		展示			
		講座・現地見学等			
		出土遺物・史資料の活用			
		印刷物			
方針③		学校教育との連携			
		大学等との連携			
		生涯学習との連携			
方針④		観光ルートの構築			
		ガイド育成			
		アクセス改善			
		グッズ等の開発			
方針⑤		イベント等の開催			
	集いの場の活用				
調査	方針①	発掘調査			
		石垣調査			
	方針②	発掘調査			
		文献史料・絵図資料の調査			
		比較研究			
		関連要素の調査			
	方針③	発掘調査			
		石垣調査			
	方針④	その他の調査			
	整備	方針①	遺構の保存整備		
自然地形の整備					
植生の整備					
方針②		遺構整備			
		サイン整備			
		便益施設・管理施設			
方針③		バリアフリー化			
		関連要素の整備			

※点線：計画策定 実践：実施

## 第 2 節 経過観察

前節で記載した実施スケジュールに対して、下記の項目で経過確認を行う。経過確認は第 1 期前半と第 1 期後半が終了する時点で実施し、(仮称) 甲賀市史跡水口岡山城跡調査整備委員会において第三者評価を行う。

表 10 実施計画の経過確認

項目		時期	
		第 1 期前半 (R8 ~ 12 年度)	第 1 期後半 (R13 ~ 17 年度)
保存	史跡の保存管理は適切に行われているか		
	史跡の公開は進んでいるか		
活用	出土遺物や史資料の展示公開などの活用は進んでいるか		
	講座・現地見学会等が行われているか		
	印刷物による普及啓発は行われているか		
	デジタルコンテンツの活用はすすんでいるか		
	学校教育との連携は図られているか		
	観光・産業施策との連携は進んでいるか		
	イベント等が開催され、地域シンボルとして活用されているか		
	調査	遺構保存のための調査は進んでいるか	
整備のための調査は進んでいるか			
史資料の調査は進んでいるか			
他城郭との比較検討は進んでいるか			
その他の調査は進んでいるか			
整備	整備計画は策定されているか		
	遺構整備が行われているか		
	植生の整備が行われているか		
	サイン整備が行われているか		
	便益施設・管理施設の整備が行われているか		
	バリアフリー化が進んでいるか		

## 付 参考資料

### 関係法令の条文（抜粋）

#### 1. 文化財保護法

記載内容： 史跡範囲内における現状変更は文化庁長官の許可が必要である。

該当条文：

（史跡名勝天然記念物に関する現状変更等の制限及び原状回復）

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、この限りでない。

#### 2. 都市計画法

記載内容： 用地地域は、第一種中高層住宅専用地域である。

該当条文：

（用途地域）

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区に必要なものを定めるものとする。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）

（第一種中高層住居専用地域）

第九条 第一種中高層住居専用地域は、中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。

#### 3. 砂防法

記載内容： 史跡範囲内及び隣接地には、砂防指定地に該当する箇所はない。

該当条文：

（砂防指定地）

第二条 国土交通大臣は、治水上砂防のため一定の区域を砂防指定地として指定することができる。

#### 4. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）

記載内容： 史跡範囲内に土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）及び土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）の指定箇所がある。

該当条文：

（土砂災害警戒区域）

第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土

砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

（土砂災害特別警戒区域）

第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域を、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

## 5. 急傾斜地崩壊危険箇所等調査要領

記載内容： 史跡範囲内及び隣接地に、急傾斜地崩壊危険箇所の指定箇所がある。

根拠となる調査要領の定義（概要）：

「急傾斜地崩壊危険箇所」とは、以下の条件に該当する箇所をいう。

1. 傾斜度が30度以上であること。
2. 急傾斜地の高さが5メートル以上であること。
3. 崩壊により被害を受けるおそれのある人家が5戸以上、または官公署、学校、病院、駅、旅館、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設、主要な公共施設等があること。

## 6. 地すべり等防止法

記載内容： 史跡範囲及び隣接地には、地すべり防止区域の該当箇所は無い。

該当条文：

（地すべり防止区域の指定）

第三条 国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきき、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべりを助長し、又は誘発するおそれがきわめて大きいものを、地すべり防止区域として指定することができる。

## 7. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

記載内容： 史跡範囲及び隣接地には、急傾斜地崩壊危険区域の該当箇所は無い。

該当条文：

（急傾斜地崩壊危険区域の指定）

第三条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が三十度以上である土地をいう。以下同じ。）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為の制限を必要とする区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

## 8. 都市緑地法

記載内容：史跡範囲内及び隣接地には、特別緑地保全地区の該当箇所は無い。

該当条文：

(特別緑地保全地区)

第十二条 都市計画区域内の緑地で、次に掲げる区域又は土地の区域内の良好な自然的環境を形成しているもののうち、当該自然的環境を保全することが、都市の環境の保全、公害の防止又は災害の防止、都市の住民の健全な心身の保持及び増進並びに都市の個性豊かな発展に著しく資するものであり、かつ、次条第一項各号に掲げる行為がなされることによりその保全に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものは、都市計画に特別緑地保全地区として定めることができる。

一 第十条の三第一項の規定により指定された地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち、地区計画の内容として建築物の建築の制限が定められている区域に限る。）

二 風致地区、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域

(以下略)

## 9. 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）

記載内容：史跡範囲内には該当箇所は無い。

該当条文：

(農業振興地域)

第六条 都道府県知事は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、政令で定める基準に従い、農業振興地域整備基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるとともに、基本方針において農業振興地域として指定すべき地域の要件を明らかにするものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

(農用地区域)

第八条

2 市町村は、前項の規定により農業振興地域整備計画を定めるに当たっては、当該農業振興地域のうち、次の各号に掲げる要件のすべてを具備する土地の区域を農用地区域として定め、これを当該農業振興地域整備計画の構成部分として明確にしなければならない。

一 集団的に存在する農用地で、政令で定める面積以上の規模のもの

(以下略)

## 10. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

記載内容：史跡範囲内及び隣接地に「水口町城山鳥獣保護地区」及び「水口町城山鳥獣保護区 特別保護地区」の指定箇所がある。

該当条文：

(鳥獣保護区)

第二十八条 環境大臣は、鳥獣の保護のため必要があると認めるときは、国が所有し、又は

借り受ける土地でその管理する鳥獣の生息地について、鳥獣保護区を設けることができる。

2 都道府県知事は、鳥獣の保護のため必要があると認めるときは、区域を定めて、鳥獣保護区を設けることができる。

(特別保護地区)

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域のうち、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を、特別保護地区（以下「特別保護地区」という。）に指定することができる。

## 11. 森林法

記載内容： 史跡範囲内及び隣接地には、保安林の指定箇所がある。また、史跡範囲内及び隣接地は地域森林計画対象区域がある。

該当条文：

(地域森林計画)

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即し、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向を勘案し、森林として一体的な整備を図ることが相当と認められるものに限る。第十条の二第一項において同じ。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

(保安林)

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号に掲げる目的を達成するため必要があると認めるときは、森林(第四十一条の規定の適用を受けるものを除く。以下この章及び次章において同じ。)を保安林として指定することができる。

- 一 水源のかん養
- 二 土砂の流出の防備
- 三 土砂の崩壊の防備

(中略)

十 公衆の保健

(以下略)

## 甲賀市水口岡山城跡調査委員会

甲賀市水口岡山城跡調査委員会は、水口岡山城跡の史跡指定を目指した総合調査について指導、助言を行う機関として、平成 24 年（2012 年）6 月 1 日に設置した組織である。

調査の実施期間中、委員会を合計 10 回開催した。

- 第 1 回** 日時：平成 24 年（2012 年）10 月 29 日（月） 13 時 00 分～17 時 00 分  
場所：甲賀市立水口図書館 2 階資料室  
水口岡山城跡  
内容：水口岡山城跡の調査事業について  
平成 24 年（2012 年）度の遺構確認調査について
- 第 2 回** 日時：平成 25 年（2013 年）2 月 19 日（火） 14 時 00 分～17 時 00 分  
場所：甲賀市役所水口庁舎第 1 会議室  
水口岡山城跡第 1 次発掘調査現場  
内容：第 1 次発掘調査の調査成果について  
次年度以降の調査について
- 第 3 回** 日時：平成 25 年（2013 年）10 月 23 日（水） 14 時 15 分～17 時 00 分  
場所：甲賀市役所甲南庁舎第 2 委員会  
内容：水口岡山城跡にかかる今後の計画について  
平成 25 年度に実施する第 2 次発掘調査について  
第 1 次発掘調査の概要報告について
- 第 4 回** 日時：平成 26 年（2014 年）2 月 18 日（火） 14 時 00 分～17 時 00 分  
場所：水口岡山城跡第 2 次発掘調査現場  
甲賀市役所甲南庁舎 3 階第 2 委員会室  
内容：第 2 次発掘調査現場視察および第 2 次発掘調査の成果の発表について  
水口岡山城跡にかかる今後の計画について
- 第 5 回** 日時：平成 26 年（2014 年）10 月 30 日（木） 14 時 00 分～17 時 00 分  
場所：水口岡山城跡第 3 次発掘調査現場  
甲賀市役所甲南庁舎 3 階第 1 委員会室  
内容：第 3 次発掘調査現場視察および第 3 次発掘調査の成果の発表について  
水口岡山城跡にかかる今後の計画について
- 第 6 回** 日時：平成 27 年（2015 年）3 月 30 日（月） 13 時 30 分～17 時 00 分  
場所：水口岡山城跡第 3 次発掘調査現場  
甲賀市役所水口庁舎第 3 委員会室  
内容：第 3 次発掘調査現場視察および調査成果の検討  
史跡指定の意見具申に向けて  
今後の取り組みや計画について

- 第7回** 日時：平成27年（2015年）8月3日（月） 13時30分～17時00分  
 場所：水口岡山城跡第4次発掘調査現場  
 甲賀市役所水口庁舎第4委員会室  
 内容：第4次発掘調査現場視察および調査成果の検討  
 総合調査報告書について  
 史跡指定に向けて
- 第8回** 日時：平成28年（2016年）2月1日（月） 13時45分～17時00分  
 場所：甲賀市役所甲南庁舎第2委員会室  
 内容：総合調査報告書の内容の検討  
 史跡指定範囲の検討
- 第9回** 日時：平成28年（2016年）5月2日（月） 13時30分～17時00分  
 場所：水口岡山城跡現地  
 甲賀市役所水口庁舎第4委員会室  
 内容：総合調査報告書の内容の検討  
 史跡指定範囲の検討
- 第10回** 日時：平成28年（2016年）6月27日（月） 13時45分～17時00分  
 場所：甲賀市役所甲南庁舎特別会議室  
 内容：総合調査報告書の内容の検討  
 国史跡への意見具申について

甲賀市水口岡山城跡調査委員会 委員一覧

役職	氏名	専門分野	備考
委員長	杉原 和雄	考古学	公益財団法人向日市埋蔵文化財センター理事長 甲賀市文化財保護審議会委員
副委員長	中井 均	考古学 城郭史	滋賀県立大学人間文化学部教授
委員	松尾 信裕	考古学 都市史	公益財団法人大阪市博物館協会 大阪歴史博物館研究主幹
委員	三浦 正幸	建築史学	広島大学大学院文学研究科教授 (平成25年度より)
委員	高木 叙子	文献史学	滋賀県立安土城考古博物館副主幹
委員	山村 亜希	歴史地理学	京都大学人間・環境学研究科准教授

※肩書は当時

## 市民ワークショップの概要

### 1. 開催目的

史跡水口岡山城跡が地域のシンボルとして市民に長く愛され、将来にわたって保存活用を図るために、本計画の策定と並行して地域住民と史跡の将来像を考え、その意見を本計画に反映させることを目的に市民ワークショップを開催した。

### 2. 第1回「みんなで築こう水口岡山城の未来」

日 時 令和6年(2024年)8月24日(土) 19時30分～21時00分

場 所 甲賀市まちづくり活動センター「まる一む」多目的室1・2

参加者数 20名

テ ー マ 水口岡山城の現状と課題

方 法 グループワーク(5～6人で1グループ)

意見の概要

#### 水口岡山城の現状

##### ①特徴・魅力

建物は残っていないが、石垣や遺構が良好な状態で残っており、発掘調査で櫓台跡が確認され、豊臣政権の重臣が城主であることも含めて、ロマンや想像が膨らむ。

##### ②立地と自然

山頂の見晴らしが良く、甲賀市のシンボルとして目立つ存在で、ウォーキングや登山に適した自然が豊かな山である。

##### ③整備状況

登山道やルートの整備がされており、市民が気軽に訪れることができ、市外からの公共交通の利便性も比較的良好。

##### ④施設

市民団体によって、天守を模したバルーンを活用したイベントや子ども向けの事業が実施されているほか、親しみやすいキャラクターも作成されている。

#### 水口岡山城の課題

##### ①魅力

城主が地味で、歴史資料が不足しているため、PRが難しい。また、負けた城というイメージがある。

##### ②整備の不十分さ

登山道や散策道の草刈や階段修繕が不十分で、メンテナンスが必要である。また、木が多く、石垣や遺構が見にくい。

##### ③施設の不備

駐車場やトイレが不足しており、山頂まで車でアクセスすることが難しい。また、登山口のガイダンスや情報提供が不足している。

##### ④教育と認知

地元住民や学校での教育機会が不足しており、認知度が低い。また、城の様子を想像できるグッズや展示が少ない。

### 3. 第2回「みんなで築こう水口岡山城の未来」

日 時 令和6年(2024年)9月21日(土) 19時30分～21時00分

場 所 甲賀市まちづくり活動センター「まる一む」多目的室1・2

参加者数 20名

テ ー マ 課題解決のアイデア

方 法 グループワーク(5～6人で1グループ)

結 果

各グループから提案された課題解決のキャッチコピー

Aグループ「愛が一番♡トイレが二番」

Bグループ「未来かがやく明るい水口岡山城」

Cグループ「水口岡山城見える化プロジェクト」

意見の全体概要

#### ①遺構や景観の整備

残存する石垣を保護し、草刈によって遺構の顕在化を図る。また、眺望の良さをアピールするために、山頂付近の整備を行う。

#### ②アクセス・インフラの改善

駐車場や登山道の整備により、気軽に水口岡山城に登ることができるようにする。トイレの整備は必須である。また、リフト・ロープウェイの設置をするといった意見もあった。

#### ③観光

売店の設置やイベントにあわせた見学会の開催。

#### ④教育・PR活動

学校との連携した教育やデジタル技術を活用した解説、イベントにあわせた見学会の開催などにより、城の歴史や文化をより深く学べる機会とする。

### 4. 第3回「水口岡山城を語ろう～君の城熱が未来を築く～」

日 時 令和7年(2025年)7月12日(土) 第1部 15時30分～17時00分

第2部 19時30分～21時00分

場 所 第1部 史跡水口岡山城跡

第2部 甲賀市まちづくり活動センター「まる一む」多目的室1・2

参加者 23名(第1部10名、第2部17名)

テ ー マ 具体的な課題解決策

方 法 第1部：現地見学 第2部：グループワーク(3グループ)

結 果

#### Aグループ「インフラ・環境整備」

安全な見学環境の整備に着目し、重点事項として「トイレ新設」と「見学ルートへの修繕」を選定。砂利舗装の流出箇所や朽ちかけた木製階段が見受けられ、通行者の転倒や怪我のリスクが高いことが懸念される。行政主体で、可能な限り早い時期に整備を進める必要がある。

#### Bグループ「遺構の保存・復元・展示」

城跡としての輪郭を明確にするために、2つの重点事項を設定。第一に、本丸から三の丸までの木を伐採して地形を視覚化し、麓から城郭構造を直感的に理解できる状態をつくること。第二に、石垣の保全・修復と周遊ルートの整備をバルーンなどと組み合わせて行い、遺構の保

存意識と観光資源としての魅力を同時に高める。実施時期は木伐採を短期、石垣整備を中～長期と区分し、行政が主体となって範囲を明確にした上で進める。

#### **Cグループ「教育・観光活用」グループ「教育・観光活用」**

子どもをターゲットにした参加型イベントの創出を重点に置いた。地域の若い世代が城跡に親しむことで、将来的な保護や家族単位での来訪を促す狙い。具体案として、「逃走中」を城跡で実施するほか、水鉄砲合戦など体験型プログラムを挙げ、短～中期で民間団体（城の会や商工会青年部）が運営主体となる。一方で、参加者募集や運営費、安全管理などの課題も洗い出され、今後の検討していく必要がある。



## 史跡水口岡山城跡保存活用計画

策 定 令和8年（2026年）2月25日  
印刷・発行 令和8年（2026年）3月31日  
編集・発行 甲賀市教育委員会  
滋賀県甲賀市水口町水口6053番地  
TEL 0748-69-2250  
FAX 0748-69-2293  
E-mail koka30109000@city.koka.lg.jp  
印 刷 株式会社トップ





ライトアップされたバルーンー夜城

